

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1～12 (略)	(略)	1～12 (略)	(略)
13 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	13 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者
14 (略)	(略)	14 (略)	(略)
15 PHS 事業者	電気通信番号規則第 9 条第 4 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	15 PHS 事業者	電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者
16～87 (略)	(略)	16～87 (略)	(略)
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 10 条第 3 号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ。	88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 10 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ。
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。)をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場面に限ります。)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。)をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場面に限ります。)
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ	89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ
90～98-2 (略)	(略)	90～98-2 (略)	(略)
98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、特別収容局ルータと対向するもの	98-3 削除	—
99～110 (略)	(略)	99～110 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1)～(7)-2(略)	(略)
(7)-3 特別中継局ルータ	特別中継局ルータ(ISP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は当該IP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(8)(略)	(略)

(標準的接続期間)

第38条 当社は、第21条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア～イ (略)

ウ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置又は第8号に規定する電気通信設備  
接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から7ヶ月以内。

(4) (略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1)～(7)-2(略)	(略)
(7)-3 削除	
(8)(略)	(略)

(標準的接続期間)

第38条 当社は、第21条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア～イ (略)

ウ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置又は第9号に規定する電気通信設備  
接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から7ヶ月以内。

(4) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)			
		ウ 光信号伝送装置により、100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,819円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,819円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,874円	
			以外のも	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,909円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,909円	
			以外のも	以外のも	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,966円	
		エ 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	38,462円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	38,462円		

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)			
		ウ 光信号伝送装置により、100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,363円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,363円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,404円	
			以外のも	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,720円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,720円	
			以外のも	以外のも	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,772円	
		エ 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	41,667円	—	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	41,667円		

(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,230円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	1,230円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの		1回線ごとに	1,267円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,534円			
		ウ~エ (略)		(略)	(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	62円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	62円	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,294円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,294円	
		C A B以外のもの			1回線ごとに	1,333円		
		電話重畳する場合		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	34円		
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	34円		

(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,271円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	1,271円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの		1回線ごとに	1,309円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,618円			
		ウ~エ (略)		(略)	(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	68円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	68円	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,332円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,332円	
		C A B以外のもの			1回線ごとに	1,372円		
		電話重畳する場合		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	35円		
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	35円		

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの (収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限り ます。)	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	361円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	361円
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,593円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,593円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,632円
		電話重畳する場合		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	333円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	333円
		(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能			ア 保守の区別がタイプ1-1のもの
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに					963円
ウ アイ以外のもの	1回線ごとに					992円

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの (収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限り ます。)	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合		保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	370円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	370円
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,634円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,634円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,674円
		電話重畳する場合		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	337円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	337円
		(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能			ア 保守の区別がタイプ1-1のもの
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに					918円
ウ アイ以外のもの	1回線ごとに					946円

(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	199円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	199円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	232円	—	
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 固定無線宅内設備の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに	1,193円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに	1,193円	
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	285円	—	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.715円		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	220円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	220円	
		イ (略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	241円	—	
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 固定無線宅内設備の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに	637円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに	637円	
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	270円	—	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.764円		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 - 2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額		(略)	(略)	(略)
ア (略)	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りませう。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	176 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	184 円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	193 円	

2 - 1 - 2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額		(略)	(略)	(略)
ア (略)	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りませう。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	172 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	179 円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	185 円	

2 - 1 の2 I S M折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りませう。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 806 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 63,909 円	

2 - 1 の2 I S M折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りませう。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 927 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 73,497 円	

2 - 1 の3 光信号電気信号変換機能

		1 回線ごとに月額				
		区 分	料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能です。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sタイプ	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	2,031 円	_____
				(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	2,031 円	
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	2,092 円	
		イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	241 円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	241 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	248 円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	366 円	_____	
			イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	366 円		
			ウ アイ以外のもの	377 円		

2 - 1 の3 光信号電気信号変換機能

		1 回線ごとに月額				
		区 分	料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能です。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sタイプ	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,130 円	_____
				(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,130 円	
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,163 円	
		イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	126 円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	126 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	130 円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	315 円	_____	
			イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	315 円		
			ウ アイ以外のもの	325 円		



2 - 1 の 4 光信号多重分離機能

区 分			料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 521円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 521円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 537円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 644円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 644円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの 663円		

2 - 1 の 4 光信号多重分離機能

区 分			料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 229円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 229円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの 236円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 504円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 504円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの 520円		

2 - 2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0634円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0273円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	8,666,667円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機を利用する場合	1 通信ごとに 0.00001334円	_____

2 - 2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0556円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0324円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,250,000円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機を利用する場合	1 通信ごとに 0.00001544円	_____

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	<u>0.00001511円</u>	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	<u>0.00001894円</u>	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	<u>0.00002148円</u>	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	<u>0.00001534円</u>	
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	<u>0.00001741円</u>	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	<u>0.00002131円</u>	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	<u>0.00002455円</u>	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	<u>0.00001776円</u>	
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 2 の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分			単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限り、協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	22,066円	—

2 - 3 - 2 - 4 (略)

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の2 (略)

2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能

2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分			料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.715円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.715円	

2 - 2 の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分			単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限り、協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,815円	—

2 - 3 - 2 - 4 (略)

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の2 (略)

2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能

2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分			料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.764円	—
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.764円	

2 - 5 - 3 - 2 (略)

2 - 5 - 3 - 3 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに <u>285円</u>	—	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとにメートルあたり <u>0.715円</u>		

2 - 5 - 3 - 2 (略)

2 - 5 - 3 - 3 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに <u>270円</u>	—	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとにメートルあたり <u>0.764円</u>		

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額	
	料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送装置、中継伝送装置及び端末回線未回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,369円 4,795円
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	
一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,116円 5,189円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	42,082円 41,508円
高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの	5,094円 4,551円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	5,186円 4,633円 5,369円 4,795円
128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	45,272円 44,119円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	7,045円 5,959円 7,174円 6,067円 7,441円 6,288円
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	48,356円 46,629円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	51,507円 49,206円 57,814円 54,360円
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	57,814円 54,360円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	64,117円 59,514円 76,730円 69,821円
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	76,730円 69,821円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	83,148円 77,335円 95,640円 89,282円 114,557円 100,744円
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	114,557円 100,744円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	39,143円 26,111円 39,914円 26,623円 41,463円 27,650円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	171,303円 147,127円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	231,197円 196,088円 287,943円 242,471円
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	231,197円 196,088円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	101,517円 66,125円 103,536円 67,438円 107,580円 70,064円
ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	48,937円 43,138円
	セカンドクラスのもの	40,235円 38,443円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	41,029円 39,203円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	42,621円 40,721円
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	40,235円 38,443円
	セカンドクラスのもの	41,029円 39,203円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	42,621円 40,721円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	44,213円 42,313円 44,213円 42,313円
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	44,213円 42,313円
	セカンドクラスのもの	44,213円 42,313円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	46,805円 44,905円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	47,917円 46,017円 47,917円 46,017円
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	47,917円 46,017円
	セカンドクラスのもの	47,917円 46,017円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	50,509円 48,609円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	51,621円 49,721円 51,621円 49,721円
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	51,621円 49,721円
	セカンドクラスのもの	51,621円 49,721円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	54,213円 52,313円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	55,325円 53,425円 55,325円 53,425円

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額	
	料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送装置、中継伝送装置及び端末回線未回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,218円 4,636円
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	
一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,782円 5,116円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,228円 30,646円
高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの	4,942円 4,392円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	5,035円 4,474円 5,218円 4,636円
128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	34,312円 33,148円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,848円 5,748円 6,977円 5,856円 7,236円 6,072円
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	37,312円 35,562円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	40,367円 38,035円 46,476円 42,980円
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	46,476円 42,980円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	52,591円 47,927円 64,816円 57,819円 83,148円 72,656円
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	83,148円 72,656円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	101,488円 87,495円 38,580円 25,380円 39,344円 25,880円 40,875円 26,882円
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	156,494円 132,008円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	166,494円 142,008円 171,560円 147,995円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	214,560円 178,995円
	エコマニークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	269,565円 223,508円 94,228円 56,387円 96,104円 57,508円 99,862円 59,750円
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	59,891円 46,829円
	セカンドクラスのもの	44,253円 42,337円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	45,130円 43,177円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	46,889円 44,858円
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	44,253円 42,337円
	セカンドクラスのもの	45,130円 43,177円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	46,889円 44,858円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	48,648円 46,617円 48,648円 46,617円
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	48,648円 46,617円
	セカンドクラスのもの	48,648円 46,617円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	51,240円 49,209円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	52,999円 50,968円 52,999円 50,968円
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	52,999円 50,968円
	セカンドクラスのもの	52,999円 50,968円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	55,591円 53,560円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	57,350円 55,319円 57,350円 55,319円
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	57,350円 55,319円
	セカンドクラスのもの	57,350円 55,319円
エコマニークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60,942円 58,911円
	保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	62,701円 60,670円 62,701円 60,670円

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	115,200円	84,809円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	78,167円	62,935円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	79,723円	64,185円	
		保守の別が上記以外のもの	82,828円	66,683円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	76,131円	61,795円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	77,647円	63,022円	
		保守の別が上記以外のもの	80,672円	65,474円	
		保守の別が上記以外のもの	128,610円	92,994円	
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	86,745円	68,377円
			保守の別がタイプ1-2のもの	88,469円	69,735円
			保守の別が上記以外のもの	91,922円	72,451円
			保守の別がタイプ1-1のもの	83,691円	66,667円
(イ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに		保守の別がタイプ1-2のもの	85,355円	67,991円	
		保守の別が上記以外のもの	88,684円	70,639円	
		クラスの別がタイプ1-1のもの	5,376円	3,281円	
		セカンドクラスのもの	4,213円	2,616円	
(イ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに		保守の別がタイプ1-2のもの	4,302円	2,669円	
		保守の別が上記以外のもの	4,467円	2,773円	
		エコノミークラスのもの	2,828円	1,839円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,883円	1,876円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	272,179円	183,475円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	277,614円	187,135円	
		保守の別が上記以外のもの	288,484円	194,455円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	208,045円	147,565円	
	(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	212,198円	150,507円	
		保守の別が上記以外のもの	220,497円	156,390円	
		クラスの別がタイプ1-1のもの	1,134円	692円	
		セカンドクラスのもの	1,310円	787円	
	(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	1,335円	802円	
		保守の別が上記以外のもの	1,387円	834円	
		エコノミークラスのもの	591円	385円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	602円	392円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(イ) 134.7Mbit/sのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	461,400円	296,139円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	383,389円	250,333円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	391,049円	255,331円	
		保守の別が上記以外のもの	406,362円	265,324円	
	(イ) 134.7Mbit/sのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	258,175円	180,223円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	263,330円	183,819円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	273,638円	191,008円	
		保守の別が上記以外のもの	273,638円	191,008円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考		
		料金額	料金額			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線未回収する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
		専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	50円	621円		
	一般専用回線に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	670円		
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に係るもの	50円	621円		
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	50円	586円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	50円	598円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	110円	1,242円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	100円	1,172円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	100円	1,195円	
			保守の別が上記以外のもの	110円	1,242円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	160円	1,863円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	210円	2,485円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	320円	3,727円	
			保守の別が上記以外のもの	420円	4,969円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	640円	7,454円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	950円	11,181円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,270円	14,908円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,200円	14,064円	
		1.52Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	1,220円	14,345円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,270円	14,908円	
保守の別がタイプ1-2のもの	2,230円		26,089円			
保守の別が上記以外のもの	3,230円		37,891円			
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	4,190円	49,072円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	(略)	45,030円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	(略)	45,931円			
	保守の別が上記以外のもの	(略)	47,732円			

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	112,922円	80,935円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	79,173円	62,887円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	80,751円	64,138円	
		保守の別が上記以外のもの	83,903円	66,641円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	77,285円	61,957円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	78,827円	63,190円	
		保守の別が上記以外のもの	81,904円	65,655円	
		保守の別が上記以外のもの	125,330円	87,756円	
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	87,101円	67,462円
			保守の別がタイプ1-2のもの	88,835円	68,805円
			保守の別が上記以外のもの	92,308円	71,490円
			保守の別がタイプ1-1のもの	83,325円	65,602円
(イ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに		保守の別がタイプ1-2のもの	84,986円	66,908円	
		保守の別が上記以外のもの	88,305円	69,518円	
		クラスの別がタイプ1-1のもの	4,718円	2,593円	
		セカンドクラスのもの	3,743円	2,098円	
(イ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに		保守の別がタイプ1-2のもの	3,817円	2,140円	
		保守の別が上記以外のもの	3,969円	2,224円	
		エコノミークラスのもの	2,474円	1,474円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,528円	1,504円	
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	332,851円	201,854円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	251,725円	159,757円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	256,752円	162,946円	
		保守の別が上記以外のもの	266,809円	169,323円	
	(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	192,253円	130,462円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	196,090円	133,065円	
		保守の別が上記以外のもの	203,769円	138,270円	
		クラスの別がタイプ1-1のもの	958円	526円	
	(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	1,122円	605円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,144円	617円	
		保守の別が上記以外のもの	1,193円	641円	
		エコノミークラスのもの	503円	299円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(イ) 134.7Mbit/sのもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	414,054円	246,501円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	347,219円	211,777円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	354,162円	215,394円	
		保守の別が上記以外のもの	368,025円	223,828円	
	(イ) 134.7Mbit/sのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	234,877円	155,842円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	239,568円	158,953円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	248,952円	165,173円	
		保守の別が上記以外のもの	248,952円	165,173円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考		
		料金額	料金額			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線未回収する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
		専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	40円	634円		
	一般専用回線に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	160円	710円		
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に係るもの	40円	634円		
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの	40円	598円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	40円	610円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	80円	1,268円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	80円	1,196円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	80円	1,220円	
			保守の別が上記以外のもの	80円	1,268円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	130円	1,902円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	170円	2,536円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	250円	3,803円	
			保守の別が上記以外のもの	340円	5,071円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	510円	7,607円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	760円	11,410円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,020円	15,213円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	980円	14,352円	
		1.52Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	980円	14,639円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	1,020円	15,213円	
保守の別がタイプ1-2のもの	1,780円		26,623円			
保守の別が上記以外のもの	2,590円		38,667円			
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスの別がタイプ1-1のもの	3,350円	50,077円			
	保守の別がタイプ1-1のもの	(略)	36,735円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	(略)	37,470円			
	保守の別が上記以外のもの	(略)	38,939円			

ウ A T M 専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	(略)	4,834円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	2,280円 2,326円 2,417円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	2,280円 2,326円 2,417円
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	(略)	9,063円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	4,560円 4,651円 4,834円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	4,560円 4,651円 4,834円
	2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	(略)	16,918円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	8,550円 8,721円 9,063円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	7,980円 8,140円 8,459円
	3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,780円	25,376円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	12,540円 12,791円 13,292円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	11,970円 12,209円 12,688円
	4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,290円	32,627円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	15,960円 16,279円 16,918円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	15,390円 15,698円 16,313円
	5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,710円	38,669円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	19,380円 19,768円 20,543円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	18,240円 18,605円 19,334円
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(フ)	クラスが下記以外のもの	3,180円	45,315円
			セカンドクラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)
エコノミーク ラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,520円 1,550円 1,610円	21,660円 22,093円 22,960円
(イ)		クラスが下記以外のもの	190円	2,664円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	2,034円 2,075円 2,156円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	90円 (略) (略)	1,257円 1,282円 1,332円
(フ)		クラスが下記以外のもの	11,410円	162,530円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	7,920円 8,080円 8,400円	112,860円 115,117円 119,632円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	5,400円 5,510円 5,720円	76,950円 78,489円 81,567円
(イ)		クラスが下記以外のもの	50円	664円	
	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	50円 50円 (略)	664円 677円 704円	
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	262円 267円 277円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	14,780円	210,262円		
	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	11,880円 12,120円 12,590円	169,290円 172,676円 179,447円	
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,960円 7,100円 7,380円	99,180円 101,164円 105,131円	

ウ A T M 専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	(略)	3,943円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	1,860円 1,897円 1,972円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	1,860円 1,897円 1,972円
	1.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	(略)	7,394円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	3,720円 3,794円 3,943円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	3,720円 3,794円 3,943円
	2.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	(略)	13,801円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	6,976円 7,115円 7,394円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	6,510円 6,640円 6,901円
	3.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,740円	20,209円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	10,230円 10,435円 10,844円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	9,765円 9,960円 10,351円
	4.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,250円	26,124円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	13,020円 13,280円 13,801円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	12,555円 12,806円 13,308円
	5.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	31,053円	
		セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	15,810円 16,126円 16,759円
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	14,880円 15,178円 15,773円
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(フ)	クラスが下記以外のもの	3,140円	36,475円
			セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)
エコノミーク ラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,480円 1,510円 1,570円	17,205円 17,549円 18,237円
(イ)		クラスが下記以外のもの	180円	2,061円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	1,596円 1,628円 1,692円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	80円 (略) (略)	972円 992円 1,031円
(フ)		クラスが下記以外のもの	10,940円	127,168円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	7,680円 7,830円 8,140円	89,280円 91,066円 94,637円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	5,160円 5,260円 5,470円	59,985円 61,185円 63,584円
(イ)		クラスが下記以外のもの	40円	503円	
	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	40円 40円 (略)	503円 513円 533円	
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	(略) (略) (略)	197円 201円 209円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	13,990円	162,657円		
	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	11,360円 11,590円 12,040円	132,060円 134,701円 139,984円	
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,600円 6,730円 7,000円	76,725円 78,260円 81,329円	

2 - 6 - 2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線未回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	4,630円	
	イ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,024円	
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	41,343円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	43,788円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	46,133円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	48,545円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	53,368円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	58,191円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	67,837円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	82,306円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	96,775円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	140,182円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	186,001円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	229,408円			

2 - 6 - 2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線未回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	4,499円	
	イ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,979円	
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	30,509円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	32,875円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	35,152円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	37,488円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	42,160円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	46,833円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	56,178円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70,195円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	84,213円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	126,265円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	170,654円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	212,706円			



2 - 6 の 2 データ伝送機能

2 - 6 の 2 - 1 基本料

		1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス 1 のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,772円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,319円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,866円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,413円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	9,507円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	12,601円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	23,430円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	43,541円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	65,199円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	83,763円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	99,233円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	116,250円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	122,438円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	130,173円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	136,361円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	144,096円		
		クラス 2 のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,566円
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	8,084円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,556円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	13,684円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,641円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	25,472円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,802円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	36,409円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,824円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	47,346円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	20,630円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	59,135円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	24,080円	
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	70,923円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	27,313円	
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	81,009円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	29,989円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	91,112円		
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	32,758円		
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	99,527円		
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	35,403円		
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	107,943円		

2 - 6 の 2 データ伝送機能

2 - 6 の 2 - 1 基本料

		1 回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス 1 のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,686円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,088円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,490円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,892円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,696円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	11,500円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,912円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	39,540円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	57,766円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	74,590円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	88,610円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	104,032円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	109,640円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	115,248円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	122,258円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	127,866円		
		クラス 2 のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,424円
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,463円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,321円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,623円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,304円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,875円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,214円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	32,670円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,014円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	43,467円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	19,633円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	53,489円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	22,632円	
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	63,514円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	25,407円	
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	72,767円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	27,595円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	82,021円		
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	29,797円		
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,733円		
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,109円		
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	97,443円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	447円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	894円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,341円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,788円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,682円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,576円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	6,705円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	12,516円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	18,774円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	24,138円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	28,608円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	33,525円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	35,313円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	37,548円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	39,336円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	41,571円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			2,271円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,252円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	3,889円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	2,432円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	7,295円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,634円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	10,455円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	4,796円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	13,616円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,896円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	17,022円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	6,893円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	20,428円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	7,827円
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	23,342円	
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	8,600円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	26,261円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	9,400円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	28,693円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	10,165円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	31,125円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		
		料金額	備考	
データ伝送機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	422円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	844円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,266円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,688円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,532円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,376円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	5,908円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	11,816円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	17,302円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	22,366円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	26,586円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	31,228円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	32,916円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	34,604円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	36,714円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	38,402円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの			2,161円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,215円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	3,714円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	2,414円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	6,499円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,591円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	9,748円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	4,735円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	12,998円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,824円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	16,015円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	6,727円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	19,032円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	7,562円
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	21,817円	
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	8,221円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	24,603円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	8,883円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	26,924円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	9,579円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	29,245円		

2 - 6の3 ~ 2 - 7 (略)

2 - 8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	81円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	83円	活用型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	4.58円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 6の3 ~ 2 - 7 (略)

2 - 8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	85円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	88円	活用型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	5.79円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1 番号ごとに	4.25 円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア	イ以外の場合	1 番号ごとに	2.84 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ	番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	4.31 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	78 円	_____	

(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1 番号ごとに	4.68 円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア	イ以外の場合	1 番号ごとに	3.46 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ	番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	4.99 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	82 円	_____	

2 - 9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。)と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信(その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。)する通信の手動交換を行う機能	1通信ごとに	405 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1通信ごとに	146 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 10 公衆電話機能

2 - 10 - 1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.9211 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.8803 円	——

2 - 10 - 2 (略)

2 - 9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。)と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信(その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。)する通信の手動交換を行う機能	1通信ごとに	534 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1通信ごとに	161 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 10 公衆電話機能

2 - 10 - 1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.0983 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.0394 円	——

2 - 10 - 2 (略)

## 2 - 1 1 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コ レク トサー ビス接 続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	126 円	特定中継事業者に適用します。
(12) D S L 回線管理 機能	協定事業者の D S L サービスにおける D S L 回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	55 円	_____
		イ 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第4欄(イ) 欄に係るもの	60 円	_____
(13) D S L 回線故障対 応機能	協定事業者の D S L サービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	37 円	_____
(14) P H S 基地局回 線管理機 能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60 円	P H S 事業者に適用します。
(15) 光回線 設備管理機 能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	60 円	_____
(16) I P 通 信網回線管 理機能	協定事業者の I P 通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60 円	_____
(17) 端末回 線伝送機 能管理機 能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60 円	_____
(17)-2 下 部 端 末 回 線 管 理 機 能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60 円	_____
(18) 光信号 分岐端末 回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	60 円	_____

## 2 - 1 1 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コ レク トサー ビス接 続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	123 円	特定中継事業者に適用します。
(12) D S L 回線管理 機能	協定事業者の D S L サービスにおける D S L 回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	61 円	_____
		イ 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第4欄(イ) 欄及びイ(イ) 欄に係るもの	59 円	_____
(13) D S L 回線故障対 応機能	協定事業者の D S L サービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	29 円	_____
(14) P H S 基地局回 線管理機 能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	59 円	P H S 事業者に適用します。
(15) 光回線 設備管理機 能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	59 円	_____
(16) I P 通 信網回線管 理機能	協定事業者の I P 通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	59 円	_____
(17) 端末回 線伝送機 能管理機 能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	59 円	_____
(17)-2 下 部 端 末 回 線 管 理 機 能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	59 円	_____
(18) 光信号 分岐端末 回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	59 円	_____

(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	285円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.715円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	60円	_____
(21) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(22) 固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1固定無線宅内設備ごとに月額	60円	_____
(23) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	特別収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	691,667円	_____
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	特別収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	822,260円	_____
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	156,454円	_____
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	104,283円	_____

(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	270円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.764円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(21) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(22) 固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1固定無線宅内設備ごとに月額	59円	_____
(23) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア 削除		_____	_____
		イ 削除		_____	_____
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	105,098円	_____
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	117,101円	_____

		オ I S D N一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	1,758円	——
(4) 特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-3欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	特別中継局ルータにおける1IP通信網間接続装置ごとに月額		822,260円	——
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	17,849円	——

		オ I S D N一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	2,060円	——
(4) 削除					
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	17,007円	——



料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(36) (略)	(略)	(略)
(37) テレゴンサービスに係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定する呼数累計機能(以下「テレゴンサービス」といいます。)を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(38)～(66) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.277
	電力設備	0.913
	伝送機械設備	0.203
	無線機械設備	0.329
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.067
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.048

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.046
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.040
		中継伝送機能	0.042
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.084
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.043
		端末系交換機能	0.042
		中継系交換機能	0.036
		中継伝送機能	0.039
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
		繰延資産比率	0.0115
		投資等比率	0.0026
貯蔵品比率	0.0071		
他人資本比率	0.479		

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(36) (略)	(略)	(略)
(37) 削除		
(38)～(66) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.312
	電力設備	0.931
	伝送機械設備	0.196
	無線機械設備	0.306
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.061
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.047

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.042
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.051
		中継伝送機能	0.038
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.083
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.039
		端末系交換機能	0.043
		中継系交換機能	0.046
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
		繰延資産比率	0.0114
		投資等比率	0.0022
貯蔵品比率	0.0084		
他人資本比率	0.472		

自己資本比率	0.521
他人資本利子率	0.0141
自己資本利益率	0.0134
有利子負債以外の負債の比率	0.078
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0149
利益対応税率	(略)
貸倒率	(略)

自己資本比率	0.528
他人資本利子率	0.0138
自己資本利益率	0.0121
有利子負債以外の負債の比率	0.076
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0135
利益対応税率	(略)
貸倒率	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考	
(1) PHS登録 工事費	活字型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,223円	ア 活字型PHS業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。	
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,464円		
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活字型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用		1番号ごとに	515円	活字型PHS業者に適用します。	
(3) PHS利用停止工事費	活字型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,667円	ア 活字型PHS業者に適用します。 イ 活字型PHS事業者は(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。	
			(イ) 1番号ごとに	466円		
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,299円		ア 活字型PHS業者に適用します。 イ 活字型PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	392円		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考	
(1) PHS登録 工事費	活字型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,055円	ア 活字型PHS業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。	
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,310円		
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活字型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用		1番号ごとに	512円	活字型PHS業者に適用します。	
(3) PHS利用停止工事費	活字型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,648円	ア 活字型PHS業者に適用します。 イ 活字型PHS事業者は(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。	
			(イ) 1番号ごとに	464円		
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに	3,282円		ア 活字型PHS業者に適用します。 イ 活字型PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	390円		

(4) PHS利用停止解除工事費	活用例PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	466円	活用例PHS事業者に適用します。
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	392円	活用例PHS事業者に適用します。
(5) PHS着信転送登録工事費	活用例PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等をPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事に要する費用		(ア) 1磁気媒体100番号まで	2,122円	ア 活用例PHS事業者に適用します。 イ 活用例PHS事業者は、(ア)から(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1磁気媒体50番号まで	1,312円	
			(ウ) 1磁気媒体10番号まで	681円	
			(I) 1番号ごとに	509円	
(6) PHS着信転送解除工事費	活用例PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等の登録を解除する工事に要する費用		1番号ごとに	356円	活用例PHS事業者に適用します。
(7) PHS認証情報変更工事費	当社のPHS接続装置に登録された活用例PHS事業者の契約者回線番号等に係る認証情報を変更する工事に要する費用		(ア) 1磁気媒体10番号まで	1,496円	ア 活用例PHS事業者に適用します。 イ 活用例PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり10番号までとします。
			(イ) 1磁気媒体1番号のとき	668円	

(4) PHS利用停止解除工事費	活用例PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	464円	活用例PHS事業者に適用します。
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	390円	活用例PHS事業者に適用します。
(5) PHS着信転送登録工事費	活用例PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等をPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事に要する費用		(ア) 1磁気媒体100番号まで	2,111円	ア 活用例PHS事業者に適用します。 イ 活用例PHS事業者は、(ア)から(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1磁気媒体50番号まで	1,306円	
			(ウ) 1磁気媒体10番号まで	677円	
			(I) 1番号ごとに	506円	
(6) PHS着信転送解除工事費	活用例PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等の登録を解除する工事に要する費用		1番号ごとに	354円	活用例PHS事業者に適用します。
(7) PHS認証情報変更工事費	当社のPHS接続装置に登録された活用例PHS事業者の契約者回線番号等に係る認証情報を変更する工事に要する費用		(ア) 1磁気媒体10番号まで	1,489円	ア 活用例PHS事業者に適用します。 イ 活用例PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり10番号までとします。
			(イ) 1磁気媒体1番号のとき	665円	

(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(9) PHS着信転送基本登録工事費	着信転送機能をPHS接続装置に登録する工事に要する費用	(7) 1PHS接続装置あたり	202円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ (7)の料金については、当該PHS接続装置に着信転送機能を最初に登録するときに限り適用します。	
		(4) 20基地局回線ごとに	1,533円		
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,575円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,207円		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,754円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,146円	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,490円	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	1回線ごとに	1,355円	

(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(9) PHS着信転送基本登録工事費	着信転送機能をPHS接続装置に登録する工事に要する費用	(7) 1PHS接続装置あたり	201円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ (7)の料金については、当該PHS接続装置に着信転送機能を最初に登録するときに限り適用します。	
		(4) 20基地局回線ごとに	1,525円		
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,562円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,191円		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,745円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,135円	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,483円	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	1回線ごとに	1,348円	

(18) メンバーズ ネットサービ ス登録工事費	当社の加入者 交換機に特定 中継事業者の 契約約款等に 規定するメン バーズネット 機能(以下「メ ンバーズネッ トサービス」と いいます。)を 登録する工事 に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,170 円	特定中継事業者に 適用します。
				平日夜間	4,821 円	
				平日深夜	5,566 円	
				土日祝日 昼夜間	5,007 円	
				土日祝日 深夜	5,752 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,293 円	
				平日夜間	3,807 円	
				平日深夜	4,396 円	
				土日祝日 昼夜間	3,954 円	
				土日祝日 深夜	4,542 円	
(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約者に対する利 用停止情報を登録する工事に 要する費用	1 回線ごとに	754 円	特定中継事業者に 適用します。		
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約不締結情報を 登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	178 円	特定中継事業者に 適用します。		
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端 末系事業者の契約約款等に規 定する全国型着信短縮ダイヤ ル機能を登録する工事に要す る費用	1 工事ごとに	6,899 円	特定端末系事業者 に適用します。		
(22) ~ (24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(18) メンバーズ ネットサービ ス登録工事費	当社の加入者 交換機に特定 中継事業者の 契約約款等に 規定するメン バーズネット 機能(以下「メ ンバーズネッ トサービス」と いいます。)を 登録する工事 に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,149 円	特定中継事業者に 適用します。
				平日夜間	4,783 円	
				平日深夜	5,508 円	
				土日祝日 昼夜間	4,965 円	
				土日祝日 深夜	5,689 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,276 円	
				平日夜間	3,777 円	
				平日深夜	4,350 円	
				土日祝日 昼夜間	3,921 円	
				土日祝日 深夜	4,493 円	
(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約者に対する利 用停止情報を登録する工事に 要する費用	1 回線ごとに	750 円	特定中継事業者に 適用します。		
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約不締結情報を 登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	177 円	特定中継事業者に 適用します。		
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端 末系事業者の契約約款等に規 定する全国型着信短縮ダイヤ ル機能を登録する工事に要す る費用	1 工事ごとに	6,864 円	特定端末系事業者 に適用します。		
(22) ~ (24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ア)(イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,122 円 平日夜間 1,297 円 平日深夜 1,498 円 土日祝日 1,347 円 昼夜間 1,548 円	移転先事業者に適用します。		
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 687 円 平日夜間 794 円 平日深夜 917 円 土日祝日 825 円 昼夜間 947 円 土日祝日 深夜			
		イ(略)	(略)		(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(ア)(イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,122 円 平日夜間 1,297 円 平日深夜 1,498 円 土日祝日 1,347 円 昼夜間 1,548 円	—		
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 583 円 平日夜間 674 円 平日深夜 778 円 土日祝日 699 円 昼夜間 804 円 土日祝日 深夜			
			イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア)(イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間 1,257 円 平日夜間 1,453 円 平日深夜 1,678 円 土日祝日 1,509 円 昼夜間 1,734 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
				(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間 583 円 平日夜間 674 円 平日深夜 778 円 土日祝日 699 円 昼夜間 804 円 土日祝日 深夜	

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ア)(イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,116 円 平日夜間 1,287 円 平日深夜 1,482 円 土日祝日 1,336 円 昼夜間 1,531 円	移転先事業者に適用します。		
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 683 円 平日夜間 788 円 平日深夜 907 円 土日祝日 818 円 昼夜間 937 円 土日祝日 深夜			
		イ(略)	(略)		(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(ア)(イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,116 円 平日夜間 1,287 円 平日深夜 1,482 円 土日祝日 1,336 円 昼夜間 1,531 円	—		
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 580 円 平日夜間 668 円 平日深夜 770 円 土日祝日 694 円 昼夜間 795 円 土日祝日 深夜			
			イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ア)(イ)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間 1,251 円 平日夜間 1,442 円 平日深夜 1,661 円 土日祝日 1,497 円 昼夜間 1,715 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
				(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間 580 円 平日夜間 668 円 平日深夜 770 円 土日祝日 694 円 昼夜間 795 円 土日祝日 深夜	

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,244 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,595 円	
					平日深夜	2,996 円	
					土日祝日 昼夜間	2,695 円	
					土日祝日 深夜	3,096 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,012 円	
					平日夜間	1,170 円	
					平日深夜	1,351 円	
					土日祝日 昼夜間	1,215 円	
					土日祝日 深夜	1,396 円	
イ (略)			(略)	(略)	(略)		
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,233 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,574 円	
					平日深夜	2,965 円	
					土日祝日 昼夜間	2,672 円	
					土日祝日 深夜	3,062 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,007 円	
					平日夜間	1,161 円	
					平日深夜	1,337 円	
					土日祝日 昼夜間	1,205 円	
					土日祝日 深夜	1,380 円	
イ (略)			(略)	(略)	(略)		
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		



(27)-2 光屋内 配線工 事費	光信号 分岐端 未回線 と一体 として 当社の 光屋内 配線（ 主とし て一戸 建ての 建物に 設置さ れる形 態によ り設置 するも のに限 ります 。）に 係る工 事に要 する費 用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	18,208円	——		
				土日 祝日 昼間	21,245円	——		
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	12,062円	——		
				土日 祝日 昼間	14,483円	——		
		ウ 既に設 置された 当社の 光屋内 配線を そのま ま転用 する場 合	(ア) 利用者 宅内の 壁面に 既に設 置され た光成 端盤（ 光屋内 配線を 終端し ている ものに 限ります 。以下 (イ)欄 において 同じと します。 ）を利 用する 場合	当社による 当社の回 線終端 装置の 撤去に 併せて、 既に設 置され た光屋 内配線 の利用 に係る 工事行 う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	9,066円	——
					土日 祝日 昼間	9,826円	——	
			当社による 当社の回 線終端 装置の 撤去とは 別に、 既に設 置され た光屋 内配線 の利用 に係る 工事行 う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	11,108円	——	
				土日 祝日 昼間	12,278円	——		
		(イ) 利用者 宅内の 壁面に 新たに 光成端 盤を設 置する 場合	当社による 当社の回 線終端 装置の 撤去に 併せて、 既に設 置され た光屋 内配線 の利用 に係る 工事行 う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	9,943円	——	
				土日 祝日 昼間	10,907円	——		
				平日 昼間	11,911円	——		
				土日 祝日 昼間	13,366円	——		

(27)-2 光屋内 配線工 事費	光信号 分岐端 未回線 と一体 として 当社の 光屋内 配線（ 主とし て一戸 建ての 建物に 設置さ れる形 態によ り設置 するも のに限 ります 。）に 係る工 事に要 する費 用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	17,785円	——		
				土日 祝日 昼間	20,746円	——		
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	12,001円	——		
				土日 祝日 昼間	14,361円	——		
		ウ 既に設 置された 当社の 光屋内 配線を そのま ま転用 する場 合	(ア) 利用者 宅内の 壁面に 既に設 置され た光成 端盤（ 光屋内 配線を 終端し ている ものに 限ります 。以下 (イ)欄 において 同じと します。 ）を利 用する 場合	当社による 当社の回 線終端 装置の 撤去に 併せて、 既に設 置され た光屋 内配線 の利用 に係る 工事行 う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	8,650円	——
					土日 祝日 昼間	9,391円	——	
			当社による 当社の回 線終端 装置の 撤去とは 別に、 既に設 置され た光屋 内配線 の利用 に係る 工事行 う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	10,682円	——	
				土日 祝日 昼間	11,822円	——		
		(イ) 利用者 宅内の 壁面に 新たに 光成端 盤を設 置する 場合	当社による 当社の回 線終端 装置の 撤去に 併せて、 既に設 置され た光屋 内配線 の利用 に係る 工事行 う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	9,467円	——	
				土日 祝日 昼間	10,407円	——		
				平日 昼間	11,505円	——		
				土日 祝日 昼間	12,845円	——		

(28)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号 端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	6,948 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,174 円	_____
	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,429 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,867 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号 端末回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	6,948 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	12,258 円	_____
	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,429 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	10,424 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,793円	_____

(28)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号 端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	6,912 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,133 円	_____
	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,422 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,828 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号 端末回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	6,912 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	12,196 円	_____
	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,422 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	10,372 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,749円	_____

(33)~(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐 端末回線接続 工事費	光信号分岐端末回線を光局外ス プリッタに接続する工事に要す る費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間	4,583 円	_____
			土日 祝日 昼間	5,300 円	
(36) 光信号分岐 端末回線収容 キャビネット 等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容する ための光信号分岐端末回線収容 キャビネット等を設置（既設未 利用のものを新たに利用する場 合を含みます。）する工事に要 する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間	1,518 円	_____
			土日 祝日 昼間	1,630 円	
(37) 光信号分岐 端末回線設置 等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等す る工事を土日祝日昼間に実施す る場合に加算する費用	1 光信号分岐端 末回線ごとに		1,827 円	_____
(38) 融着接続工 事費	光信号端末回線（光局外スプリ ッタを含まないものに限ります。 ）との接続を申込み場合に、 当該回線の架空部分と引込部 分を、融着接続工事（光ファイ バケーブル同士を融解して接 続する工事をいい、単芯により 構成される光ファイバケーブ ルについて工事を行う場合に 限ります。）により接続する場 合に要する費用	1 回線 ごとに	平日 昼間	3,225 円	_____
			土日 祝日 昼間	3,873 円	

(33)~(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐 端末回線接続 工事費	光信号分岐端末回線を光局外ス プリッタに接続する工事に要す る費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間	4,361 円	_____
			土日 祝日 昼間	5,063 円	
(36) 光信号分岐 端末回線収容 キャビネット 等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容する ための光信号分岐端末回線収容 キャビネット等を設置（既設未 利用のものを新たに利用する場 合を含みます。）する工事に要 する費用	1 光信 号分岐 端末回 線ごと に	平日 昼間	1,456 円	_____
			土日 祝日 昼間	1,571 円	
(37) 光信号分岐 端末回線設置 等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等す る工事を土日祝日昼間に実施す る場合に加算する費用	1 光信号分岐端 末回線ごとに		1,650 円	_____
(38) 融着接続工 事費	光信号端末回線（光局外スプリ ッタを含まないものに限ります。 ）との接続を申込み場合に、 当該回線の架空部分と引込部 分を、融着接続工事（光ファイ バケーブル同士を融解して接 続する工事をいい、単芯により 構成される光ファイバケーブ ルについて工事を行う場合に 限ります。）により接続する場 合に要する費用	1 回線 ごとに	平日 昼間	3,209 円	_____
			土日 祝日 昼間	3,840 円	

2 - 2 ~ 2 - 3 (略)

2 - 4 2 - 3 に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり 1 時間ごとに	6,132 円
平日夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,090 円
平日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,186 円
土日祝日昼夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,363 円
土日祝日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,459 円

2 - 2 ~ 2 - 3 (略)

2 - 4 2 - 3 に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり 1 時間ごとに	6,101 円
平日夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,034 円
平日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,100 円
土日祝日昼夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,301 円
土日祝日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,366 円

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収 手続費	別表2(接 続形態)第 2表にお いて協 定事 業者が 利用 者料 金設 定事 業者 とな る接 続形 態の 場合 であ って、 同別 表第 3表 にお いて 当社 が利 用者 料 金請 求事 業者 とな るとき に、 当社 が行 う利 用者 料 金の 回 収業 務に 要す る費 用	ア イ 以 外 の 場 合	(ア) 電話サービス又は 総合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書の 料金内訳項目を1の 協定事業者が専有す る場合であって、請 求・収納・回収を当社 が行う場合	1内訳項 目ごと に	22.88円	特定中継事 業者に適用 します。	
				月額	当社が請 求す る利 用者 料 金 額 の 0.16% に相 当 する 額		
			(イ) 電話サービス又は 総合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書の 料金内訳項目を複数 の協定事業者で共用 する場合であって、通 信ごとのデータ蓄 積・料金計算、請求金 額確定及び請求・収 納・回収を当社が行 う場合	月額	当社が請 求す る利 用者 料 金 額 の4.4 %に 相 当 する 額		携帯・自動 車電話事 業者、活 用型PHS 事業者及 び接続型 PHS事 業者に適 用します。
			(ウ) 当社の音声利用I P通信網サービスの利 用者に対する料金請 求書の料金内訳項目 を1の協定事業者が 専有する場合であ って、通信ごとのデー タ蓄積・料金計算、請 求金額確定及び請求・ 収納・回収を当社が行 う場合	1通信ご とに	0.08円		
				1内訳項 目ごと に	22.97円		
				月額	当社が請 求す る利 用者 料 金 額 の 0.16% に相 当 する 額		
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分				単 位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収 手続費	別表2(接 続形態)第 2表にお いて協 定事 業者が 利用 者料 金設 定事 業者 とな る接 続形 態の 場合 であ って、 同別 表第 3表 にお いて 当社 が利 用者 料 金請 求事 業者 とな るとき に、 当社 が行 う利 用者 料 金の 回 収業 務に 要す る費 用	ア イ 以 外 の 場 合	(ア) 電話サービス又は 総合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書の 料金内訳項目を1の 協定事業者が専有す る場合であって、請 求・収納・回収を当社 が行う場合	1内訳項 目ごと に	24.52円	特定中継事 業者に適用 します。	
				月額	当社が請 求す る利 用者 料 金 額 の 0.21% に相 当 する 額		
			(イ) 電話サービス又は 総合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書の 料金内訳項目を複数 の協定事業者で共用 する場合であって、通 信ごとのデータ蓄 積・料金計算、請求金 額確定及び請求・収 納・回収を当社が行 う場合	月額	当社が請 求す る利 用者 料 金 額 の 4.9% に 相 当 する 額		携帯・自動 車電話事 業者、活 用型PHS 事業者及 び接続型 PHS事 業者に適 用します。
			(ウ) 当社の音声利用I P通信網サービスの利 用者に対する料金請 求書の料金内訳項目 を1の協定事業者が 専有する場合であ って、通信ごとのデー タ蓄積・料金計算、請 求金額確定及び請求・ 収納・回収を当社が行 う場合	1通信ご とに	0.27円		
				1内訳項 目ごと に	26.74円		
				月額	当社が請 求す る利 用者 料 金 額 の 0.21% に相 当 する 額		
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 電話帳掲載 手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	90円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	192円	—	
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	217円	—	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	227円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の場合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	22.88円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の0.16%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 電話帳掲載 手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	99円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	195円	—	
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	215円	—	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	226円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の場合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	24.52円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の0.21%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の4.9%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	12.36円	みなし契約業者に適用します。		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(ア) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	7.47円	_____
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	18.67円	_____
	イ(略)	(略)	(略)	(略)		

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	15.06円	みなし契約業者に適用します。		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(ア) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	9.16円	_____
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	20.36円	_____
	イ(略)	(略)	(略)	(略)		

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,762 円 平日夜間 11,287 円 平日深夜 13,032 円 土日祝日 11,722 円 昼夜間 13,467 円 土日祝日 深夜	_____	_____
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ア) (イ)以外の場合 1回ごとに	平日昼間 10,332 円 平日夜間 11,947 円 平日深夜 13,793 円 土日祝日 12,407 円 昼夜間 14,253 円 土日祝日 深夜	_____	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間 7,800 円 平日夜間 9,018 円 平日深夜 10,413 円 土日祝日 9,366 円 昼夜間 10,760 円 土日祝日 深夜	_____	_____
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,707 円	_____	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,024 円	_____	_____	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	644 円	_____	_____	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,713 円 平日夜間 11,198 円 平日深夜 12,895 円 土日祝日 11,623 円 昼夜間 13,319 円 土日祝日 深夜	_____	_____
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ア) (イ)以外の場合 1回ごとに	平日昼間 10,280 円 平日夜間 11,852 円 平日深夜 13,649 円 土日祝日 12,302 円 昼夜間 14,097 円 土日祝日 深夜	_____	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間 7,760 円 平日夜間 8,947 円 平日深夜 10,303 円 土日祝日 9,287 円 昼夜間 10,642 円 土日祝日 深夜	_____	_____
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,658 円	_____	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,019 円	_____	_____	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	641 円	_____	_____	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(13)-2 D S L 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	699 円	—	
	イ 第 52 条（協定事業者の切分責任等）第 3 項の規定に基づき、その D S L 回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びその D S L 回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	950 円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 D S L 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	724 円	—	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	93 円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第 99 条の 6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第 1 項第 1 号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ア) 基本額	利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの 1 調査ごとに	6,230 円	—
				当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの 1 調査ごとに	717 円	—
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの 1 調査ごとに	816 円	—	
		イ 同条第 1 項第 2 号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,637 円	—
		ウ 同条第 2 項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 基本額		1番号又は 1住所ごとの 1 成功検索ごとに	(略)	—
		(イ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、）の調査を行う場合	1番号又は 1住所ごとの 1 成功検索ごとに	(略)	—	
(16)～(20) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(13)-2 D S L 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	696 円	—	
	イ 第 52 条（協定事業者の切分責任等）第 3 項の規定に基づき、その D S L 回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びその D S L 回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	946 円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 D S L 回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	720 円	—	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	191 円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第 99 条の 6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第 1 項第 1 号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ア) 基本額	利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの 1 調査ごとに	6,199 円	—
				当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの 1 調査ごとに	714 円	—
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの 1 調査ごとに	811 円	—	
		イ 同条第 1 項第 2 号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,629 円	—
		ウ 同条第 2 項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 基本額		1番号又は 1住所ごとの 1 成功検索ごとに	(略)	—
		(イ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、）の調査を行う場合	1番号又は 1住所ごとの 1 成功検索ごとに	(略)	—	
(16)～(20) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	



(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,676 円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	938 円	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,944 円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,200 円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,466 円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,808 円	_____	

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,627 円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	933 円	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,934 円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,179 円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,403 円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,794 円	_____	

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	49,074円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	34,094円	_____
			(ロ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,450円	_____
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,286円	_____

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,826円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,922円	_____
			(ロ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,347円	_____
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,193円	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,603円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,321円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,561円	—
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,469円	—
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,334円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,415円	—
(25) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	15,187円	—	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,561円	—	

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,560円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,279円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,528円	—
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,437円	—
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,302円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,387円	—
(25) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	8,280円	—	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,558円	—	

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,757円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	49円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限りませす。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	183円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	768円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	391円	
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,659円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	724円	—
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供し協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,453円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,080円	
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	6,825円	—

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,752円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	45円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限りませす。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	152円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	755円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	355円	
(29) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,514円	—
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	720円	—
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供し協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,446円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,013円	
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	6,790円	—

(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	2,029,000 円	—
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,250 円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,557 円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,557 円	—

2 - 2 - 2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1) ~ (5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.117

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

~ (略)

(略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.277
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,694,000 円	—
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,239 円	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,093 円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,093 円	—

2 - 2 - 2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1) ~ (5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.112

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

~ (略)

(略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.287
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.070
	発電設備	0.674
	電源設備及び蓄電池設備	0.957
	空気調整設備	1.951
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.043
自己資本利益率		0.0259

(3) (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.150
	発電設備	0.798
	電源設備及び蓄電池設備	0.937
	空気調整設備	1.957
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.039
自己資本利益率		0.0253

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額	
		土地	通信用建物
富山県	富山	901円	23,325円
	富山南	683円	17,068円
	和合	246円	13,683円
	水尻	509円	22,622円
	呉羽	741円	6,987円
	富山水橋	341円	15,575円
	富山北	669円	31,471円
	高岡	429円	24,401円
	高岡市外	345円	9,908円
	高岡立野	460円	10,361円
	戸出機械棟	449円	20,152円
	新湊機械棟	428円	19,949円
	堀岡	304円	18,795円
	魚津	431円	18,844円
	氷見	418円	10,888円
	富山滑川	563円	19,792円
	黒部別	444円	11,353円
	礪波	656円	13,711円
	小矢部	410円	14,396円
	大沢野別	350円	9,152円
	上滝	301円	11,754円
	上市	(略)	10,695円
	入善	395円	5,033円
	婦中	305円	12,403円
	小杉	396円	8,281円
	太閤山	416円	6,113円
	大門	478円	15,855円
	富山平	136円	15,073円
	井波	232円	5,379円
	福野	574円	11,995円
	富山福光	474円	6,621円
	富山岩瀬2	488円	13,444円
	高岡伏木	398円	11,525円
	高岡中田	316円	14,236円
	富山柳田	677円	28,645円
	桝禮野	143円	17,059円
	富山立山	231円	16,319円
	宇奈月	148円	20,187円
	富山朝日	187円	50,605円
	越中八尾	271円	20,326円
	富山古里	680円	23,596円
	城端	420円	6,108円
	富山福岡別	410円	8,839円
津沢	348円	19,927円	
入善南	175円	29,131円	
石川県	鳴和	1,006円	18,786円
	金石	820円	16,070円
	金沢弥生	973円	13,056円
	入江	1,290円	20,445円
	鶴	1,367円	18,568円
	金沢森本	660円	33,724円
	粟ヶ崎	1,395円	14,221円
	金沢3	802円	27,832円
	七尾	534円	29,209円
	徳田	327円	12,416円
	和倉	967円	20,238円
	石川小松	615円	25,850円
	符津	476円	25,421円
	中海	(略)	10,366円
	輪島	319円	26,468円
	珠洲	626円	13,404円
	石川加賀	405円	15,612円
	片山津	265円	11,790円
	山代	309円	18,361円
	羽咋	512円	22,484円
	畠知	313円	26,448円
	松任	507円	17,577円
	山中	1,102円	11,031円
	根上別	435円	16,399円
	寺井2	479円	13,310円
	辰口	631円	6,698円
	鶴来	1,373円	30,088円
	金沢西	836円	33,577円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額	
		土地	通信用建物
富山県	富山	878円	24,288円
	富山南	684円	17,594円
	和合	204円	13,271円
	水尻	475円	22,332円
	呉羽	778円	6,940円
	富山水橋	338円	15,130円
	富山北	674円	31,429円
	高岡	455円	23,884円
	高岡市外	354円	9,798円
	高岡立野	501円	9,956円
	戸出機械棟	452円	19,739円
	新湊機械棟	452円	20,373円
	堀岡	294円	18,614円
	魚津	430円	18,302円
	氷見	411円	10,581円
	富山滑川	557円	18,376円
	黒部別	428円	11,595円
	礪波	684円	12,913円
	小矢部	423円	12,916円
	大沢野別	343円	8,797円
	上滝	284円	11,188円
	上市	(略)	10,566円
	入善	414円	5,855円
	婦中	322円	22,898円
	小杉	431円	15,793円
	太閤山	474円	5,761円
	大門	498円	15,726円
	富山平	132円	15,931円
	井波	233円	5,024円
	福野	549円	12,389円
	富山福光	476円	7,181円
	富山岩瀬2	460円	14,525円
	高岡伏木	401円	11,946円
	高岡中田	336円	13,990円
	富山柳田	690円	28,533円
	桝禮野	144円	16,864円
	富山立山	235円	16,356円
	宇奈月	147円	20,072円
	富山朝日	182円	45,271円
	越中八尾	259円	19,410円
	富山古里	649円	23,529円
	城端	447円	5,682円
	富山福岡別	415円	8,164円
津沢	305円	20,197円	
入善南	176円	29,073円	
石川県	鳴和	992円	22,817円
	金石	810円	14,980円
	金沢弥生	982円	16,425円
	入江	1,334円	19,481円
	鶴	1,398円	17,903円
	金沢森本	651円	33,616円
	粟ヶ崎	1,307円	10,515円
	金沢3	843円	27,450円
	七尾	480円	32,034円
	徳田	331円	13,640円
	和倉	1,064円	19,161円
	石川小松	602円	24,472円
	符津	464円	25,090円
	中海	(略)	10,208円
	輪島	296円	26,444円
	珠洲	634円	13,049円
	石川加賀	392円	15,015円
	片山津	255円	11,960円
	山代	313円	18,006円
	羽咋	608円	20,258円
	畠知	314円	26,026円
	松任	521円	17,046円
	山中	1,105円	9,914円
	根上別	456円	16,424円
	寺井2	452円	13,329円
	辰口	650円	5,985円
	鶴来	1,326円	29,291円
	金沢西	857円	33,278円

	野々市	695円	11,996円
	津幡	581円	22,054円
	石川河北	850円	25,990円
	志雄	210円	18,981円
	押水	208円	14,008円
	田鶴浜	398円	19,360円
	鳥屋	380円	19,409円
	石川中島	228円	20,227円
	石川鹿島	302円	18,583円
	能都	721円	13,424円
	犀川	501円	22,857円
	粟津	242円	20,675円
	美川	485円	14,228円
	七塚木津	218円	16,317円
	内灘	654円	25,023円
	石川	315円	15,100円
	石川高松別	266円	17,226円
	富来	194円	25,349円
	六水	418円	15,050円
	羽咋志賀別	300円	10,156円
	宝立	245円	10,674円
	久江	(略)	11,619円
	鹿西	386円	15,332円
	門前	54円	24,253円
	柳田	370円	18,484円
	石川内浦	157円	19,981円
	能都小木	401円	11,018円
	金沢2	717円	23,461円
	町野	562円	13,610円
	鹿島能登島	185円	28,746円
福井県	福井2	658円	19,472円
	福井南	882円	14,036円
	麻生津	622円	10,086円
	敦賀	879円	19,384円
	武生肩舎2	402円	11,879円
	福井小浜2	718円	21,777円
	東小浜	672円	38,285円
	福井大野	373円	9,598円
	福井勝山	363円	9,645円
	鯖江	560円	17,240円
	鯖江西	274円	33,971円
	福井松岡別	698円	8,158円
	福井三国	421円	12,450円
	芦原	216円	8,587円
	丸岡	563円	8,563円
	春江別	496円	11,640円
	山東	668円	56,403円
	上中	499円	15,784円
	福井高浜別	715円	12,809円
	福井東別	860円	15,280円
	福井森田	532円	17,505円
	西安居	356円	39,211円
	福井坂井	205円	12,997円
	福井朝日別	333円	11,207円
	福井清水	223円	28,119円
	福井	658円	40,671円
	足羽別	338円	10,113円
	河和田	263円	15,897円
	永平寺	497円	20,610円
	金津別	426円	15,638円
	今立別	465円	11,039円
	福井三方別	213円	26,232円
	美浜	324円	18,910円
	大飯	684円	18,056円
	今庄	490円	22,298円
	福井河合	254円	3,416円
	福井鶴	348円	13,449円
	五分市	630円	19,644円
	上志比	358円	28,349円
	福井池田	573円	25,275円
	南奈	926円	31,498円
	福井宮崎	223円	30,283円
	名田庄	274円	17,243円
	越前	1,313円	14,428円
	荒土	296円	23,885円
	細呂木	135円	20,268円
	織田	374円	26,799円
岐阜県	岐阜	813円	37,009円
	岐阜本荘	840円	17,317円
	長良	1,233円	28,440円
	長森	1,158円	19,942円

	野々市	723円	11,721円
	津幡	613円	21,519円
	石川河北	791円	25,994円
	志雄	167円	18,815円
	押水	200円	13,572円
	田鶴浜	393円	19,175円
	鳥屋	376円	19,295円
	石川中島	248円	19,972円
	石川鹿島	282円	18,719円
	能都	714円	47,887円
	犀川	430円	21,268円
	粟津	244円	19,099円
	美川	487円	13,810円
	七塚木津	217円	14,480円
	内灘	582円	24,872円
	石川	283円	14,314円
	石川高松別	263円	17,191円
	富来	166円	25,267円
	六水	426円	14,770円
	羽咋志賀別	297円	9,499円
	宝立	172円	11,975円
	久江	(略)	12,806円
	鹿西	379円	15,659円
	門前	59円	24,106円
	柳田	373円	17,919円
	石川内浦	156円	19,644円
	能都小木	386円	10,649円
	金沢2	843円	25,917円
	町野	442円	12,994円
	鹿島能登島	189円	28,768円
福井県	福井2	660円	18,021円
	福井南	903円	13,828円
	麻生津	590円	10,245円
	敦賀	854円	19,414円
	武生肩舎2	422円	11,494円
	福井小浜2	720円	20,595円
	東小浜	520円	37,907円
	福井大野	386円	9,157円
	福井勝山	350円	9,175円
	鯖江	545円	16,958円
	鯖江西	252円	33,513円
	福井松岡別	643円	7,630円
	福井三国	407円	10,247円
	芦原	211円	8,254円
	丸岡	534円	8,067円
	春江別	485円	11,224円
	山東	504円	54,334円
	上中	478円	17,001円
	福井高浜別	702円	13,170円
	福井東別	863円	14,801円
	福井森田	476円	16,826円
	西安居	355円	33,983円
	福井坂井	201円	12,675円
	福井朝日別	306円	21,642円
	福井清水	228円	27,847円
	福井	660円	40,792円
	足羽別	342円	9,745円
	河和田	251円	15,487円
	永平寺	519円	20,674円
	金津別	428円	13,465円
	今立別	484円	10,522円
	福井三方別	193円	25,994円
	美浜	243円	18,017円
	大飯	676円	17,742円
	今庄	543円	22,275円
	福井河合	248円	2,987円
	福井鶴	353円	21,193円
	五分市	607円	19,487円
	上志比	367円	28,049円
	福井池田	474円	24,887円
	南奈	738円	26,251円
	福井宮崎	225円	30,081円
	名田庄	277円	15,629円
	越前	1,298円	14,349円
	荒土	286円	35,293円
	細呂木	127円	31,497円
	織田	362円	26,908円
岐阜県	岐阜	827円	36,821円
	岐阜本荘	823円	17,246円
	長良	1,274円	27,369円
	長森	1,266円	19,965円



岐阜加納	1,392円	26,793円
黒野	887円	26,078円
芥見	491円	17,892円
大垣南	1,002円	16,060円
大垣西	686円	22,484円
大垣丸ノ内南	(略)	15,848円
高山第二	2,008円	14,828円
東濃B	401円	21,884円
岐阜根本	738円	16,431円
岐阜閉	678円	8,980円
小金田	461円	11,785円
岐阜中津川	535円	15,155円
瑞浪	351円	11,967円
岐阜羽島	694円	19,889円
恵那	666円	25,345円
恵那B	666円	13,802円
武並	396円	16,506円
中濃	932円	23,112円
土岐	330円	16,948円
各務原	562円	25,859円
鷺沼	666円	9,127円
可児	619円	31,394円
笠松	684円	9,114円
佐波	570円	20,597円
養老	482円	17,352円
垂井	315円	13,990円
揖斐川	170円	11,265円
岐阜北方	558円	14,899円
穂積	720円	16,470円
高富	740円	14,388円
郡上八幡	807円	16,757円
美濃白川	261円	10,359円
下呂	627円	21,186円
荘川	57円	20,160円
飛騨古川	841円	8,914円
岐阜神岡	475円	22,527円
一宮川島	711円	9,516円
岐阜殿美	351円	14,006円
岐阜赤坂	564円	10,547円
美濃坂本	270円	15,539円
第一落合	450円	37,498円
美濃	(略)	10,145円
羽島南	568円	18,043円
下石	320円	4,407円
新駄知	638円	14,821円
美濃平田	507円	75,702円
養老東	(略)	14,726円
岐阜神戸	534円	13,430円
輪之内	331円	94,396円
美濃池田	599円	9,457円
岐阜川辺	396円	17,383円
御高	310円	15,919円
笠原	346円	7,966円
陶	356円	6,301円
久々利	236円	15,335円
春里	427円	14,569円
海津	436円	79,210円
南濃	435円	11,956円
岐阜石津	450円	24,379円
揖斐大野	188円	15,726円
本巣	215円	15,379円
武芸川	334円	28,141円
岐阜大和	758円	19,028円
富加	358円	10,950円
八百津	351円	12,181円
美濃坂下	167円	14,785円
付知	301円	11,045円
美濃福岡	336円	12,080円
岩村	(略)	7,516円
山岡	335円	21,209円
明智	730円	17,695円
岐阜萩原	1,333円	5,730円
飛騨国府	91円	11,486円
美濃加茂北	205円	14,752円
前宮	418円	37,197円
関ヶ原	418円	34,557円
岐阜白鳥	733円	24,821円
飛騨細江	390円	45,996円
岐阜粟野	588円	7,768円
美濃牧谷	255円	40,103円
釜戸	238円	26,660円

岐阜加納	1,413円	26,579円
黒野	874円	26,023円
芥見	478円	17,821円
大垣南	981円	15,836円
大垣西	693円	22,401円
大垣丸ノ内南	(略)	15,705円
高山第二	1,880円	14,691円
東濃B	411円	21,528円
岐阜根本	730円	52,426円
岐阜閉	675円	8,297円
小金田	387円	13,371円
岐阜中津川	527円	14,982円
瑞浪	353円	11,966円
岐阜羽島	691円	24,151円
恵那	681円	25,137円
恵那B	681円	14,185円
武並	406円	16,504円
中濃	934円	23,429円
土岐	329円	17,239円
各務原	576円	26,176円
鷺沼	673円	9,093円
可児	620円	31,009円
笠松	674円	8,801円
佐波	567円	21,753円
養老	464円	17,248円
垂井	311円	13,976円
揖斐川	167円	11,392円
岐阜北方	546円	13,825円
穂積	710円	16,252円
高富	714円	13,755円
郡上八幡	760円	16,794円
美濃白川	246円	10,931円
下呂	574円	21,622円
荘川	54円	19,765円
飛騨古川	783円	10,817円
岐阜神岡	430円	22,485円
一宮川島	697円	9,236円
岐阜殿美	349円	23,454円
岐阜赤坂	556円	10,158円
美濃坂本	277円	11,711円
第一落合	454円	37,639円
美濃	(略)	9,643円
羽島南	576円	17,587円
下石	312円	4,044円
新駄知	644円	14,446円
美濃平田	490円	77,080円
養老東	(略)	13,074円
岐阜神戸	522円	22,397円
輪之内	330円	90,518円
美濃池田	587円	9,018円
岐阜川辺	395円	16,307円
御高	314円	16,308円
笠原	342円	7,635円
陶	350円	5,993円
久々利	232円	17,327円
春里	426円	14,379円
海津	423円	79,377円
南濃	425円	11,855円
岐阜石津	435円	22,125円
揖斐大野	192円	14,493円
本巣	204円	51,357円
武芸川	329円	29,282円
岐阜大和	759円	17,821円
富加	350円	11,876円
八百津	352円	12,441円
美濃坂下	168円	14,615円
付知	296円	10,626円
美濃福岡	321円	12,615円
岩村	(略)	7,071円
山岡	319円	16,081円
明智	706円	12,963円
岐阜萩原	1,219円	5,421円
飛騨国府	224円	11,015円
美濃加茂北	204円	16,716円
前宮	414円	36,779円
関ヶ原	401円	34,900円
岐阜白鳥	723円	25,124円
飛騨細江	388円	45,863円
岐阜粟野	532円	4,669円
美濃牧谷	256円	40,101円
釜戸	232円	18,359円

	鶴里	171円	10,175円
	上石津	235円	13,097円
	名森	401円	161,051円
	墨俣	588円	10,797円
	岐阜美山	461円	7,562円
	谷合	393円	41,971円
	武儀	(略)	21,279円
	高鷲	117円	9,124円
	美並	441円	20,182円
	七宗	614円	15,764円
	東白川	300円	14,606円
	加子母	318円	33,518円
	蛭川	321円	11,544円
	上矢作	270円	20,311円
	飛騨小坂	550円	10,896円
	飛騨竹原	467円	13,163円
	岐阜金山	969円	17,923円
	町方	690円	17,747円
	久々野	478円	13,038円
	奥飛騨温泉	1,015円	22,333円
	根尾	221円	24,388円
	蘇原	314円	14,026円
	黒南	234円	27,967円
	岐阜黒川	335円	14,561円
	飛騨河合	226円	25,965円
静岡県	用宗	1,151円	14,817円
	静岡長沼	1,973円	10,194円
	城北	2,499円	21,259円
	静岡八幡	2,183円	19,782円
	静岡大谷	740円	17,047円
	静岡電々	5,889円	33,785円
	浜松	1,066円	28,709円
	精志	589円	21,834円
	浜松住吉	1,269円	10,850円
	三方原	1,030円	9,538円
	神久呂	506円	9,850円
	中野町	812円	9,258円
	白羽	490円	9,712円
	芳川	670円	14,024円
	都田	547円	52,488円
	向宿別	750円	24,214円
	増楽	986円	9,674円
	下香貫	1,452円	12,174円
	沼津高島	1,498円	12,736円
	沼津原	(略)	32,753円
	江ノ浦	744円	18,811円
	沼津第二	2,129円	16,778円
	沼津北	2,335円	39,169円
	静岡清水	932円	24,887円
	有度	963円	16,276円
	江尻	1,795円	13,289円
	三保	939円	10,710円
	南熱海	624円	8,588円
	第二熱海	1,275円	19,912円
	三島中郷	1,059円	10,745円
	北田町	2,124円	10,926円
	富士宮	305円	12,611円
	伊東	528円	33,502円
	静岡伊東2	528円	27,322円
	八幡野	664円	15,262円
	静岡島田	556円	10,586円
	富士	(略)	16,157円
	平垣	599円	13,926円
	富士鈴川	709円	5,255円
	富士岡	641円	7,462円
	鷹岡	528円	11,183円
	磐田	887円	13,118円
	焼津	751円	8,720円
	大宮	782円	20,032円
	掛川	546円	28,928円
	伊達方	(略)	12,720円
	藤枝	971円	22,692円
	兵太夫	976円	8,714円
	御殿場	909円	16,730円
	玉穂	673円	11,826円
	袋井	1,125円	13,632円
	天竜	719円	9,394円
	浜北	675円	16,592円
	伊東下田	911円	18,749円
	裾野	1,214円	13,545円
	湖西	924円	15,583円

	鶴里	166円	11,095円
	上石津	233円	12,785円
	名森	360円	162,893円
	墨俣	534円	13,177円
	岐阜美山	423円	7,372円
	谷合	390円	42,013円
	武儀	(略)	19,124円
	高鷲	114円	8,747円
	美並	430円	17,575円
	七宗	598円	15,367円
	東白川	295円	13,260円
	加子母	313円	30,788円
	蛭川	320円	12,160円
	上矢作	271円	19,378円
	飛騨小坂	538円	58,336円
	飛騨竹原	456円	13,914円
	岐阜金山	863円	17,896円
	町方	571円	40,333円
	久々野	457円	12,773円
	奥飛騨温泉	291円	21,886円
	根尾	214円	21,908円
	蘇原	310円	23,270円
	黒南	233円	24,052円
	岐阜黒川	329円	23,355円
	飛騨河合	225円	28,100円
静岡県	用宗	1,115円	14,579円
	静岡長沼	1,960円	9,392円
	城北	2,470円	20,541円
	静岡八幡	2,227円	20,441円
	静岡大谷	735円	15,228円
	静岡電々	5,679円	35,858円
	浜松	1,128円	28,746円
	精志	599円	21,605円
	浜松住吉	1,291円	11,593円
	三方原	1,045円	9,104円
	神久呂	505円	9,285円
	中野町	822円	8,779円
	白羽	466円	9,361円
	芳川	642円	13,810円
	都田	552円	53,192円
	向宿別	756円	23,585円
	増楽	974円	9,107円
	下香貫	1,349円	12,650円
	沼津高島	1,502円	14,105円
	沼津原	(略)	33,570円
	江ノ浦	754円	18,252円
	沼津第二	2,103円	17,663円
	沼津北	2,360円	40,733円
	静岡清水	850円	25,059円
	有度	960円	15,649円
	江尻	1,780円	12,131円
	三保	738円	11,087円
	南熱海	610円	7,828円
	第二熱海	1,257円	21,032円
	三島中郷	1,061円	34,171円
	北田町	2,147円	12,094円
	富士宮	307円	12,773円
	伊東	517円	33,393円
	静岡伊東2	517円	27,318円
	八幡野	647円	15,495円
	静岡島田	558円	10,474円
	富士	(略)	15,880円
	平垣	595円	13,334円
	富士鈴川	682円	4,795円
	富士岡	585円	6,848円
	鷹岡	520円	10,469円
	磐田	893円	12,093円
	焼津	689円	9,058円
	大宮	761円	19,864円
	掛川	540円	29,869円
	伊達方	(略)	12,398円
	藤枝	976円	21,502円
	兵太夫	978円	7,904円
	御殿場	929円	16,990円
	玉穂	679円	11,656円
	袋井	1,144円	14,290円
	天竜	743円	9,170円
	浜北	684円	16,503円
	伊東下田	878円	17,769円
	裾野	1,221円	13,631円
	湖西	910円	15,148円

河津	760円	19,644円
南伊豆	281円	19,235円
仁科	1,697円	8,336円
伊豆長岡	1,125円	15,130円
修善寺大仁	1,028円	21,139円
新函南	1,165円	25,597円
中土狩	1,721円	10,915円
大井川	538円	24,010円
榛原	532円	15,812円
吉田町	547円	13,489円
浜岡	384円	26,503円
掛川菊川	856円	21,000円
引佐	626円	41,335円
静岡美和	568円	10,687円
服織	1,119円	50,259円
静岡沼津	1,924円	26,001円
富士大淵	546円	12,956円
湯ヶ島	958円	14,987円
青羽根	1,582円	15,707円
静岡岡部	1,006円	12,328円
静岡金谷	178円	10,192円
舞阪	699円	13,851円
新居	(略)	41,070円
細江	565円	10,463円
伊左地	510円	10,368円
籠山寺	470円	17,324円
静岡興津	1,178円	8,413円
小島	1,343円	14,624円
上野北山	380円	22,812円
川奈	702円	16,943円
宇佐美	870円	16,096円
富戸	907円	30,208円
初倉	585円	13,275円
富士見台	797円	16,826円
大藤	551円	31,563円
原谷	441円	11,162円
葉梨	694円	20,981円
御殿場神山	712円	11,060円
静岡山梨	585円	12,369円
中瀬	640円	9,704円
宮口	699円	5,369円
沼津御宿	854円	19,686円
新所原	988円	10,845円
熱川	367円	13,303円
稲取	560円	24,567円
丹那	347円	10,257円
韭山	1,511円	22,912円
大仁	1,951円	11,320円
中伊豆	304円	37,334円
須走	450円	12,421円
静岡小山	748円	10,496円
芝川	435円	10,080円
御前崎	334円	20,460円
相良	582円	15,073円
地頭方	306円	20,484円
小笠	427円	15,129円
森町	493円	5,932円
浅羽	471円	33,724円
静岡福田	495円	4,345円
竜洋	561円	17,008円
賤機	781円	28,912円
静岡水落	2,098円	25,504円
伊豆山	1,083円	25,484円
猪之頭	306円	21,476円
上井出	239円	14,782円
箕作	874円	12,017円
入出	320円	9,376円
白須賀	248円	11,755円
伊東松崎	1,851円	18,868円
西伊豆	1,250円	11,119円
伊豆賀茂	626円	60,332円
静岡戸田	239円	19,025円
土肥	349円	8,185円
富士川	670円	8,078円
富士松野	239円	10,801円
蒲原	1,382円	9,768円
由比	772円	13,028円
静岡川根	984円	21,833円
大須賀	1,120円	16,767円
静岡豊岡	484円	18,403円
三ヶ日	692円	17,305円

河津	732円	18,453円
南伊豆	276円	22,701円
仁科	1,593円	7,745円
伊豆長岡	1,132円	15,046円
修善寺大仁	1,018円	21,444円
新函南	1,170円	25,782円
中土狩	1,740円	10,579円
大井川	525円	24,091円
榛原	498円	15,303円
吉田町	530円	16,578円
浜岡	345円	26,302円
掛川菊川	826円	20,932円
引佐	639円	40,300円
静岡美和	567円	38,580円
服織	1,143円	52,048円
静岡沼津	1,894円	24,467円
富士大淵	543円	12,780円
湯ヶ島	670円	14,646円
青羽根	1,466円	14,813円
静岡岡部	990円	11,572円
静岡金谷	174円	9,947円
舞阪	644円	14,004円
新居	(略)	43,900円
細江	568円	9,986円
伊左地	514円	10,487円
籠山寺	466円	16,407円
静岡興津	1,170円	7,001円
小島	1,297円	14,385円
上野北山	372円	21,961円
川奈	710円	16,621円
宇佐美	871円	15,618円
富戸	870円	19,355円
初倉	613円	13,857円
富士見台	796円	16,481円
大藤	554円	24,393円
原谷	440円	12,443円
葉梨	690円	19,621円
御殿場神山	703円	10,366円
静岡山梨	739円	10,315円
中瀬	650円	8,520円
宮口	703円	4,914円
沼津御宿	863円	20,218円
新所原	996円	10,832円
熱川	365円	17,098円
稲取	540円	24,386円
丹那	350円	11,979円
韭山	1,528円	22,625円
大仁	1,963円	15,390円
中伊豆	309円	38,529円
須走	449円	13,609円
静岡小山	753円	9,960円
芝川	207円	40,137円
御前崎	318円	19,959円
相良	550円	14,102円
地頭方	271円	19,848円
小笠	406円	15,070円
森町	492円	5,659円
浅羽	453円	34,459円
静岡福田	448円	3,849円
竜洋	540円	17,102円
賤機	772円	27,347円
静岡水落	2,128円	25,266円
伊豆山	1,084円	23,306円
猪之頭	305円	23,006円
上井出	232円	40,128円
箕作	867円	13,814円
入出	304円	10,669円
白須賀	239円	12,879円
伊東松崎	1,615円	18,635円
西伊豆	1,155円	10,901円
伊豆賀茂	607円	60,730円
静岡戸田	222円	34,007円
土肥	334円	7,908円
富士川	604円	7,095円
富士松野	253円	11,847円
蒲原	1,317円	9,348円
由比	862円	12,516円
静岡川根	743円	21,804円
大須賀	1,134円	16,811円
静岡豊岡	486円	18,490円
三ヶ日	629円	18,778円

	都筑	642円	13,609円
	宮口2	699円	19,526円
	掛川城東	236円	19,411円
	韭山高原	177円	14,901円
	用沢	478円	19,505円
	中川根	587円	11,486円
	千頭	529円	10,360円
	掛川大東	302円	23,091円
	気多	376円	11,107円
	天童佐久間	566円	12,068円
	静岡西浦	787円	19,423円
	南崎	430円	8,897円
愛知県	千種覚王山	2,039円	29,889円
	名古屋東山	1,781円	19,070円
	千種第二	2,026円	16,016円
	名古屋新東	1,897円	103,365円
	布池	2,146円	23,535円
	矢田	1,497円	16,435円
	大曾根	1,499円	29,278円
	味統	1,563円	17,912円
	名古屋山田	1,125円	22,688円
	浄心	1,490円	17,886円
	笠島	1,583円	30,442円
	則武	1,924円	23,030円
	名古屋中村	1,870円	28,866円
	稲葉地	1,987円	20,401円
	名古屋中	858円	34,915円
	名古屋金山	1,602円	39,394円
	新広小路	2,435円	66,046円
	滝子	1,658円	16,748円
	瑞穂通	1,466円	24,476円
	八事	2,665円	24,098円
	名古屋中川	1,203円	11,521円
	下之一色	1,378円	26,339円
	名古屋港	986円	40,000円
	稲永	1,021円	9,315円
	道徳	1,765円	13,919円
	笠寺	1,165円	21,425円
	大同	1,555円	13,399円
	名古屋守山	970円	14,560円
	名古屋緑	1,125円	26,267円
	平手	1,415円	28,641円
	鳴子第二	2,225円	19,314円
	名東	1,306円	29,385円
	猪子石	1,922円	27,257円
	猪高	2,360円	35,027円
	天白	1,990円	26,611円
	豊橋岩田	1,288円	20,119円
	豊橋花田	1,292円	19,702円
	豊橋南栄	1,245円	19,051円
	豊橋二川	1,083円	9,736円
	老津	713円	6,089円
	植田	722円	9,833円
	札木	613円	14,433円
	岡崎	1,095円	25,003円
	羽根	1,720円	33,174円
	矢作	511円	12,061円
	藤川	906円	4,329円
	若津	1,059円	10,073円
	尾張一宮	1,051円	18,809円
	一宮神山	1,654円	8,846円
	一宮羽根	603円	31,675円
	一宮萩原	525円	13,977円
	浅井	517円	10,460円
	瀬戸陶栄	520円	11,031円
	愛知半田	788円	20,388円
	春日井	985円	19,229円
	勝川	1,470円	21,761円
	高蔵寺分室	612円	29,007円
	高蔵寺	1,288円	14,126円
	春日井坂下	745円	7,799円
	愛知豊川	1,007円	11,973円
	御油	1,006円	9,378円
	津島藤浪	1,236円	13,908円
	碧南2 (略)		18,252円
	刈谷	826円	20,171円
	刈谷境	882円	18,451円
	愛知豊田	874円	22,609円
	豊田高上	1,891円	18,588円
	豊田寿	875円	13,488円

	都筑	643円	20,928円
	宮口2	703円	19,154円
	掛川城東	228円	20,056円
	韭山高原	179円	14,484円
	用沢	472円	18,454円
	中川根	637円	11,327円
	千頭	423円	11,326円
	掛川大東	286円	22,831円
	気多	388円	15,126円
	天童佐久間	615円	11,413円
	静岡西浦	767円	19,021円
	南崎	435円	8,549円
	天童春野	359円	26,234円
愛知県	千種覚王山	2,287円	29,455円
	名古屋東山	1,887円	19,098円
	千種第二	2,154円	15,380円
	名古屋新東	2,692円	105,848円
	布池	2,686円	30,373円
	矢田	1,616円	16,244円
	大曾根	1,608円	28,328円
	味統	1,537円	17,885円
	名古屋山田	1,173円	28,680円
	浄心	1,554円	17,755円
	笠島	2,251円	31,188円
	則武	2,362円	23,801円
	名古屋中村	1,950円	28,434円
	稲葉地	2,058円	20,146円
	名古屋中	1,063円	36,101円
	名古屋金山	2,417円	39,383円
	新広小路	2,719円	67,594円
	滝子	1,781円	16,273円
	瑞穂通	1,589円	24,540円
	八事	2,877円	23,998円
	名古屋中川	1,297円	10,622円
	下之一色	1,348円	35,544円
	名古屋港	1,031円	39,863円
	稲永	1,034円	15,614円
	道徳	1,789円	13,799円
	笠寺	1,185円	20,904円
	大同	1,573円	19,136円
	名古屋守山	983円	22,072円
	名古屋緑	1,225円	25,618円
	平手	1,517円	28,313円
	鳴子第二	2,327円	18,836円
	名東	1,720円	29,285円
	猪子石	2,053円	27,166円
	猪高	2,477円	35,126円
	天白	2,084円	26,283円
	豊橋岩田	1,296円	19,602円
	豊橋花田	1,299円	25,777円
	豊橋南栄	1,265円	18,649円
	豊橋二川	1,092円	11,307円
	老津	723円	6,058円
	植田	730円	9,317円
	札木	622円	14,347円
	岡崎	1,126円	28,286円
	羽根	1,777円	34,706円
	矢作	527円	11,524円
	藤川	810円	4,311円
	若津	1,063円	9,899円
	尾張一宮	1,052円	18,672円
	一宮神山	1,686円	8,478円
	一宮羽根	633円	31,457円
	一宮萩原	544円	14,015円
	浅井	548円	10,190円
	瀬戸陶栄	526円	10,863円
	愛知半田	795円	20,357円
	春日井	1,006円	19,082円
	勝川	1,501円	22,488円
	高蔵寺分室	620円	29,071円
	高蔵寺	1,300円	13,947円
	春日井坂下	753円	43,639円
	愛知豊川	1,014円	13,144円
	御油	1,020円	8,510円
	津島藤浪	1,263円	13,791円
	碧南2 (略)		18,369円
	刈谷	762円	20,524円
	刈谷境	896円	17,529円
	愛知豊田	900円	23,209円
	豊田高上	1,929円	18,136円
	豊田寿	893円	19,113円

猿投 2	1,293円	16,080円
豊田高岡	876円	15,157円
豊田上郷	705円	13,681円
刈谷安城 2	676円	41,927円
今村	2,082円	7,209円
西尾寄住	1,001円	10,434円
蒲郡 2	1,240円	8,584円
犬山 B	639円	14,308円
犬山羽黒	747円	19,726円
常滑	913円	17,063円
一宮江南 2	1,207円	5,733円
江南宮田	682円	8,456円
尾西	672円	21,970円
小牧機械棟	664円	6,878円
篠岡	562円	14,868円
小牧桜井	835円	47,512円
稲沢	1,703円	27,048円
豊橋新城	1,009円	14,834円
上野町	1,136円	35,664円
尾張横須賀 B	763円	14,028円
大府	1,472円	7,330円
知多	751円	8,592円
知立 2	1,543円	12,126円
尾張旭	1,112円	11,217円
愛知高浜	921円	5,144円
若倉	1,316円	23,257円
豊明	852円	13,171円
東阿野	1,170円	16,578円
名古屋東郷	1,036円	9,351円
名古屋日進	694円	24,548円
長久手 B	1,132円	24,963円
豊山	1,382円	42,704円
西春 B	1,620円	28,804円
新川清洲	1,202円	36,336円
江南大口	871円	19,246円
扶桑	819円	8,389円
木曾川 B	234円	11,988円
祖父江	621円	14,352円
海部	917円	26,057円
蟹江 B	1,152円	17,031円
津島弥富	798円	9,469円
阿久比	598円	9,678円
東浦	791円	10,101円
幸田	1,065円	19,362円
三好	1,462円	8,333円
設楽	117円	15,503円
愛知御津	622円	6,315円
愛知田原 2	1,227円	44,621円
渥美	1,079円	8,436円
広小路	2,435円	21,460円
名古屋万場	931円	16,782円
志段味	743円	12,795円
名古屋大森	1,749円	29,832円
河合	606円	10,786円
矢合	563円	30,496円
平和	544円	19,621円
寺沢	760円	10,219円
豊橋石巻	468円	14,400円
常盤	649円	12,113円
六ツ美	1,119円	49,113円
品野	1,723円	5,421円
水野	510円	33,207円
板山	854円	18,727円
亀崎	826円	6,888円
松平	693円	17,940円
保見	598円	6,442円
豊田駒場	758円	16,744円
刈谷桜井	1,344円	7,822円
刈谷明治	729円	8,222円
平坂	963円	18,052円
室場	568円	12,617円
三河大塚	917円	12,017円
形原	850円	7,051円
小鈴谷	436円	18,579円
尾張大野	664円	9,932円
大海	533円	7,822円
新城富岡	(略)	15,208円
加木屋	1,219円	10,059円
永和	464円	10,167円
武豊	789円	7,658円
一色 2	582円	11,240円

猿投 2	1,283円	15,256円
豊田高岡	873円	14,885円
豊田上郷	712円	13,227円
刈谷安城 2	697円	48,163円
今村	2,203円	6,744円
西尾寄住	1,018円	10,234円
蒲郡 2	1,223円	8,483円
犬山 B	657円	14,434円
犬山羽黒	759円	20,681円
常滑	863円	16,564円
一宮江南 2	1,230円	6,133円
江南宮田	701円	8,002円
尾西	712円	21,971円
小牧機械棟	677円	5,940円
篠岡	592円	26,658円
小牧桜井	856円	47,691円
稲沢	1,736円	27,927円
豊橋新城	1,016円	14,799円
上野町	1,146円	36,014円
尾張横須賀 B	761円	13,983円
大府	1,483円	6,931円
知多	756円	7,925円
知立 2	1,560円	12,038円
尾張旭	1,135円	11,501円
愛知高浜	924円	5,291円
若倉	1,346円	22,965円
豊明	872円	13,112円
東阿野	1,214円	16,105円
名古屋東郷	1,063円	8,981円
名古屋日進	702円	24,118円
長久手 B	1,161円	20,675円
豊山	1,400円	43,601円
西春 B	1,615円	35,381円
新川清洲	1,218円	30,975円
江南大口	884円	18,889円
扶桑	837円	8,495円
木曾川 B	562円	11,095円
祖父江	642円	14,051円
海部	933円	26,011円
蟹江 B	1,174円	18,652円
津島弥富	703円	9,044円
阿久比	601円	9,288円
東浦	802円	9,592円
幸田	1,227円	19,387円
三好	1,735円	8,192円
設楽	106円	14,762円
愛知御津	630円	5,601円
愛知田原 2	1,223円	44,456円
渥美	982円	7,801円
広小路	2,719円	29,463円
名古屋万場	920円	16,114円
志段味	780円	12,461円
名古屋大森	1,807円	25,440円
河合	613円	10,943円
矢合	586円	29,514円
平和	560円	25,695円
寺沢	771円	11,552円
豊橋石巻	469円	14,631円
常盤	660円	11,578円
六ツ美	1,128円	49,141円
品野	1,782円	29,631円
水野	518円	23,539円
板山	874円	25,133円
亀崎	825円	7,178円
松平	703円	20,674円
保見	604円	6,811円
豊田駒場	771円	16,982円
刈谷桜井	1,362円	8,225円
刈谷明治	745円	8,658円
平坂	967円	17,790円
室場	571円	12,060円
三河大塚	908円	10,454円
形原	854円	6,815円
小鈴谷	412円	18,412円
尾張大野	659円	9,526円
大海	535円	8,738円
新城富岡	(略)	14,862円
加木屋	1,261円	9,552円
永和	466円	10,216円
武豊	767円	7,164円
一色 2	508円	10,890円

	上横須賀	968円	8,101円
	三好ヶ丘	1,174円	24,224円
	豊田藤岡	593円	11,940円
	三河一宮	1,809円	15,477円
	小坂井	1,105円	8,072円
	東海栄東西	2,777円	20,950円
	豊橋	613円	30,780円
	南海部	478円	7,362円
	木場	657円	20,183円
	鍋田 (略)	41,494円	
	八開	526円	28,402円
	南知多	653円	21,116円
	師崎	395円	13,349円
	愛知豊浜	631円	9,810円
	愛知美浜	382円	10,812円
	野間	494円	20,757円
	吉良	988円	10,151円
	幡豆	1,799円	7,862円
	豊富	330円	14,675円
	下山	107円	10,157円
	鳳来大野	1,321円	6,624円
	愛知野田	289円	10,950円
	赤羽根	280円	20,481円
	伊良湖岬	220円	19,275円
	刈谷安城	676円	20,620円
	尾張横須賀	763円	13,903円
	篠島	1,594円	11,017円
	日蘭賀	695円	37,255円
	小原	124円	15,827円
	小渡	547円	18,834円
	東栄	473円	7,374円
	稲武	421円	12,854円
	鳳来	551円	29,006円
	菊井	1,338円	24,288円
	足助	922円	14,098円
三重県	片田	253円	8,661円
	高茶屋	752円	39,092円
	一身田	524円	13,937円
	津丸之内第4	445円	21,873円
	四日市B	524円	14,324円
	三ツ谷B	670円	9,231円
	四日市富田	817円	11,257円
	四日市水沢	346円	19,338円
	塩浜	636円	18,676円
	室山	573円	10,218円
	伊勢志摩2	638円	20,167円
	伊勢大湊	543円	29,527円
	松阪港	761円	15,504円
	松阪南	447円	19,132円
	松阪新座	529円	9,204円
	桑名	518円	23,643円
	七和	730円	10,768円
	伊賀上野	656円	24,081円
	鈴鹿B館	943円	34,253円
	鈴鹿白子	438円	21,359円
	庄野	507円	8,448円
	名張	587円	19,606円
	尾鷲	983円	27,507円
	三重龜山	238円	9,665円
	鳥羽	399円	10,867円
	鳥羽第2	399円	24,339円
	熊野第二	1,319円	11,578円
	久居	491円	12,935円
	真弁	354円	20,150円
	菟野	591円	7,584円
	三重関	252円	19,954円
	伊勢大湊	241円	15,384円
	大台	375円	19,079円
	阿児	588円	21,084円
	津丸之内第3	445円	2,986円
	小山田	308円	15,454円
	県	327円	12,265円
	保々	310円	29,405円
	下野	565円	12,740円
	伊勢豊浜	253円	16,246円
	伊勢南	347円	17,009円
	天名 (略)	9,616円	
	伊勢若松	485円	15,832円
	東員	215円	30,207円
	河芸	430円	20,211円
	多気	185円	39,779円

	上横須賀	961円	8,892円
	三好ヶ丘	1,193円	24,183円
	豊田藤岡	608円	11,573円
	三河一宮	1,732円	14,979円
	小坂井	782円	7,376円
	東海栄東西	3,648円	21,578円
	豊橋	622円	30,881円
	南海部	484円	8,484円
	木場	661円	20,119円
	鍋田 (略)	42,306円	
	八開	528円	29,103円
	南知多	660円	20,750円
	師崎	406円	13,048円
	愛知豊浜	511円	9,262円
	愛知美浜	371円	10,440円
	野間	493円	20,486円
	吉良	966円	9,719円
	幡豆	1,875円	7,678円
	豊富	289円	15,479円
	下山	108円	11,251円
	鳳来大野	1,316円	6,622円
	愛知野田	283円	10,953円
	赤羽根	283円	20,298円
	伊良湖岬	199円	19,648円
	刈谷安城	697円	25,915円
	尾張横須賀	761円	20,738円
	篠島	1,625円	10,572円
	日蘭賀	706円	32,044円
	小原	125円	15,196円
	小渡	569円	17,491円
	東栄	462円	7,696円
	稲武	452円	13,458円
	鳳来	559円	29,123円
	菊井	1,409円	24,364円
	足助	949円	13,800円
	片田	249円	8,222円
	高茶屋	735円	39,073円
	一身田	540円	13,000円
	津丸之内第4	457円	31,456円
	四日市B	523円	21,823円
	三ツ谷B	726円	8,981円
	四日市富田	815円	11,222円
	四日市水沢	343円	29,961円
	塩浜	626円	18,543円
	室山	561円	9,924円
	伊勢志摩2	636円	20,158円
	伊勢大湊	537円	28,493円
	松阪港	763円	14,941円
	松阪南	448円	18,929円
	松阪新座	527円	14,023円
	桑名	511円	23,590円
	七和	722円	10,469円
	伊賀上野	674円	23,481円
	鈴鹿B館	916円	34,854円
	鈴鹿白子	428円	21,289円
	庄野	523円	7,904円
	名張	581円	21,266円
	尾鷲	958円	27,439円
	三重龜山	242円	9,965円
	鳥羽	389円	10,450円
	鳥羽第2	389円	23,756円
	熊野第二	1,303円	11,473円
	久居	510円	14,012円
	真弁	360円	20,337円
	菟野	586円	7,104円
	三重関	259円	19,888円
	伊勢大湊	247円	29,302円
	大台	380円	18,999円
	阿児	584円	22,567円
	津丸之内第3	457円	9,907円
	小山田	304円	15,834円
	県	322円	12,055円
	保々	300円	29,709円
	下野	562円	20,876円
	伊勢豊浜	259円	16,338円
	伊勢南	344円	16,975円
	天名 (略)	9,617円	
	伊勢若松	473円	22,569円
	東員	210円	30,341円
	河芸	416円	20,207円
	多気	179円	39,238円

高野尾	151円	16,883円
掃田	353円	11,461円
伊勢寺	417円	14,995円
松阪東黒部	368円	21,468円
松阪大石	160円	14,780円
桑名深谷	458円	26,161円
三重上野南	178円	65,416円
石薬師	257円	13,945円
三重長沢	(略)	21,830円
比奈知	474円	40,832円
桔梗ヶ丘第一	605円	22,913円
寶田	295円	29,298円
北輪内	734円	17,971円
野登	139円	22,607円
三重長岡	174円	15,509円
答志島	586円	18,133円
榊原	93円	16,367円
多度	(略)	15,553円
伊勢長島	741円	13,484円
北勢	388円	9,445円
大安	(略)	26,092円
朝明	189円	14,907円
四日市橋	632円	11,865円
四日市朝日	466円	28,009円
椋本	237円	10,990円
安濃	241円	17,088円
一志	198円	12,207円
三重白山	91円	14,071円
三重姫野	241円	12,223円
三雲	379円	10,284円
明和	385円	11,709円
伊勢玉城	488円	14,051円
伊勢二見	475円	14,820円
内城田	718円	13,464円
伊賀	196円	10,660円
伊賀平田	256円	60,096円
三重青山	530円	12,131円
大土	447円	7,706円
三重志摩	457円	24,402円
甲賀	618円	26,636円
紀伊長島	758円	17,622円
三重御浜	546円	11,622円
大安東	276円	15,857円
三重藤原	339円	15,175円
三重美里	371円	19,164円
香良洲	380円	10,475円
飯南	483円	32,478円
栃原	365円	10,352円
勢和	506円	21,224円
三重萩原	418円	14,746円
宿田曹	607円	25,783円
五ヶ所	480円	27,505円
南海	348円	11,590円
鳥ヶ原	162円	15,534円
浜島	434円	13,790円
安乗	457円	14,808円
三重磯部	299円	21,706円
三重九鬼	314円	31,148円
三重飛鳥	459円	13,674円
新鹿	310円	18,331円
二本島	641円	35,212円
美杉	378円	18,104円
三重奥津	373円	16,317円
飯高	553円	16,215円
伊勢志摩3	638円	32,305円
菅島	1,369円	44,873円
飯高川俣	252円	16,241円
阿山	124円	21,882円
矢口桂城	627円	32,104円
紀宝鶴殿	1,119円	12,729円
入鹿	246円	12,125円
海山	1,203円	19,722円
滋賀大津	655円	43,829円
堅田2	842円	21,396円
滋賀瀬田	1,049円	25,503円
石山	575円	14,152円
大津坂本2	937円	10,466円
におの浜	1,633円	41,165円
彦根3	662円	38,723円
河瀬	321円	13,577円
稲枝	383円	5,336円

滋賀県

高野尾	162円	27,419円
掃田	329円	12,190円
伊勢寺	398円	15,046円
松阪東黒部	365円	21,620円
松阪大石	158円	15,076円
桑名深谷	452円	26,104円
三重上野南	184円	66,718円
石薬師	252円	21,571円
三重長沢	(略)	23,726円
比奈知	293円	40,969円
桔梗ヶ丘第一	591円	23,047円
寶田	273円	28,583円
北輪内	707円	19,172円
野登	138円	21,167円
三重長岡	170円	17,542円
答志島	597円	17,284円
榊原	96円	16,566円
多度	(略)	17,061円
伊勢長島	723円	12,621円
北勢	372円	9,260円
大安	(略)	38,325円
朝明	183円	15,061円
四日市橋	603円	12,155円
四日市朝日	449円	27,604円
椋本	162円	12,036円
安濃	159円	19,111円
一志	214円	15,663円
三重白山	99円	15,152円
三重姫野	233円	12,389円
三雲	364円	10,918円
明和	376円	8,398円
伊勢玉城	456円	13,309円
伊勢二見	448円	16,040円
内城田	707円	15,388円
伊賀	195円	11,074円
伊賀平田	259円	61,556円
三重青山	303円	12,756円
大土	416円	7,285円
三重志摩	442円	23,862円
甲賀	634円	27,598円
紀伊長島	775円	16,843円
三重御浜	535円	12,737円
大安東	281円	15,811円
三重藤原	331円	15,397円
三重美里	373円	21,210円
香良洲	375円	11,378円
飯南	488円	44,185円
栃原	360円	23,819円
勢和	484円	20,906円
三重萩原	422円	25,268円
宿田曹	601円	25,932円
五ヶ所	485円	27,428円
南海	344円	11,257円
鳥ヶ原	175円	14,946円
浜島	435円	13,705円
安乗	443円	15,354円
三重磯部	317円	21,712円
三重九鬼	327円	31,058円
三重飛鳥	437円	14,286円
新鹿	305円	17,754円
二本島	638円	35,163円
美杉	382円	19,501円
三重奥津	369円	29,786円
飯高	558円	16,946円
伊勢志摩3	636円	32,888円
菅島	1,385円	43,959円
飯高川俣	247円	30,073円
阿山	118円	20,531円
矢口桂城	600円	31,848円
紀宝鶴殿	1,044円	13,958円
入鹿	243円	13,909円
海山	1,214円	19,994円
滋賀大津	716円	44,201円
堅田2	922円	22,405円
滋賀瀬田	1,070円	38,004円
石山	590円	15,896円
大津坂本2	959円	10,014円
におの浜	1,620円	44,088円
彦根3	633円	38,875円
河瀬	337円	13,739円
稲枝	376円	5,152円

滋賀県

滋賀長浜	508円	28,022円
近江八幡	666円	31,205円
六枚橋別館	941円	16,767円
八日市	876円	22,360円
草津	567円	30,768円
常盤	311円	12,106円
近江守山	549円	28,264円
守山北	1,066円	23,662円
粟東	559円	36,609円
野洲2	912円	31,413円
甲西	644円	33,866円
水口	305円	20,695円
滋賀甲賀	488円	31,619円
信楽	273円	27,251円
安土	402円	7,653円
近江日野	283円	26,543円
滋賀鶴川	387円	32,094円
五個荘	595円	14,391円
能登川	1,042円	29,625円
湖東	93円	7,783円
秦荘	158円	13,225円
愛知川	190円	26,722円
滋賀多賀	928円	19,932円
滋賀山東	74円	40,032円
米原	797円	10,747円
虎姫	228円	51,115円
滋賀湖北	339円	13,949円
ひわ	351円	22,089円
近江高月	165円	18,099円
木之本	210円	33,985円
今津	397円	15,604円
安曇川	539円	26,839円
高島	399円	13,832円
新旭	247円	29,180円
関ノ津	170円	39,500円
滋賀志賀	(略)	18,718円
和迎	180円	16,083円
金勝	556円	6,635円
中主	694円	27,802円
石部	(略)	7,069円
下田	556円	27,680円
菩提寺	774円	30,420円
近江甲南	325円	10,828円
滋賀蒲生	97円	5,037円
竜王	84円	34,882円
豊郷	210円	32,176円
甲良	174円	10,428円
醒ヶ井	274円	22,505円
滋賀浅井	366円	25,380円
比叡平	453円	30,641円
小松	317円	105,139円
長浜局舎2	424円	49,354円
土山	289円	36,304円
滋賀大野	153円	18,466円
雲井	168円	15,662円
柏原別館	210円	22,771円
朝日	231円	8,196円
中之郷	372円	24,373円
マキノ沢	262円	19,034円
船木	310円	37,274円
愛東	210円	7,961円
マキノ	295円	18,932円
途中	288円	13,373円
上田上別館	345円	58,720円
滋賀伊吹	(略)	19,631円
近江大浦	75円	29,304円
京都府		
紫野	3,128円	21,278円
京都北野	9,626円	13,755円
西陣別館	3,528円	33,369円
賀茂	2,519円	20,654円
京都吉田	3,725円	43,720円
壬生別館	3,593円	15,319円
京都	9,523円	30,954円
祇園	2,286円	29,072円
七条	1,792円	27,052円
京都南	2,352円	35,999円
嵯峨2	2,568円	14,138円
朱雀	2,465円	25,437円
深草	2,261円	14,989円
京都醍醐	2,000円	16,660円
伏見	2,742円	27,434円

滋賀長浜	510円	27,273円
近江八幡	695円	29,773円
六枚橋別館	939円	17,208円
八日市	883円	19,015円
草津	575円	35,835円
常盤	310円	11,505円
近江守山	537円	27,733円
守山北	1,058円	23,634円
粟東	584円	36,856円
野洲2	950円	31,155円
甲西	652円	30,794円
水口	303円	18,990円
滋賀甲賀	487円	19,962円
信楽	265円	27,066円
安土	772円	8,260円
近江日野	298円	26,058円
滋賀鶴川	377円	28,184円
五個荘	582円	14,541円
能登川	806円	24,060円
湖東	88円	8,526円
秦荘	154円	14,061円
愛知川	185円	22,069円
滋賀多賀	909円	14,657円
滋賀山東	71円	34,105円
米原	784円	10,703円
虎姫	218円	62,656円
滋賀湖北	220円	13,735円
ひわ	403円	21,960円
近江高月	200円	18,151円
木之本	204円	33,104円
今津	354円	15,380円
安曇川	543円	25,955円
高島	416円	13,520円
新旭	237円	28,428円
関ノ津	168円	33,595円
滋賀志賀	(略)	18,844円
和迎	185円	12,765円
金勝	483円	6,077円
中主	680円	30,215円
石部	(略)	5,931円
下田	542円	32,955円
菩提寺	766円	28,176円
近江甲南	324円	11,767円
滋賀蒲生	91円	16,247円
竜王	80円	48,892円
豊郷	207円	23,523円
甲良	167円	11,160円
醒ヶ井	266円	22,417円
滋賀浅井	363円	25,122円
比叡平	471円	28,567円
小松	313円	100,970円
長浜局舎2	505円	55,824円
土山	285円	24,784円
滋賀大野	149円	20,784円
雲井	161円	14,017円
柏原別館	208円	22,760円
朝日	221円	8,868円
中之郷	391円	24,143円
マキノ沢	257円	19,010円
船木	308円	25,950円
愛東	206円	8,715円
マキノ	289円	18,604円
途中	292円	14,996円
上田上別館	327円	59,740円
滋賀伊吹	(略)	12,803円
近江大浦	79円	29,140円
京都府		
紫野	3,372円	20,309円
京都北野	9,873円	13,057円
西陣別館	3,768円	33,040円
賀茂	2,681円	20,142円
京都吉田	3,747円	47,040円
壬生別館	3,907円	14,854円
京都	10,320円	31,969円
祇園	2,403円	28,938円
七条	1,898円	26,961円
京都南	2,438円	40,312円
嵯峨2	2,655円	14,194円
朱雀	2,323円	25,959円
深草	2,349円	17,582円
京都醍醐	2,159円	16,125円
伏見	2,985円	27,339円



淀	1,392円	15,181円
山科	1,666円	22,898円
京都桂	3,599円	28,218円
大原野	1,473円	17,313円
前田	759円	10,664円
福知山	2,271円	36,935円
京都舞鶴	1,123円	18,765円
舞鶴西	463円	32,120円
綾部	1,159円	31,684円
宇治2	1,481円	20,448円
京都新田	2,007円	21,009円
宮津	485円	22,263円
亀岡	1,665円	19,268円
城陽	1,009円	17,363円
京都西山	5,540円	17,723円
長岡京	3,440円	48,377円
京都八幡	1,027円	21,997円
山城田辺	1,214円	27,375円
精華2	1,045円	20,778円
園部	1,233円	32,862円
岩滝	359円	10,832円
加悦谷	159円	23,264円
峰山	248円	28,478円
丹後大宮	146円	20,266円
網野	422円	16,927円
鞍馬	1,135円	20,610円
木幡	1,423円	25,474円
山城木津	1,401円	21,365円
福知山上川口	439円	13,082円
宮前	299円	24,962円
井手	559円	43,344円
山城町	661円	15,735円
山城加茂	973円	27,539円
京都八木	1,261円	24,892円
丹波町	358円	21,771円
京都弥栄	467円	35,383円
京都吉田別館	3,724円	26,657円
山城大原	1,112円	39,963円
祇園別館	1,821円	20,730円
八田 (略)	18,468円	
三和	246円	13,109円
朱雀・桂2	3,599円	14,560円
何北	121円	14,261円
天ノ橋立	305円	29,498円
和束	135円	45,886円
京北	789円	8,631円
京都美山	535円	18,942円
京都下山	396円	11,617円
京都日吉	412円	11,367円
瑞穂	274円	16,927円
和知	386円	25,532円
夜久野	119円	15,698円
丹後木津	600円	34,653円
丹後町	570円	17,332円
神野	417円	34,246円
久美浜	840円	29,703円
舞鶴八雲2	134円	170,348円
宇治田原	478円	48,280円
舞鶴岡田	217円	21,833円
京都大江	412円	21,944円
大阪府		
都島	1,976円	17,991円
此花	1,622円	19,117円
大阪新町新	1,768円	24,212円
西	2,962円	29,256円
大阪港	1,642円	36,647円
大阪大正別館	1,867円	19,471円
天王寺	2,137円	15,160円
大阪桜川	1,426円	28,340円
日本橋北館	1,435円	19,231円
西淀川	1,561円	19,698円
東淀川	2,864円	27,231円
東成	3,075円	19,785円
生野	1,458円	27,688円
巽	1,682円	24,421円
大阪旭	2,494円	19,924円
大阪城東	2,046円	18,211円
鶴野	2,452円	15,118円
森津	2,084円	18,221円
阿倍野	2,806円	19,307円

淀	1,352円	14,872円
山科	1,772円	22,591円
京都桂	3,326円	28,816円
大原野	1,463円	17,124円
前田	758円	10,095円
福知山	2,256円	37,380円
京都舞鶴	914円	18,581円
舞鶴西	461円	32,400円
綾部	1,095円	24,744円
宇治2	1,521円	22,933円
京都新田	1,793円	20,668円
宮津	451円	32,436円
亀岡	1,645円	19,113円
城陽	1,013円	16,715円
京都西山	5,568円	17,542円
長岡京	3,555円	47,460円
京都八幡	1,014円	17,109円
山城田辺	1,027円	26,692円
精華2	1,146円	20,402円
園部	1,274円	32,688円
岩滝	361円	9,820円
加悦谷	145円	22,940円
峰山	252円	25,168円
丹後大宮	144円	19,218円
網野	409円	16,609円
鞍馬	1,127円	20,285円
木幡	1,430円	25,025円
山城木津	1,385円	20,776円
福知山上川口	436円	14,535円
宮前	296円	16,941円
井手	576円	40,720円
山城町	633円	13,937円
山城加茂	865円	23,432円
京都八木	1,193円	18,516円
丹波町	340円	22,897円
京都弥栄	473円	31,460円
京都吉田別館	3,747円	27,349円
山城大原	212円	39,717円
祇園別館	1,928円	20,427円
八田 (略)	18,468円	
三和	245円	21,265円
朱雀・桂2	3,326円	15,085円
何北	122円	20,741円
天ノ橋立	310円	29,879円
和束	136円	43,808円
京北	763円	14,706円
京都美山	529円	20,504円
京都下山	384円	13,388円
京都日吉	405円	12,858円
瑞穂	277円	13,122円
和知	394円	45,085円
夜久野	118円	17,037円
丹後木津	602円	34,342円
丹後町	527円	15,745円
神野	416円	30,995円
久美浜	781円	32,810円
舞鶴八雲2	132円	173,733円
宇治田原	466円	45,743円
舞鶴岡田	209円	29,454円
京都大江	402円	22,225円
平野	279円	27,409円
伊根	189円	56,289円
都島	2,443円	18,710円
此花	1,732円	18,350円
大阪新町新	1,889円	24,175円
西	3,089円	26,673円
大阪港	1,763円	36,764円
大阪大正別館	1,985円	19,186円
天王寺	2,306円	14,857円
大阪桜川	1,384円	32,076円
日本橋北館	1,642円	19,375円
西淀川	1,609円	18,976円
東淀川	3,029円	28,915円
東成	3,315円	18,812円
生野	1,466円	35,917円
巽	1,792円	24,093円
大阪旭	2,733円	20,077円
大阪城東	2,177円	18,231円
鶴野	2,695円	15,270円
森津	2,249円	18,325円
阿倍野	3,126円	20,048円

長屋	3,393円	27,297円
大阪住吉	2,152円	18,030円
天下茶屋	1,894円	10,236円
大阪淀川3	1,864円	55,540円
大阪三国	1,831円	17,327円
大阪鶴見	3,543円	12,025円
住之江	2,765円	36,047円
南港	1,104円	32,152円
大阪平野	2,774円	22,026円
北平野	2,103円	9,665円
大阪北	1,666円	27,644円
北	1,783円	23,991円
堀川	2,706円	30,497円
豊崎	2,838円	24,744円
高津	1,964円	25,277円
大阪東	1,547円	38,224円
大阪中央ビル	3,117円	52,304円
堺	1,777円	24,948円
大阪石津	1,604円	26,904円
金岡	2,167円	17,155円
鳳	1,843円	43,613円
浜寺	1,866円	13,345円
登美丘	4,725円	14,141円
泉北	1,391円	18,657円
深井	1,451円	22,916円
初芝	1,605円	16,007円
南大阪2	1,237円	13,933円
東岸和田	3,378円	26,440円
山直	844円	4,777円
豊中	3,238円	23,910円
服部	3,186円	21,730円
庄内	2,964円	24,777円
池田石橋	2,549円	20,096円
池田別館	3,004円	20,581円
西吹田	2,478円	20,498円
吹田	1,590円	10,097円
千里	2,350円	19,056円
万国博	2,490円	11,091円
泉大津	1,529円	29,683円
高槻	1,788円	44,122円
南高槻	1,907円	22,780円
茨木富田	1,167円	11,685円
安岡寺	2,345円	24,847円
上牧	1,746円	39,735円
水間	627円	6,495円
大阪守口	1,552円	33,188円
枚方	1,972円	35,683円
枚野	2,911円	17,200円
中宮	2,026円	20,697円
香里丘	1,459円	32,196円
津田	1,822円	23,815円
香里	3,767円	29,550円
茨木	1,878円	60,867円
星見	2,608円	24,457円
郡	1,941円	7,389円
平田	2,673円	29,602円
八尾	2,235円	12,950円
志紀	2,107円	20,387円
千塚	1,619円	14,103円
泉佐野	845円	32,568円
大阪田尻	613円	33,945円
日根野2	663円	22,601円
富田林	798円	17,319円
金剛	3,244円	8,869円
佐備	2,430円	27,511円
寝屋川	1,254円	26,079円
池田	2,390円	22,219円
河内長野	2,181円	23,654円
三日月市町	1,677円	16,234円
大阪松原	2,441円	25,549円
大阪大東	2,535円	23,635円
大阪和泉	1,320円	13,476円
三林	1,179円	6,797円
箕面	3,191円	28,571円
白鳥	2,054円	16,204円
柏原	1,415円	20,954円
柏原国分	1,369円	15,760円
羽曳野	1,385円	28,539円
門真	2,231円	17,595円
大和田	1,279円	17,451円
摂津	2,063円	15,633円

長屋	3,636円	27,921円
大阪住吉	2,312円	17,481円
天下茶屋	1,906円	10,100円
大阪淀川3	1,708円	55,834円
大阪三国	1,840円	17,915円
大阪鶴見	3,939円	22,177円
住之江	2,776円	32,565円
南港	1,066円	32,212円
大阪平野	2,940円	22,801円
北平野	2,117円	9,599円
大阪北	1,831円	30,388円
北	1,996円	21,005円
堀川	3,182円	29,148円
豊崎	3,087円	24,514円
高津	2,201円	25,280円
大阪東	1,808円	36,444円
大阪中央ビル	3,900円	52,923円
堺	1,912円	24,435円
大阪石津	1,695円	26,889円
金岡	2,331円	15,928円
鳳	1,701円	33,456円
浜寺	1,953円	13,128円
登美丘	4,749円	19,682円
泉北	1,416円	18,443円
深井	1,552円	23,066円
初芝	1,766円	15,982円
南大阪2	1,288円	13,865円
東岸和田	3,361円	25,745円
山直	860円	4,501円
豊中	3,410円	25,494円
服部	3,360円	17,853円
庄内	2,989円	24,107円
池田石橋	2,716円	20,002円
池田別館	3,172円	20,474円
西吹田	2,490円	20,133円
吹田	1,646円	9,688円
千里	2,432円	18,662円
万国博	2,577円	13,395円
泉大津	1,555円	29,415円
高槻	1,796円	34,266円
南高槻	1,917円	22,856円
茨木富田	1,137円	11,046円
安岡寺	2,440円	24,534円
上牧	1,754円	29,558円
水間	619円	11,999円
大阪守口	1,596円	27,552円
枚方	2,057円	33,134円
枚野	3,077円	17,604円
中宮	2,043円	20,380円
香里丘	1,618円	31,844円
津田	1,830円	23,246円
香里	4,093円	30,432円
茨木	1,931円	59,929円
星見	2,704円	24,470円
郡	2,028円	7,101円
平田	2,774円	29,395円
八尾	2,401円	12,629円
志紀	2,121円	19,713円
千塚	1,607円	13,948円
泉佐野	849円	32,220円
大阪田尻	602円	31,450円
日根野2	649円	22,276円
富田林	782円	17,342円
金剛	3,295円	8,470円
佐備	2,434円	27,646円
寝屋川	1,312円	23,270円
池田	2,565円	21,633円
河内長野	2,160円	23,200円
三日月市町	1,674円	15,712円
大阪松原	2,454円	25,766円
大阪大東	2,545円	23,399円
大阪和泉	1,310円	14,993円
三林	1,201円	7,147円
箕面	3,302円	28,045円
白鳥	2,060円	15,905円
柏原	1,436円	20,596円
柏原国分	1,378円	15,764円
羽曳野	1,189円	28,434円
門真	2,469円	15,049円
大和田	1,383円	16,905円
摂津	2,151円	15,409円

淀川鳥飼	1,318円	20,286円
高砂	740円	19,473円
藤井寺	1,573円	18,522円
東大阪	2,475円	24,642円
北布施	2,178円	21,518円
大阪河内	1,939円	20,005円
枚岡	2,792円	20,734円
鴻池	1,755円	12,141円
泉南	791円	8,385円
四条畷	3,201円	15,780円
交野	1,938円	19,539円
大阪狭山	1,509円	8,819円
大阪尾崎	668円	10,218円
山崎	1,830円	13,781円
熊取	761円	24,309円
大阪岬	636円	8,323円
太子別館	690円	4,888円
美原	1,018円	11,506円
土佐堀	2,205円	27,427円
北浜R T	2,483円	14,034円
島之内南	2,014円	78,203円
西面	2,151円	27,358円
大岩	429円	14,283円
寝屋川高宮	2,552円	36,854円
大阪内田	861円	5,519円
箱作	566円	31,641円
豊中吉川	1,870円	32,473円
河南	239円	6,521円
内畑	205円	15,262円
大阪横山	214円	20,936円
多奈川	284円	18,612円
赤阪	361円	29,149円
茨木2	1,878円	15,644円
茨木3	1,878円	18,713円
田尻別館	613円	27,760円
東能勢	459円	53,044円
野間中	255円	31,933円
能勢	302円	30,253円
淡輪	460円	22,639円
兵庫御影	3,661円	48,936円
御影営業所	3,661円	38,739円
東灘	2,414円	15,080円
灘2	2,862円	10,335円
湊川	2,004円	16,520円
兵庫	1,691円	18,714円
神戸西	1,368円	26,662円
須磨	2,577円	10,030円
妙法寺	2,267円	11,731円
名谷	2,003円	21,139円
舞子	1,609円	13,025円
福田	2,275円	19,076円
塩屋	2,048円	11,939円
鈴蘭台	943円	21,360円
有馬	1,535円	18,932円
有馬温泉	726円	7,502円
山田2	554円	21,420円
北神別館	456円	67,438円
神戸港	2,605円	102,964円
真合	1,525円	17,524円
港島	2,189円	39,046円
兵庫三宮	3,153円	17,271円
神戸中電	2,090円	25,855円
岩岡	1,717円	7,478円
神出	178円	8,634円
杵谷	178円	27,087円
押部谷	206円	27,405円
伊川谷	1,200円	18,432円
姫路	966円	27,368円
姫路西 ( 略 )		36,119円
飾磨	909円	23,496円
広畑	718円	14,334円
網干	1,013円	9,633円
姫路白浜	1,145円	30,228円
御着	828円	15,493円
飾西	1,119円	17,022円
太市	889円	16,452円
兵庫姫路	1,079円	13,553円
尼崎	1,593円	44,984円
尼崎西	2,199円	21,264円
尼崎東	2,128円	20,361円
尼崎北	3,143円	16,244円

兵庫県

淀川鳥飼	1,492円	20,237円
高砂	746円	19,014円
藤井寺	1,578円	29,126円
東大阪	2,491円	24,855円
北布施	2,267円	21,695円
大阪河内	1,950円	19,000円
枚岡	2,745円	20,011円
鴻池	1,691円	20,848円
泉南	760円	7,598円
四条畷	3,240円	14,983円
交野	2,108円	19,150円
大阪狭山	1,597円	16,268円
大阪尾崎	670円	11,243円
山崎	1,380円	13,872円
熊取	765円	14,363円
大阪岬	627円	24,656円
太子別館	664円	7,918円
美原	1,044円	12,504円
土佐堀	2,597円	26,162円
北浜R T	3,066円	14,519円
島之内南	2,335円	82,057円
西面	2,196円	27,015円
大岩	426円	13,592円
寝屋川高宮	2,736円	37,456円
大阪内田	866円	6,293円
箱作	584円	23,020円
豊中吉川	1,920円	32,799円
河南	225円	6,119円
内畑	199円	15,426円
大阪横山	205円	21,324円
多奈川	300円	19,868円
赤阪	344円	29,470円
茨木2	1,931円	14,627円
茨木3	1,931円	18,081円
田尻別館	602円	27,923円
東能勢	468円	53,289円
野間中	254円	31,823円
能勢	309円	26,264円
淡輪	475円	23,007円
兵庫御影	3,751円	49,971円
御影営業所	3,751円	39,849円
東灘	2,425円	14,925円
灘2	3,183円	10,138円
湊川	2,166円	17,485円
兵庫	1,645円	19,931円
神戸西	1,727円	27,883円
須磨	2,742円	9,696円
妙法寺	2,473円	11,258円
名谷	1,981円	20,694円
舞子	1,693円	12,893円
福田	2,364円	19,414円
塩屋	2,057円	14,408円
鈴蘭台	1,008円	21,450円
有馬	1,597円	18,483円
有馬温泉	760円	6,579円
山田2	679円	21,278円
北神別館	422円	68,717円
神戸港	2,746円	104,017円
真合	1,527円	17,187円
港島	2,195円	39,077円
兵庫三宮	3,471円	27,110円
神戸中電	2,554円	27,002円
岩岡	1,696円	6,832円
神出	175円	8,430円
杵谷	179円	27,185円
押部谷	203円	26,769円
伊川谷	1,221円	18,462円
姫路	1,006円	28,957円
姫路西 ( 略 )		32,426円
飾磨	899円	23,568円
広畑	722円	14,205円
網干	1,032円	9,453円
姫路白浜	1,133円	23,075円
御着	836円	16,400円
飾西	1,109円	16,878円
太市	851円	68,351円
兵庫姫路	1,126円	13,506円
尼崎	1,601円	51,198円
尼崎西	2,212円	18,572円
尼崎東	2,290円	20,243円
尼崎北	3,231円	16,140円

兵庫県

武庫之荘	3,502円	20,585円
明石2	1,788円	31,485円
大久保	1,384円	11,468円
二見	1,079円	15,728円
明石西	1,478円	15,298円
江井ヶ島	1,151円	24,041円
西宮	2,784円	35,002円
瓦木	3,281円	31,536円
甲子園	3,083円	19,704円
仁川	5,884円	13,856円
夙川	2,944円	7,979円
瓦木南別館	3,435円	36,226円
洲本	729円	15,018円
芦屋別館	3,873円	22,774円
伊丹	2,546円	19,469円
兵庫相生	431円	15,385円
豊岡	860円	25,825円
別府	1,053円	34,522円
加古川1	1,559円	20,969円
竜野	688円	28,213円
赤穂	615円	22,944円
西脇別館	587円	22,146円
宝塚	1,360円	26,279円
宝塚別館	1,755円	17,152円
三木	581円	9,450円
兵庫高砂	903円	24,771円
兵庫川西	2,478円	42,174円
兵庫小野	777円	15,769円
兵庫三田	719円	34,057円
加西	815円	22,886円
社	648円	42,190円
播磨八千代	92円	4,338円
福崎	1,138円	19,987円
播磨山崎	1,042円	12,626円
日高	244円	16,251円
出石	369円	13,512円
浜坂	310円	18,027円
八鹿	588円	28,482円
和田山	683円	15,910円
丹波柏原	267円	25,307円
氷上別館	226円	27,733円
春日	179円	7,984円
兵庫津名	322円	12,139円
緑	361円	23,928円
淡路三原	187円	14,157円
西神中央	(略)	6,837円
名塩	1,309円	23,746円
宝塚山本	1,926円	60,295円
清和台	960円	17,226円
猪名川	263円	10,636円
六甲山	127円	24,311円
仁豊野	200円	26,382円
播磨山田	181円	5,850円
谷内	220円	7,518円
林田	506円	10,491円
淡路由良	356円	5,125円
安平	474円	10,170円
若狭野	201円	12,871円
矢野	205円	25,256円
津居山	271円	10,934円
志方	170円	3,792円
平荘	142円	6,700円
宝殿	2,179円	14,474円
国包	85円	14,079円
神岡	350円	31,762円
播西	216円	15,819円
西樺	264円	9,617円
坂越	318円	21,679円
有年	287円	55,796円
宝塚西谷	164円	14,395円
口吉川	123円	22,235円
緑ヶ丘	1,869円	9,583円
大塩	767円	10,295円
菅根	1,106円	15,391円
兵庫山下	1,340円	47,786円
多田	1,053円	32,273円
青野ヶ原	102円	23,827円
小田	80円	4,873円
広野	371円	5,966円
相野	158円	62,641円
高平	120円	9,248円

武庫之荘	3,536円	20,554円
明石2	1,792円	30,246円
大久保	1,529円	12,247円
二見	1,115円	14,869円
明石西	1,502円	15,019円
江井ヶ島	1,046円	24,155円
西宮	2,902円	35,214円
瓦木	3,678円	34,953円
甲子園	3,397円	20,704円
仁川	6,266円	13,434円
夙川	3,130円	8,023円
瓦木南別館	3,548円	35,939円
洲本	782円	20,776円
芦屋別館	4,047円	21,861円
伊丹	2,561円	22,754円
兵庫相生	441円	22,630円
豊岡	878円	32,149円
別府	1,072円	34,270円
加古川1	1,584円	21,025円
竜野	662円	27,941円
赤穂	600円	22,643円
西脇別館	547円	21,908円
宝塚	1,480円	26,511円
宝塚別館	1,841円	15,686円
三木	582円	28,023円
兵庫高砂	899円	24,322円
兵庫川西	2,586円	59,609円
兵庫小野	784円	18,008円
兵庫三田	753円	29,088円
加西	818円	22,600円
社	638円	42,643円
播磨八千代	89円	15,234円
福崎	1,055円	19,433円
播磨山崎	986円	11,596円
日高	233円	16,033円
出石	244円	12,991円
浜坂	252円	19,710円
八鹿	623円	28,315円
和田山	652円	15,244円
丹波柏原	255円	25,345円
氷上別館	202円	27,502円
春日	181円	44,574円
兵庫津名	303円	11,963円
緑	357円	23,940円
淡路三原	182円	13,849円
西神中央	(略)	6,251円
名塩	1,362円	23,755円
宝塚山本	2,010円	51,375円
清和台	1,023円	16,653円
猪名川	257円	11,909円
六甲山	131円	24,881円
仁豊野	196円	26,071円
播磨山田	178円	15,509円
谷内	213円	17,152円
林田	496円	20,308円
淡路由良	357円	4,797円
安平	470円	11,436円
若狭野	194円	11,636円
矢野	197円	24,192円
津居山	268円	10,644円
志方	161円	3,740円
平荘	130円	5,488円
宝殿	2,250円	14,215円
国包	81円	14,004円
神岡	353円	31,569円
播西	211円	14,388円
西樺	246円	18,827円
坂越	320円	16,197円
有年	285円	52,416円
宝塚西谷	165円	14,411円
口吉川	126円	21,008円
緑ヶ丘	1,843円	10,467円
大塩	769円	9,805円
菅根	1,050円	15,692円
兵庫山下	1,440円	39,588円
多田	1,105円	23,915円
青野ヶ原	106円	22,781円
小田	81円	4,463円
広野	366円	15,594円
相野	154円	62,130円
高平	118円	10,157円

北条智茂	100円	21,907円
姫路下里	86円	4,367円
在田	344円	6,310円
和泉	105円	9,319円
富合	104円	13,059円
中野	(略)	31,331円
滝野	676円	45,732円
稲美	175円	11,779円
母里	44円	5,943円
兵庫市川	804円	16,429円
香寺	957円	30,315円
摺保川	828円	8,994円
太子	842円	18,358円
上郡	297円	21,028円
佐用	811円	16,885円
村岡	688円	25,113円
兵庫養父	175円	4,359円
朝来	789円	13,511円
氷上	226円	14,643円
山南	121円	43,361円
篠山	353円	13,221円
篠山城東	183円	5,915円
篠山福住	151円	3,367円
兵庫宮田	179円	9,312円
丹南	612円	54,232円
古市	305円	3,763円
今田	(略)	9,812円
淡路阿万	137円	13,532円
木津	146円	14,805円
加古川吉川	175円	8,664円
吉川西	227円	6,465円
兵庫鴨川	139円	17,345円
上久米	85円	27,261円
兵庫東条	126円	10,024円
中東条	114円	9,969円
中町	325円	6,950円
加美	78円	10,606円
杉原谷	50円	5,008円
黒田庄	76円	11,568円
家島	423円	23,335円
家島坊勢	283円	39,870円
夢前	209円	22,887円
菅野	216円	6,782円
粟賀	537円	9,767円
瀬加	434円	4,093円
鶴居	747円	4,064円
寺前	118円	16,204円
播磨新宮	886円	9,680円
香島	135円	7,145円
播磨御津	1,464円	10,479円
船坂	104円	18,968円
上月	137円	27,467円
久崎	131円	17,418円
徳久	125円	17,785円
三日月	247円	3,736円
安富	196円	11,296円
播磨一宮	202円	9,617円
三方	121円	7,014円
波賀	105円	10,243円
播磨千種	65円	9,607円
城崎	1,280円	13,124円
竹野	269円	18,013円
香住	397円	15,401円
神鍋	100円	16,967円
粟山	95円	22,021円
但東中山	156円	29,166円
小代	223円	29,706円
薄村	277円	11,476円
大屋	106円	6,281円
関宮	275円	23,862円
兵庫生野	220円	14,276円
竹田	176円	24,113円
兵庫山東	153円	7,250円
青垣	94円	55,654円
東中	95円	18,188円
西脇和田	84円	8,952円
市島	121円	60,462円
中竹田	(略)	14,725円
生穂	154円	11,628円
淡路岩屋	440円	13,629円
北淡	353円	28,583円

北条智茂	96円	22,138円
姫路下里	84円	13,905円
在田	331円	7,322円
和泉	106円	20,028円
富合	100円	14,181円
中野	(略)	16,381円
滝野	694円	42,620円
稲美	157円	11,103円
母里	48円	4,793円
兵庫市川	771円	29,005円
香寺	962円	25,866円
摺保川	783円	7,390円
太子	831円	18,012円
上郡	303円	22,083円
佐用	794円	13,979円
村岡	450円	24,642円
兵庫養父	169円	7,631円
朝来	675円	14,530円
氷上	202円	14,282円
山南	112円	43,207円
篠山	356円	25,084円
篠山城東	180円	6,048円
篠山福住	153円	4,577円
兵庫宮田	178円	10,958円
丹南	570円	53,836円
古市	298円	4,939円
今田	(略)	11,358円
淡路阿万	128円	14,190円
木津	142円	13,633円
加古川吉川	168円	8,447円
吉川西	217円	16,160円
兵庫鴨川	143円	16,990円
上久米	86円	26,221円
兵庫東条	128円	11,176円
中東条	116円	11,101円
中町	303円	16,090円
加美	76円	20,184円
杉原谷	51円	14,606円
黒田庄	71円	20,316円
家島	278円	22,677円
家島坊勢	236円	40,109円
夢前	196円	22,849円
菅野	209円	15,565円
粟賀	523円	10,840円
瀬加	418円	14,827円
鶴居	725円	14,763円
寺前	151円	17,143円
播磨新宮	667円	19,111円
香島	130円	16,111円
播磨御津	1,438円	10,615円
船坂	102円	17,690円
上月	139円	26,321円
久崎	63円	19,237円
徳久	126円	13,794円
三日月	228円	14,444円
安富	198円	11,287円
播磨一宮	175円	9,598円
三方	116円	7,328円
波賀	96円	11,412円
播磨千種	63円	10,879円
城崎	1,318円	12,599円
竹野	243円	17,471円
香住	392円	15,008円
神鍋	81円	16,598円
粟山	92円	21,906円
但東中山	147円	28,847円
小代	192円	29,534円
薄村	221円	11,185円
大屋	97円	7,144円
関宮	257円	23,374円
兵庫生野	231円	14,800円
竹田	139円	23,376円
兵庫山東	142円	8,533円
青垣	96円	55,518円
東中	91円	18,174円
西脇和田	77円	9,241円
市島	123円	58,937円
中竹田	(略)	13,203円
生穂	143円	11,787円
淡路岩屋	406円	9,269円
北淡	319円	28,257円

	淡路室津	182円	9,314円
	淡路一宮	244円	16,865円
	江井	104円	6,266円
	五色	193円	9,176円
	鮎原	180円	4,923円
	洲本鳥飼	128円	13,511円
	淡路東浦	571円	21,770円
	西淡	678円	18,302円
	西淡阿那智	368円	18,886円
	南淡	317円	6,281円
	沼島	212円	40,048円
奈良県	奈良2	2,153円	19,438円
	西奈良	2,242円	51,992円
	大宮	1,668円	26,334円
	大和	1,259円	35,511円
	大和郡山	1,546円	47,885円
	昭和2	667円	23,984円
	天理	864円	39,913円
	二階堂	458円	21,821円
	槻本2	818円	12,654円
	大和樺原2	1,193円	24,555円
	畝傍	5,289円	18,940円
	奈良桜井2	750円	12,803円
	五條	444円	29,110円
	御所	795円	25,648円
	奈良名柄	403円	16,288円
	生駒	1,838円	20,293円
	高山第一	2,033円	33,135円
	香芝	1,174円	19,406円
	斑鳩	836円	10,475円
	田原本	1,050円	21,886円
	大和樺原	428円	29,595円
	高取別館	549円	7,792円
	大和新庄	948円	24,775円
	主寺	1,080円	23,108円
	広陵	726円	4,421円
	奈良吉野	429円	16,231円
	奈良下市別館	1,153円	56,165円
	十津川	121円	13,808円
	上北山	139円	15,979円
	平城	967円	14,805円
	大和高田	632円	25,374円
	南生駒2	1,278円	18,569円
	平群	807円	21,943円
	馬見	1,011円	7,374円
	天理中山	525円	15,227円
	川西	227円	25,411円
	明日香	822円	19,496円
	奈良当麻2	983円	16,133円
	大安寺別館	1,895円	39,071円
	大宇陀	383円	21,511円
初瀬	425円	19,679円	
葛	110円	15,991円	
葛田野	249円	21,246円	
御杖	290円	13,147円	
大柳生	101円	25,928円	
都祁	204円	13,570円	
室生	262円	10,256円	
和歌山県	和歌山3	878円	25,623円
	和歌山東	943円	25,227円
	和歌浦別館	1,340円	10,187円
	狐島別館	1,014円	21,381円
	海南	727円	22,523円
	和歌山橋本	582円	19,274円
	箕島	1,085円	12,206円
	御坊	826円	14,844円
	田辺	1,521円	41,613円
	和歌山新宮	861円	20,382円
	岩出	424円	28,817円
	かつらぎ	211円	14,419円
	湯浅	364円	14,145円
	和歌山南部	325円	23,633円
	和歌山白浜	496円	25,029円
	串本	319円	20,886円
	京橋別館2	953円	31,785円
	和歌山山東	173円	17,329円
	安原	272円	24,857円
	紀伊	762円	13,830円
	阪井	555円	13,901円
	紀見	1,191円	44,108円
	打田	247円	16,183円

	淡路室津	164円	14,559円
	淡路一宮	240円	12,992円
	江井	101円	20,839円
	五色	191円	8,872円
	鮎原	178円	15,342円
	洲本鳥飼	122円	11,925円
	淡路東浦	526円	21,487円
	西淡	592円	17,424円
	西淡阿那智	358円	17,497円
	南淡	258円	5,808円
	沼島	206円	32,309円
奈良県	奈良2	2,162円	18,875円
	西奈良	2,403円	51,905円
	大宮	1,598円	24,477円
	大和	1,253円	34,822円
	大和郡山	1,560円	49,442円
	昭和2	683円	24,969円
	天理	859円	40,438円
	二階堂	470円	33,448円
	槻本2	838円	12,330円
	大和樺原2	1,277円	23,949円
	畝傍	5,366円	18,874円
	奈良桜井2	815円	12,560円
	五條	450円	22,265円
	御所	772円	25,246円
	奈良名柄	399円	16,149円
	生駒	2,003円	20,829円
	高山第一	2,098円	33,141円
	香芝	1,164円	18,790円
	斑鳩	841円	10,042円
	田原本	1,056円	21,704円
	大和樺原	438円	28,704円
	高取別館	530円	33,588円
	大和新庄	921円	24,449円
	主寺	1,047円	22,893円
	広陵	885円	4,727円
	奈良吉野	415円	15,794円
	奈良下市別館	1,173円	56,102円
	十津川	116円	13,173円
	上北山	132円	43,567円
	平城	1,011円	16,886円
	大和高田	583円	25,773円
	南生駒2	1,288円	16,963円
	平群	887円	21,672円
	馬見	957円	6,976円
	天理中山	464円	13,707円
	川西	232円	27,856円
	明日香	813円	18,410円
	奈良当麻2	925円	15,077円
	大安寺別館	1,952円	44,712円
	大宇陀	380円	24,121円
初瀬	441円	19,904円	
葛	109円	15,600円	
葛田野	244円	21,155円	
御杖	279円	13,916円	
大柳生	100円	25,445円	
都祁	207円	13,626円	
室生	258円	9,974円	
和歌山県	和歌山3	886円	24,541円
	和歌山東	853円	25,198円
	和歌浦別館	1,333円	10,711円
	狐島別館	992円	21,226円
	海南	702円	21,929円
	和歌山橋本	569円	19,704円
	箕島	990円	11,826円
	御坊	837円	14,736円
	田辺	1,477円	41,490円
	和歌山新宮	740円	20,327円
	岩出	420円	23,928円
	かつらぎ	201円	14,146円
	湯浅	330円	28,695円
	和歌山南部	313円	22,573円
	和歌山白浜	509円	24,934円
	串本	269円	20,711円
	京橋別館2	904円	32,179円
	和歌山山東	165円	17,368円
	安原	249円	30,963円
	紀伊	740円	13,577円
	阪井	535円	14,390円
	紀見	1,188円	43,685円
	打田	235円	16,302円

	粉河	532円	8,031円
	桃山	225円	50,403円
	真志川	281円	23,238円
	高野口	498円	42,829円
	太地	466円	13,215円
	和佐	209円	21,010円
	三輪崎	624円	32,342円
	下津	632円	11,228円
	野上	752円	6,097円
	那賀	445円	16,342円
	九度山	478円	30,480円
	和歌山吉備	887円	13,208円
	上富田	245円	16,947円
	那智勝浦	498円	18,698円
	和歌山加太	643円	21,693円
	糸我	477円	24,428円
	名田	843円	21,432円
	美里	612円	12,347円
	金屋	1,296円	18,085円
	印南	1,354円	18,971円
	田辺下里	509円	24,566円
	宇久井	363円	24,279円
	本宮	441円	18,396円
	和歌山由良	267円	28,193円
	日置川	306円	23,689円
	富貴 (略)		17,566円
	和歌山清水	1,016円	21,694円
	和歌山日高	838円	33,675円
	南部川	871円	18,770円
	すさみ	476円	20,805円
	古座	596円	23,775円
鳥取県	鳥取寺町 2	1,003円	49,699円
	鳥取賀露	753円	47,689円
	鳥取叶	177円	106,964円
	米子 3	727円	43,656円
	米子巖	456円	17,771円
	米子河崎	238円	21,169円
	倉吉	641円	13,103円
	倉吉上井	1,178円	33,018円
	境港	185円	9,898円
	郡家	275円	20,615円
	三朝	655円	21,438円
	岸本	962円	17,742円
	根雨	463円	17,862円
	末恒	582円	11,064円
	米子大篠津	103円	19,206円
	米子福市	353円	15,688円
	倉吉福光	87円	14,208円
	境港余子	130円	24,571円
	若美	180円	15,541円
	浜村	111円	13,574円
	青谷	194円	19,589円
	羽合	188円	20,808円
	倉吉泊	179円	22,384円
	倉吉松崎	208円	21,871円
	倉吉北条	160円	21,828円
	東伯	141円	12,635円
	西伯	683円	14,589円
	淀江	211円	15,845円
	用瀬 (略)		15,842円
	智頭	328円	19,663円
	鳥取鹿野	153円	17,967円
	会見	385円	18,017円
	米子大山	261円	18,475円
	大山寺	425円	78,635円
	溝口	612円	13,961円
	河原	112円	16,382円
	由良	198円	17,400円
	東伯赤碓	185円	20,839円
	御来屋	396円	15,996円
	若桜	105円	28,596円
	生山	558円	21,013円
	八東	349円	13,785円
	關金	57円	31,188円
	倉吉下市	502円	10,391円
鳥根県	松江	487円	33,284円
	松江古江	1,135円	17,589円
	鳥根浜田	449円	22,095円
	出雲	710円	26,260円
	益田	373円	17,206円
	石見大田	284円	38,348円

	粉河	515円	7,580円
	桃山	214円	49,856円
	真志川	276円	22,936円
	高野口	485円	42,487円
	太地	426円	12,992円
	和佐	211円	20,822円
	三輪崎	580円	31,766円
	下津	558円	10,785円
	野上	803円	5,434円
	那賀	433円	15,662円
	九度山	465円	31,604円
	和歌山吉備	838円	13,869円
	上富田	255円	16,223円
	那智勝浦	483円	18,066円
	和歌山加太	590円	21,017円
	糸我	431円	23,851円
	名田	819円	20,470円
	美里	741円	13,677円
	金屋	1,321円	17,899円
	印南	1,289円	20,299円
	田辺下里	513円	24,362円
	宇久井	348円	24,433円
	本宮	398円	16,884円
	和歌山由良	247円	28,365円
	日置川	296円	24,815円
	富貴 (略)		16,222円
	和歌山清水	971円	22,918円
	和歌山日高	739円	33,548円
	南部川	808円	19,522円
	すさみ	462円	19,897円
	古座	545円	23,720円
鳥取県	鳥取寺町 2	830円	36,285円
	鳥取賀露	649円	49,000円
	鳥取叶	171円	109,158円
	米子 3	674円	39,467円
	米子巖	435円	16,935円
	米子河崎	229円	20,511円
	倉吉	610円	13,536円
	倉吉上井	1,163円	49,249円
	境港	220円	9,166円
	郡家	260円	19,974円
	三朝	641円	20,269円
	岸本	856円	17,858円
	根雨	337円	17,474円
	末恒	559円	12,826円
	米子大篠津	96円	37,101円
	米子福市	345円	88,565円
	倉吉福光	82円	44,728円
	境港余子	143円	24,459円
	若美	181円	15,033円
	浜村	104円	12,805円
	青谷	177円	25,776円
	羽合	180円	21,208円
	倉吉泊	186円	20,878円
	倉吉松崎	203円	21,110円
	倉吉北条	134円	20,513円
	東伯	140円	11,970円
	西伯	616円	13,865円
	淀江	235円	15,238円
	用瀬 (略)		13,431円
	智頭	263円	19,665円
	鳥取鹿野	149円	17,850円
	会見	342円	25,672円
	米子大山	251円	15,942円
	大山寺	445円	78,869円
	溝口	539円	24,551円
	河原	114円	16,669円
	由良	140円	15,699円
	東伯赤碓	168円	18,935円
	御来屋	369円	24,574円
	若桜	106円	28,458円
	生山	516円	20,504円
	八東	314円	14,274円
	關金	59円	26,254円
	倉吉下市	426円	12,087円
鳥根県	松江	403円	32,159円
	松江古江	1,128円	17,745円
	鳥根浜田	438円	21,676円
	出雲	646円	26,802円
	益田	302円	16,810円
	石見大田	263円	37,704円

安来	830円	20,447円
江津	286円	26,819円
出雲平田	456円	27,935円
木次	370円	23,903円
斐川	812円	38,974円
大社	350円	26,213円
川本2	232円	41,503円
西郷	922円	24,267円
松江八雲	733円	17,144円
多伎	375円	14,803円
温泉津	508円	16,781円
粕淵	122円	16,444円
都賀	(略)	29,072円
川本瑞穂	91円	19,880円
石見	91円	13,338円
松江	(略)	11,643円
金城	131円	14,760円
石見旭	226円	15,055円
匹見	130円	17,063円
津和野	799円	21,792円
海士	154円	62,699円
西ノ島	139円	73,067円
浜田西	448円	46,074円
益田横田	605円	15,772円
益田西	307円	10,707円
益田東	724円	15,414円
安来荒島	551円	10,231円
江津西	447円	13,496円
惠曇	779円	29,672円
美保関	547円	13,907円
播屋	490円	25,711円
松江玉造	692円	14,547円
宍道	475円	19,178円
島根広瀬	330円	11,294円
伯太	609円	11,316円
仁多	355円	14,537円
出雲横田	282円	49,281円
木次加茂	262円	24,286円
三刀屋	414円	13,952円
仁万	289円	12,562円
浜田三隅	545円	33,026円
六日市	208円	13,201円
津和野七日市	221円	15,518円
西郷布施	341円	118,579円
西郷五箇	329円	40,572円
都方	500円	21,315円
掛合	441円	14,676円
松江本庄	292円	20,614円
秋鹿	181円	28,745円
神西	428円	22,445円
出雲禰原	345円	10,547円
大根島	399円	12,847円
頼原	277円	31,176円
赤来	356円	19,757円
松江馬湯	921円	38,716円
浜田東	467円	31,109円
出雲長浜	412円	25,989円
石見大田三瓶	(略)	12,495円
木次大東	465円	21,181円
江津東	133円	17,752円
平田河下	229円	20,012円
岡山県	1,368円	31,511円
岡山南	807円	25,458円
岡山西	987円	40,177円
妹尾	667円	12,680円
岡山今村	1,459円	31,398円
興除	340円	20,102円
吉備	1,226円	36,291円
三鱈2	1,392円	40,196円
岡山長岡	617円	12,124円
西大寺	314円	16,306円
倉敷	493円	31,725円
児島	690円	15,894円
水島	767円	14,920円
玉島	386円	15,661円
新倉敷	1,615円	19,323円
茶屋町	645円	11,570円
倉敷東	653円	19,099円
倉敷西	918円	17,262円
児島琴浦	582円	31,975円
水島東	645円	14,703円

安来	791円	18,730円
江津	271円	38,556円
出雲平田	450円	28,406円
木次	362円	34,376円
斐川	794円	38,985円
大社	348円	25,487円
川本2	222円	41,203円
西郷	925円	25,239円
松江八雲	722円	17,366円
多伎	370円	15,624円
温泉津	497円	18,141円
粕淵	108円	16,506円
都賀	(略)	29,804円
川本瑞穂	87円	21,639円
石見	87円	14,807円
松江	(略)	13,406円
金城	123円	15,939円
石見旭	166円	19,364円
匹見	131円	15,882円
津和野	742円	20,830円
海士	132円	64,269円
西ノ島	136円	73,854円
浜田西	433円	45,625円
益田横田	595円	16,650円
益田西	310円	28,907円
益田東	709円	30,696円
安来荒島	505円	11,567円
江津西	433円	13,565円
惠曇	755円	29,461円
美保関	506円	14,424円
播屋	491円	47,151円
松江玉造	671円	15,498円
宍道	468円	18,056円
島根広瀬	327円	13,269円
伯太	450円	13,328円
仁多	295円	14,455円
出雲横田	253円	59,264円
木次加茂	265円	24,691円
三刀屋	354円	12,025円
仁万	262円	24,626円
浜田三隅	490円	33,105円
六日市	167円	15,265円
津和野七日市	173円	16,469円
西郷布施	279円	114,131円
西郷五箇	362円	39,417円
都方	502円	19,699円
掛合	454円	14,258円
松江本庄	294円	20,626円
秋鹿	178円	22,319円
神西	395円	21,631円
出雲禰原	332円	12,498円
大根島	393円	13,159円
頼原	270円	31,221円
赤来	366円	18,327円
松江馬湯	915円	37,804円
浜田東	453円	41,830円
出雲長浜	401円	23,390円
石見大田三瓶	(略)	14,614円
木次大東	434円	15,978円
江津東	134円	19,031円
平田河下	224円	29,440円
岡山県	1,332円	34,626円
岡山南	802円	17,683円
岡山西	1,018円	36,966円
妹尾	650円	12,080円
岡山今村	1,421円	36,950円
興除	336円	45,412円
吉備	1,215円	38,752円
三鱈2	1,329円	39,937円
岡山長岡	600円	34,151円
西大寺	379円	15,636円
倉敷	484円	30,850円
児島	663円	38,045円
水島	752円	14,953円
玉島	367円	17,539円
新倉敷	1,618円	18,754円
茶屋町	632円	25,410円
倉敷東	664円	18,571円
倉敷西	939円	16,406円
児島琴浦	578円	31,121円
水島東	623円	14,363円



津山	414円	28,396円
津山院庄	407円	9,755円
玉野	492円	7,787円
笠岡	864円	18,979円
笠岡吉浜	540円	25,458円
笠岡西大島	624円	15,288円
井原	864円	11,192円
総社	791円	15,504円
高梁	883円	28,050円
新見	835円	20,284円
備前	254円	12,686円
岡山瀬戸	601円	14,847円
邑久	1,088円	39,662円
早島	711円	11,896円
吉備高原	226円	56,840円
美作勝山	471円	10,544円
久世落合	417円	18,738円
久世	604円	11,836円
鏡野	300円	3,014円
日本原	541円	13,096円
美作大原	288円	18,009円
美作	417円	16,101円
岡山高島	1,247円	20,663円
甲浦	575円	41,467円
野谷	406円	14,402円
足守	445円	26,166円
備前一宮	770円	9,612円
備中高松	427円	33,864円
西大寺上南	281円	10,656円
児島郷内	550円	18,396円
玉島黒崎	315円	24,726円
玉野西	572円	7,497円
玉野荘内	856円	23,730円
灘崎	943円	29,710円
金光	844円	18,115円
鵜方	574円	20,744円
真備	599円	37,934円
岡山藤田	453円	32,618円
吉備線路2	1,226円	16,435円
上道	647円	26,570円
児島下津井	495円	20,587円
津山山北	1,174円	32,321円
津山河辺	365円	65,015円
津山一宮	542円	14,761円
玉野山田	874円	16,633円
玉野八浜	521円	21,745円
総社新本	458円	35,762円
福渡御津	950円	14,424円
福渡	1,448円	19,976円
山陽	525円	8,573円
日生	438円	14,002円
和気	204円	13,012円
長船	921円	14,489円
玉島船穂	502円	15,081円
里庄	(略)	14,934円
矢掛	624円	11,856円
成羽	323円	28,455円
高梁川上	429円	8,063円
ひるぜん	111円	29,593円
勝央	387円	6,182円
亀甲	487円	26,263円
福渡旭	204円	12,291円
津山久米	155円	31,868円
檜	311円	7,698円
井原高屋	430円	6,835円
美星	289円	9,931円
哲西	611円	11,161円
湯原	224円	28,602円
美新	37円	10,855円
津山加茂	610円	8,021円
児島塩生	489円	9,944円
笠岡北	379円	15,004円
総社豪漢	722円	20,979円
美袋	168円	15,079円
高倉	344円	11,379円
備前香登	303円	20,170円
備前三石	205円	23,405円
備前伊里	274円	13,777円
加茂川	149円	10,783円
瀬戸万富	736円	25,521円
岡山瀬戸赤坂	679円	21,876円

津山	399円	28,273円
津山院庄	392円	9,811円
玉野	481円	19,763円
笠岡	610円	18,761円
笠岡吉浜	530円	25,778円
笠岡西大島	595円	15,391円
井原	839円	20,325円
総社	801円	14,113円
高梁	857円	25,457円
新見	799円	19,399円
備前	247円	12,071円
岡山瀬戸	591円	14,160円
邑久	1,070円	28,320円
早島	712円	11,674円
吉備高原	228円	58,004円
美作勝山	443円	9,593円
久世落合	398円	18,792円
久世	599円	12,675円
鏡野	287円	9,052円
日本原	530円	14,186円
美作大原	293円	17,783円
美作	424円	15,790円
岡山高島	1,241円	34,066円
甲浦	527円	41,919円
野谷	400円	13,743円
足守	430円	20,313円
備前一宮	760円	9,182円
備中高松	418円	34,233円
西大寺上南	275円	10,685円
児島郷内	541円	18,100円
玉島黒崎	308円	25,633円
玉野西	551円	15,481円
玉野荘内	819円	23,773円
灘崎	930円	24,804円
金光	782円	15,739円
鵜方	542円	20,891円
真備	583円	36,441円
岡山藤田	439円	26,146円
吉備線路2	1,215円	16,466円
上道	642円	21,850円
児島下津井	483円	51,271円
津山山北	1,157円	30,211円
津山河辺	352円	64,289円
津山一宮	534円	12,351円
玉野山田	847円	16,588円
玉野八浜	487円	21,960円
総社新本	450円	37,024円
福渡御津	946円	13,765円
福渡	1,420円	19,934円
山陽	526円	7,762円
日生	437円	15,243円
和気	237円	18,436円
長船	891円	13,447円
玉島船穂	495円	20,980円
里庄	(略)	14,119円
矢掛	545円	11,273円
成羽	283円	28,700円
高梁川上	382円	9,212円
ひるぜん	108円	29,463円
勝央	381円	6,635円
亀甲	448円	26,374円
福渡旭	195円	13,683円
津山久米	95円	31,470円
檜	302円	7,727円
井原高屋	414円	8,049円
美星	255円	10,078円
哲西	536円	9,884円
湯原	213円	27,766円
美新	36円	22,986円
津山加茂	454円	9,786円
児島塩生	483円	10,829円
笠岡北	349円	14,260円
総社豪漢	719円	19,486円
美袋	160円	15,641円
高倉	306円	11,270円
備前香登	297円	19,239円
備前三石	196円	22,087円
備前伊里	258円	15,379円
加茂川	140円	12,068円
瀬戸万富	708円	25,902円
岡山瀬戸赤坂	635円	23,312円

	熊山	366円	9,341円
	周匝	1,007円	19,092円
	吉永	554円	16,067円
	備前佐伯	337円	24,516円
	芳井	114円	4,814円
	賀陽	471円	7,922円
	備中	250円	14,874円
	大佐	274円	15,784円
	英田	340円	17,650円
	福渡弓削	734円	18,954円
	岡山原	1,044円	28,841円
	西大寺神崎	244円	14,134円
	牛窓	1,154円	9,444円
	北房	125円	22,496円
	作東	366円	12,475円
	牟佐	437円	25,076円
	寄島	764円	20,516円
	有漢	286円	12,828円
	柵原	459円	23,118円
広島県	広島西	2,201円	22,592円
	広島南2	2,622円	18,429円
	広島中	3,700円	47,486円
	広島大州	1,776円	31,771円
	宇品	2,088円	21,992円
	広島西蟹屋	1,858円	17,029円
	仁保	2,409円	47,293円
	広島庚午	2,529円	13,246円
	広島三篠	1,433円	14,199円
	安古市	1,371円	25,498円
	安芸祇園	1,627円	39,425円
	可部	1,084円	30,561円
	高陽	1,061円	19,223円
	海田	1,853円	26,038円
	五日市廿日2	1,666円	17,970円
	呉東	1,076円	17,806円
	呉吉浦	453円	20,251円
	呉大心	580円	23,320円
	郷原	701円	16,836円
	呉2	1,147円	14,975円
	竹原	461円	18,543円
	尾道	623円	45,590円
	尾道高須	657円	24,293円
	尾道美ノ郷	219円	49,506円
	尾道東	1,745円	8,612円
	因島	275円	11,204円
	因島中庄	803円	21,476円
	因島重井	380円	21,739円
	福山	901円	26,608円
	福山東	914円	25,930円
	松永	441円	29,908円
	新福山	1,840円	17,626円
	福山西	678円	13,106円
	福山北	782円	90,706円
	福山水呑	704円	37,236円
	福山南	617円	15,571円
	福山坪生	641円	12,145円
	駅家	644円	102,359円
	福山加茂	404円	34,400円
	福山熊野	273円	54,103円
	府中	1,026円	21,249円
	府中本町	596円	11,693円
	三次	1,534円	20,924円
	三次塩町	219円	21,263円
	庄原	629円	18,085円
	東広島	830円	38,011円
	八本松	273円	45,509円
	八本松原	67円	18,668円
	廿日市	1,094円	8,147円
	五日市地御前	866円	41,982円
	江田島	609円	14,453円
	安芸大野1	434円	13,584円
	宮島口	1,424円	15,937円
	安芸吉田	496円	18,126円
	黒瀬	440円	61,665円
	甲山	356円	14,452円
	神辺電話交2	200円	75,552円
	神辺御領	(略)	18,158円
	神辺中奈	675円	9,447円
	新市	472円	8,873円
	広島中山	1,103円	34,081円
	広島戸坂	1,272円	23,550円

	熊山	364円	8,261円
	周匝	987円	19,247円
	吉永	570円	26,387円
	備前佐伯	333円	25,221円
	芳井	105円	5,265円
	賀陽	462円	9,166円
	備中	239円	13,442円
	大佐	245円	16,807円
	英田	347円	18,964円
	福渡弓削	668円	18,626円
	岡山原	1,027円	29,662円
	西大寺神崎	246円	29,414円
	牛窓	1,110円	10,142円
	北房	162円	23,976円
	作東	342円	12,586円
	牟佐	430円	25,983円
	寄島	732円	21,256円
	有漢	167円	11,580円
	柵原	434円	23,824円
広島県	広島西	2,175円	23,594円
	広島南2	2,590円	18,702円
	広島中	3,639円	37,613円
	広島大州	1,781円	31,456円
	宇品	2,120円	21,837円
	広島西蟹屋	1,835円	15,657円
	仁保	2,334円	46,544円
	広島庚午	2,169円	17,461円
	広島三篠	1,456円	13,204円
	安古市	1,394円	25,993円
	安芸祇園	1,579円	39,161円
	可部	826円	25,838円
	高陽	1,031円	18,913円
	海田	1,720円	25,595円
	五日市廿日2	1,680円	16,882円
	呉東	1,066円	18,407円
	呉吉浦	449円	50,852円
	呉大心	519円	29,842円
	郷原	699円	18,817円
	呉2	1,156円	14,675円
	竹原	432円	16,501円
	尾道	593円	44,016円
	尾道高須	672円	25,608円
	尾道美ノ郷	209円	49,674円
	尾道東	1,572円	7,904円
	因島	259円	10,509円
	因島中庄	757円	21,264円
	因島重井	343円	21,661円
	福山	842円	29,536円
	福山東	889円	25,039円
	松永	440円	25,689円
	新福山	1,863円	20,533円
	福山西	659円	12,942円
	福山北	607円	65,827円
	福山水呑	672円	37,017円
	福山南	585円	16,147円
	福山坪生	622円	14,087円
	駅家	618円	89,960円
	福山加茂	387円	34,707円
	福山熊野	267円	54,008円
	府中	1,329円	24,510円
	府中本町	566円	11,380円
	三次	1,548円	22,419円
	三次塩町	198円	21,306円
	庄原	632円	18,487円
	東広島	833円	31,826円
	八本松	237円	46,121円
	八本松原	68円	17,286円
	廿日市	990円	9,335円
	五日市地御前	849円	41,948円
	江田島	521円	14,048円
	安芸大野1	429円	13,342円
	宮島口	1,247円	15,891円
	安芸吉田	444円	18,089円
	黒瀬	402円	62,319円
	甲山	332円	13,600円
	神辺電話交2	213円	65,541円
	神辺御領	(略)	17,897円
	神辺中奈	664円	13,017円
	新市	462円	7,955円
	広島中山	1,090円	28,844円
	広島戸坂	1,240円	23,390円

安古市安 2	1,546円	34,566円
八木	881円	29,762円
伴	1,365円	47,205円
坂	1,451円	21,806円
福木	916円	16,946円
戸山	605円	14,243円
高陽狩小川	924円	23,312円
白木井原	488円	14,383円
海田畑智	839円	10,742円
新矢野	1,667円	14,302円
五日廿日寺田	1,176円	15,407円
五日廿日石内	1,675円	22,951円
呉仁方	874円	6,302円
呉焼山	638円	20,066円
大竹	819円	9,483円
志和	140円	40,583円
三永	232円	12,130円
五日廿日宮内	1,719円	33,996円
安芸熊野	931円	43,715円
安佐	175円	20,340円
呉警固屋	760円	21,553円
竹原忠海	550円	20,440円
三原幸崎	1,513円	31,480円
三原長谷	169円	28,568円
松永藤江	292円	29,050円
福山芦田	340円	47,870円
大竹坎波	466円	21,552円
高屋	799円	43,650円
音戸	414円	20,957円
音戸先奥	173円	29,191円
倉橋	684円	16,281円
倉橋室尾	801円	12,388円
安芸佐伯	590円	14,386円
安芸佐伯友和	361円	11,959円
能美	1,145円	34,015円
大柿 ( 略 )		18,214円
八千代	1,180円	12,633円
甲田	1,048円	11,482円
東広島福富	280円	17,277円
東広島豊栄	454円	24,162円
甲山大和	257円	16,882円
東広島河内	213円	38,210円
河内河戸	296円	23,435円
本郷	604円	16,009円
安芸津	611円	27,909円
安浦	302円	52,954円
呉川尻	536円	14,574円
瀬戸田	428円	16,228円
久井	225円	10,381円
尾道向島	2,043円	12,826円
東城	709円	15,480円
尾道三原 2	1,207円	26,910円
宮島	672円	15,524円
御調	163円	139,114円
安佐久地	861円	13,357円
安佐後山	834円	13,507円
可部三人	874円	27,339円
瀬野川	1,090円	26,531円
瀬野	629円	43,199円
竹原莊野	543円	10,094円
鞆	551円	18,384円
松永本郷	403円	19,426円
庄原山内	145円	21,371円
造賀	186円	18,332円
砂谷	132円	38,321円
沖美	992円	21,186円
加計	588円	25,944円
戸河内	809円	39,381円
大朝	485円	13,926円
広島千代田	367円	73,405円
豊平	449円	11,712円
都志見	351円	9,465円
高宮	265円	10,902円
福山内海	687円	17,963円
沼隈	472円	11,464円
沼隈山南	608円	9,481円
吉舎	155円	15,167円
三良坂	309円	16,491円
郷田	295円	27,813円
新向原	1,855円	120,406円
芸北	289円	26,464円

安古市安 2	1,560円	27,504円
八木	871円	30,087円
伴	1,367円	47,392円
坂	1,435円	21,610円
福木	876円	17,563円
戸山	606円	13,717円
高陽狩小川	910円	21,484円
白木井原	455円	16,100円
海田畑智	819円	12,292円
新矢野	1,645円	14,028円
五日廿日寺田	1,154円	15,114円
五日廿日石内	1,645円	22,693円
呉仁方	896円	7,028円
呉焼山	620円	20,680円
大竹	827円	8,972円
志和	138円	41,760円
三永	212円	11,463円
五日廿日宮内	1,540円	34,097円
安芸熊野	915円	43,442円
安佐	161円	19,515円
呉警固屋	638円	21,359円
竹原忠海	549円	20,643円
三原幸崎	1,489円	30,962円
三原長谷	162円	29,150円
松永藤江	272円	28,290円
福山芦田	321円	48,407円
大竹坎波	443円	21,289円
高屋	760円	44,943円
音戸	364円	22,984円
音戸先奥	163円	29,264円
倉橋	573円	17,564円
倉橋室尾	723円	12,102円
安芸佐伯	573円	14,805円
安芸佐伯友和	343円	12,378円
能美	1,015円	34,212円
大柿 ( 略 )		17,449円
八千代	1,112円	13,375円
甲田	1,055円	12,066円
東広島福富	277円	22,236円
東広島豊栄	461円	22,987円
甲山大和	307円	16,221円
東広島河内	203円	34,838円
河内河戸	295円	29,990円
本郷	624円	15,654円
安芸津	549円	26,950円
安浦	272円	53,715円
呉川尻	481円	14,569円
瀬戸田	399円	27,285円
久井	212円	11,088円
尾道向島	1,943円	12,889円
東城	697円	15,184円
尾道三原 2	1,139円	23,874円
宮島	638円	12,083円
御調	154円	139,148円
安佐久地	786円	13,733円
安佐後山	808円	22,506円
可部三人	853円	27,274円
瀬野川	1,002円	26,175円
瀬野	582円	43,182円
竹原莊野	528円	10,760円
鞆	567円	17,016円
松永本郷	374円	19,120円
庄原山内	138円	19,955円
造賀	183円	17,239円
砂谷	131円	40,463円
沖美	991円	16,792円
加計	205円	18,180円
戸河内	930円	46,864円
大朝	469円	14,140円
広島千代田	359円	73,824円
豊平	440円	13,589円
都志見	349円	11,358円
高宮	269円	15,649円
福山内海	674円	17,808円
沼隈	469円	11,979円
沼隈山南	602円	11,142円
吉舎	108円	15,136円
三良坂	273円	16,534円
郷田	301円	27,087円
新向原	1,805円	132,334円
芸北	282円	25,872円

	比和	(略)	37,389円
	木江白水	929円	16,999円
	広島似島	455円	22,102円
	三原木原	533円	(略)
	浦崎	617円	26,266円
	坂小屋浦	1,091円	24,056円
	下蒲刈	650円	11,757円
	湯来	116円	16,452円
	木江大崎	697円	21,729円
	木江	615円	16,040円
	東城三和	326円	25,110円
	上下	318円	49,150円
	三次三和	221円	10,258円
山口県	下関東	400円	21,206円
	下関北	885円	21,901円
	下関中	324円	31,291円
	下関西	451円	15,179円
	下関王司	606円	23,669円
	下関勝山	1,123円	16,960円
	宇部3	505円	18,515円
	宇部	505円	54,064円
	宇部西	506円	10,381円
	宇部床波	424円	13,562円
	宇部東岐波	536円	38,614円
	山口2	548円	36,933円
	三島	76円	17,489円
	萩	270円	27,374円
	徳山	828円	23,916円
	徳山周南	903円	47,868円
	防府	373円	20,399円
	防府2	373円	6,818円
	下松	393円	14,142円
	岩国支店3棟	486円	10,354円
	岩国4	486円	18,790円
	岩国西	1,046円	14,161円
	新岩国南	1,275円	58,486円
	宇部小野田	189円	17,970円
	光	356円	22,042円
	長門	383円	14,888円
	柳井	334円	16,170円
	美祢	167円	22,366円
	新南陽1	611円	40,144円
	小郡	370円	21,584円
	山口大内	496円	42,121円
	下関安岡	477円	19,385円
	小月	483円	11,024円
	山口下関	420円	24,430円
	厚東	135円	11,768円
	山口仁保	515円	23,573円
	四辻	166円	27,586円
	嘉川	198円	12,548円
	萩大井	608円	24,137円
	見島	162円	68,880円
	徳山榑ヶ浜	752円	12,999円
	徳山戸田	357円	18,678円
	都濃	448円	15,757円
	防府西の浦	288円	12,513円
防府大道	263円	20,452円	
防府富海	297円	42,097円	
下松久保	385円	19,005円	
岩国通津	471円	18,569円	
御庄	898円	12,628円	
岩国河内	352円	14,534円	
西ノ浜	295円	40,406円	
光室積	493円	9,780円	
光島田	425円	16,543円	
久賀	905円	18,973円	
大島	335円	22,248円	
久賀橋	743円	17,035円	
由宇	580円	10,888円	
玖珂	227円	20,097円	
周東	454円	13,885円	
岩田	182円	13,158円	
田布施	408円	3,533円	
田布施南	435円	17,742円	
平生	230円	21,054円	
下松熊毛	217円	17,550円	
徳山鹿野	391円	59,563円	
秋穂	223円	11,987円	
宇部橋	191円	19,030円	
下関菊川	446円	25,126円	

	比和	(略)	36,852円
	木江白水	807円	16,991円
	広島似島	415円	21,514円
	三原木原	547円	(略)
	浦崎	575円	26,286円
	坂小屋浦	1,034円	23,943円
	下蒲刈	541円	11,713円
	湯来	113円	17,699円
	木江大崎	666円	21,626円
	木江	532円	15,679円
	東城三和	307円	25,183円
	上下	307円	57,099円
	三次三和	219円	11,124円
山口県	下関東	394円	20,574円
	下関北	902円	22,016円
	下関中	313円	29,774円
	下関西	402円	14,386円
	下関王司	600円	22,639円
	下関勝山	1,014円	16,248円
	宇部3	466円	18,000円
	宇部	466円	49,381円
	宇部西	483円	12,874円
	宇部床波	423円	13,001円
	宇部東岐波	481円	39,061円
	山口2	546円	40,280円
	三島	78円	19,136円
	萩	260円	27,707円
	徳山	813円	22,025円
	徳山周南	848円	47,703円
	防府	344円	20,341円
	防府2	344円	7,480円
	下松	349円	13,683円
	岩国支店3棟	480円	10,888円
	岩国4	480円	17,328円
	岩国西	1,024円	13,655円
	新岩国南	1,340円	59,645円
	宇部小野田	196円	17,732円
	光	354円	24,849円
	長門	387円	14,607円
	柳井	318円	15,522円
	美祢	163円	15,641円
	新南陽1	618円	40,019円
	小郡	360円	22,034円
	山口大内	494円	42,692円
	下関安岡	220円	21,347円
	小月	477円	22,024円
	山口下関	432円	25,377円
	厚東	138円	12,819円
	山口仁保	504円	17,950円
	四辻	158円	28,367円
	嘉川	186円	15,576円
	萩大井	548円	23,040円
	見島	135円	61,721円
	徳山榑ヶ浜	712円	12,721円
	徳山戸田	346円	19,702円
	都濃	396円	20,162円
	防府西の浦	268円	11,599円
防府大道	268円	17,368円	
防府富海	262円	39,067円	
下松久保	370円	18,729円	
岩国通津	466円	17,525円	
御庄	848円	13,834円	
岩国河内	336円	16,622円	
西ノ浜	277円	40,482円	
光室積	529円	21,304円	
光島田	401円	16,341円	
久賀	817円	22,748円	
大島	329円	21,403円	
久賀橋	721円	17,442円	
由宇	528円	10,523円	
玖珂	222円	20,991円	
周東	436円	19,230円	
岩田	179円	16,390円	
田布施	394円	3,135円	
田布施南	426円	16,154円	
平生	221円	21,177円	
下松熊毛	208円	18,456円	
徳山鹿野	390円	60,693円	
秋穂	224円	12,303円	
宇部橋	190円	19,679円	
下関菊川	425円	24,118円	

	豊浦	344円	6,182円
	豊北	584円	14,195円
	特牛	613円	11,403円
	長門三隅	201円	17,274円
	長門仙崎	302円	16,393円
	美祿豊田	488円	18,705円
	阿月	184円	9,896円
	新南陽2	656円	14,892円
	久曾下田	518円	11,999円
	久曾和田	370円	11,875円
	鏡町	430円	13,925円
	大畠	506円	12,242円
	上関	603円	22,403円
	徳地	291円	11,449円
	厚狭殖生	258円	20,717円
	秋芳	110円	12,847円
	長門古市	397円	11,411円
	油谷	383円	14,250円
	油谷久津	144円	12,698円
	下関吉見	282円	14,845円
	阿知須	364円	13,329円
	美東	248円	28,746円
	阿東	159円	19,057円
	長門湯本	327円	26,741円
	岩国坂上	547円	15,182円
	厚狭	225円	28,083円
徳島県	阿波津田	1,026円	72,630円
	阿波川内	720円	75,231円
	八万	826円	24,196円
	地蔵橋	888円	15,842円
	沖洲	921円	14,146円
	徳島西	1,265円	37,568円
	鳴門	343円	25,979円
	小松島	756円	24,965円
	阿波阿南	412円	26,716円
	阿波石井	526円	18,839円
	那賀川	385円	13,960円
	松茂	619円	14,025円
	北島	(略)	19,942円
	藍住	492円	30,539円
	板野	525円	20,695円
	上板	594円	12,605円
	阿波	780円	5,966円
	鴨島	1,256円	8,663円
	山川	553円	7,683円
	脇町	482円	17,302円
	阿波池田	631円	20,834円
	徳島B	839円	38,128円
	阿波国府	733円	25,362円
	多家良	365円	15,750円
	応神	501円	10,560円
	阿波大麻	274円	12,573円
	堂浦	385円	9,930円
	鳴門公園	280円	14,886円
	新赤石	810円	30,520円
	阿波橋	561円	21,425円
	桑野	698円	11,786円
	阿波福井	540円	15,533円
	新野	690円	10,808円
	阿波樺	639円	17,129円
	阿波一宮	281円	7,170円
	羽ノ浦	605円	12,141円
	丹生谷	532円	15,653円
	阿波海南	655円	11,383円
	阿波吉野	812円	17,806円
	土成	728円	11,264円
	市場	454円	10,345円
	阿波川島	587円	7,355円
	美馬	168円	13,888円
	貞光	622円	8,913円
	三野	406円	12,412円
	阿波三好	460円	10,862円
	三縄	534円	13,388円
	阿波井川	911円	13,323円
	三加茂	286円	44,546円
	牟岐	654円	22,687円
	阿波勝浦	287円	23,012円
	日和佐	382円	13,549円
	阿波半田	141円	13,726円
	穴吹	(略)	15,949円
	山城	(略)	15,460円

	豊浦	376円	5,665円
	豊北	630円	16,143円
	特牛	523円	19,232円
	長門三隅	182円	18,047円
	長門仙崎	282円	16,725円
	美祿豊田	552円	18,988円
	阿月	176円	11,481円
	新南陽2	525円	14,450円
	久曾下田	495円	12,853円
	久曾和田	352円	13,321円
	鏡町	411円	12,542円
	大畠	484円	13,441円
	上関	581円	21,563円
	徳地	258円	13,348円
	厚狭殖生	230円	20,764円
	秋芳	107円	14,922円
	長門古市	367円	12,746円
	油谷	369円	13,704円
	油谷久津	136円	13,972円
	下関吉見	243円	13,915円
	阿知須	362円	17,488円
	美東	264円	27,998円
	阿東	160円	19,528円
	長門湯本	324円	24,438円
	岩国坂上	569円	14,657円
	厚狭	177円	29,697円
徳島県	阿波津田	952円	70,234円
	阿波川内	695円	88,766円
	八万	774円	24,483円
	地蔵橋	837円	15,649円
	沖洲	843円	13,675円
	徳島西	1,193円	40,036円
	鳴門	310円	25,737円
	小松島	595円	19,555円
	阿波阿南	405円	26,858円
	阿波石井	447円	18,104円
	那賀川	363円	13,680円
	松茂	497円	13,530円
	北島	(略)	26,846円
	藍住	504円	31,429円
	板野	449円	20,555円
	上板	450円	12,375円
	阿波	692円	5,579円
	鴨島	1,177円	7,697円
	山川	410円	7,341円
	脇町	436円	16,970円
	阿波池田	659円	20,974円
	徳島B	794円	36,997円
	阿波国府	685円	25,739円
	多家良	338円	15,371円
	応神	443円	10,121円
	阿波大麻	237円	12,105円
	堂浦	320円	9,701円
	鳴門公園	239円	13,624円
	新赤石	750円	27,650円
	阿波橋	559円	17,758円
	桑野	655円	11,264円
	阿波福井	499円	14,177円
	新野	603円	11,760円
	阿波樺	622円	15,453円
	阿波一宮	267円	8,562円
	羽ノ浦	592円	11,764円
	丹生谷	544円	14,613円
	阿波海南	661円	10,870円
	阿波吉野	744円	17,245円
	土成	627円	11,737円
	市場	399円	11,137円
	阿波川島	507円	6,936円
	美馬	160円	13,637円
	貞光	389円	8,743円
	三野	374円	11,501円
	阿波三好	357円	10,508円
	三縄	537円	12,975円
	阿波井川	953円	13,049円
	三加茂	194円	45,518円
	牟岐	688円	20,534円
	阿波勝浦	208円	22,499円
	日和佐	315円	11,596円
	阿波半田	102円	13,404円
	穴吹	(略)	14,560円
	山城	(略)	15,513円

香川県	阿波神山	103円	14,570円
	阿波広野	97円	11,596円
	讃岐三奈	891円	26,597円
	高松北2	568円	26,661円
	屋島	1,040円	17,691円
	香西	1,120円	17,465円
	円座2	650円	19,469円
	讃岐前田	413円	13,624円
	讃岐川島	452円	4,168円
	西植田	403円	52,501円
	新仏生山	1,315円	44,988円
	丸亀	543円	8,171円
	讃岐郡家	760円	2,522円
	坂出	322円	16,032円
	讃岐加茂	552円	2,395円
	讃岐林田	347円	6,128円
	善通寺	1,135円	16,784円
	観音寺	908円	33,968円
	引田	393円	12,085円
	三本松	268円	27,858円
	讃岐津田	295円	19,140円
	讃岐大川	328円	12,477円
	志度	346円	29,468円
	長尾	538円	10,586円
	内海	395円	22,187円
	土庄	585円	17,914円
	讃岐三木	492円	15,681円
	讃岐牟礼	519円	13,532円
	香川	612円	30,770円
	綾南	819円	10,623円
	讃岐国分寺	514円	21,625円
	宇多津	816円	41,174円
	琴平	451円	17,074円
	多度津	520円	7,978円
	讃岐高瀬	408円	46,341円
	讃岐豊浜	310円	4,749円
	本島	186円	35,730円
	与島	343円	19,216円
	木之郷	570円	4,000円
	伊吹	(略)	17,370円
	鴨部	744円	47,061円
	庵治	285円	12,835円
	綾上	779円	51,431円
	讃岐昭和	719円	50,391円
	綾歌	366円	9,989円
	讃岐飯山	566円	14,934円
	讃岐吉野	189円	3,135円
大野原	554円	8,157円	
讃岐豊中	355円	31,717円	
仁尾	285円	38,996円	
三本松2	268円	12,615円	
山本	483円	9,984円	
讃岐神山	363円	57,804円	
塩江	717円	13,211円	
麻二宮	393円	48,918円	
詫間	353円	58,395円	
財田	381円	25,026円	
高松	710円	50,667円	
讃岐池田	513円	5,024円	
愛媛県	西須賀	987円	5,000円
	吉田浜	933円	5,578円
	堀江	649円	8,157円
	伊予石井2	1,190円	13,942円
	久谷	1,095円	8,823円
	新久米	1,439円	61,309円
	山越本	870円	29,609円
	松山3	1,765円	24,160円
	今治	631円	40,434円
	伊予桜井2	1,084円	14,052円
	宇和島	708円	15,626円
	八幡浜	532円	12,782円
	新居浜3	800円	22,502円
	泉川	512円	7,964円
	多喜浜	407円	12,440円
	伊予西条	926円	8,206円
	大洲	425円	10,752円
	新谷	486円	11,610円
	川之江	835円	19,486円
	伊予三島西	1,053円	9,780円
	伊予2	849円	16,602円
	伊予北条	660円	6,739円

香川県	阿波神山	86円	14,105円
	阿波広野	96円	10,219円
	讃岐三奈	868円	26,052円
	高松北2	496円	26,389円
	屋島	1,062円	17,512円
	香西	943円	17,093円
	円座2	637円	18,913円
	讃岐前田	412円	13,930円
	讃岐川島	469円	4,328円
	西植田	402円	51,025円
	新仏生山	1,316円	34,046円
	丸亀	527円	7,534円
	讃岐郡家	733円	4,002円
	坂出	317円	15,551円
	讃岐加茂	504円	2,770円
	讃岐林田	351円	5,458円
	善通寺	1,106円	17,347円
	観音寺	851円	32,967円
	引田	407円	13,037円
	三本松	237円	27,971円
	讃岐津田	258円	19,422円
	讃岐大川	256円	13,611円
	志度	329円	30,053円
	長尾	515円	10,814円
	内海	390円	21,194円
	土庄	569円	17,716円
	讃岐三木	381円	16,449円
	讃岐牟礼	495円	13,558円
	香川	629円	31,891円
	綾南	784円	10,747円
	讃岐国分寺	533円	20,757円
	宇多津	782円	38,125円
	琴平	421円	16,607円
	多度津	558円	8,357円
	讃岐高瀬	355円	30,578円
	讃岐豊浜	306円	4,804円
	本島	187円	35,791円
	与島	338円	18,891円
	木之郷	549円	30,000円
	伊吹	(略)	16,502円
	鴨部	693円	45,745円
	庵治	292円	12,889円
	綾上	685円	52,280円
	讃岐昭和	705円	49,958円
	綾歌	377円	9,398円
	讃岐飯山	527円	15,618円
	讃岐吉野	187円	4,820円
大野原	544円	8,260円	
讃岐豊中	343円	31,723円	
仁尾	253円	39,345円	
三本松2	237円	12,122円	
山本	469円	10,467円	
讃岐神山	372円	56,602円	
塩江	645円	19,282円	
麻二宮	381円	50,284円	
詫間	337円	58,979円	
財田	368円	21,630円	
高松	679円	48,033円	
讃岐池田	494円	5,122円	
愛媛県	西須賀	906円	5,386円
	吉田浜	896円	5,179円
	堀江	640円	7,846円
	伊予石井2	1,156円	13,738円
	久谷	1,059円	8,679円
	新久米	1,396円	60,882円
	山越本	849円	28,843円
	松山3	1,707円	24,111円
	今治	547円	40,249円
	伊予桜井2	1,023円	13,787円
	宇和島	695円	15,358円
	八幡浜	505円	12,490円
	新居浜3	790円	21,939円
	泉川	506円	6,812円
	多喜浜	403円	12,306円
	伊予西条	769円	7,927円
	大洲	418円	10,845円
	新谷	459円	10,277円
	川之江	808円	19,375円
	伊予三島西	1,097円	9,122円
	伊予2	816円	16,231円
	伊予北条	635円	5,903円

壬生川 2	577円	21,851円
伊予土居	389円	10,044円
大西	1,209円	8,415円
重信	1,381円	16,469円
松前 2	1,091円	14,035円
砥部	1,917円	9,499円
宇和	418円	4,766円
広見	396円	11,670円
御荘 2	252円	8,308円
湯山	3,123円	31,673円
波止浜交換 2	609円	13,917円
栗	846円	56,965円
日土	1,370円	19,610円
穴井	1,381円	29,371円
伊予氷見	826円	10,397円
伊予豊岡	1,076円	15,815円
伊予三芳	666円	11,715円
粟井	632円	16,672円
伊予小松	886円	11,340円
丹原	642円	9,381円
伊予玉川	548円	11,359円
菊間	346円	10,077円
吉海	515円	15,174円
伯方	1,089円	9,076円
伊予川内	726円	11,387円
久万	306円	18,065円
保内	554円	14,895円
伊予吉田	658円	12,025円
伊予津島	578円	9,506円
今治支店旧	631円	8,838円
大洲新棟	437円	12,462円
伊予長浜	350円	25,637円
内子	1,015円	7,295円
伊予三瓶	544円	7,794円
愛媛野村	669円	11,698円
三間	229円	50,373円
伊予朝倉	392円	9,083円
宮窪	82円	46,807円
伊予上浦	84円	10,211円
伊予小田	454円	13,722円
伊予中山機械	1,136円	11,015円
伊予松野	146円	50,845円
二本松	81円	14,501円
生名	227円	13,485円
伊予弓削	132円	2,414円
双海	945円	11,261円
伊方	313円	19,420円
城川交換機	110円	6,326円
高知県		
高知東	1,325円	28,958円
潮江	1,500円	28,867円
土佐朝倉	1,181円	21,594円
土佐一宮	1,286円	31,527円
種崎	618円	9,658円
土佐大津	987円	19,004円
安芸	237円	32,883円
南国	491円	15,232円
須崎	619円	15,978円
土佐中村	347円	22,736円
赤岡	609円	9,084円
土佐山田	366円	9,176円
伊野	861円	11,068円
池川	673円	31,721円
土佐春野	567円	16,627円
土佐羽根	983円	28,582円
片山	1,177円	7,741円
土佐国府	732円	23,670円
戸波	370円	19,626円
具同	540円	27,850円
宿毛	577円	23,483円
片島	226円	8,064円
土佐長浜	443円	21,708円
介良	1,955円	35,235円
室戸	522円	14,573円
土佐	472円	14,923円
土佐宇佐	378円	13,409円
野市	614円	11,766円
美良布	625円	15,651円
中土佐	485円	14,388円
佐川	454円	16,733円
芸西	874円	18,167円

壬生川 2	418円	21,374円
伊予土居	378円	10,203円
大西	1,233円	8,437円
重信	1,477円	16,898円
松前 2	1,096円	13,613円
砥部	1,844円	9,343円
宇和	401円	4,411円
広見	310円	10,915円
御荘 2	243円	7,729円
湯山	3,086円	33,130円
波止浜交換 2	601円	13,395円
栗	752円	58,049円
日土	1,347円	17,820円
穴井	1,408円	28,226円
伊予氷見	740円	11,028円
伊予豊岡	1,068円	16,975円
伊予三芳	603円	11,323円
粟井	625円	15,160円
伊予小松	829円	10,610円
丹原	602円	10,637円
伊予玉川	561円	12,442円
菊間	325円	11,233円
吉海	513円	13,647円
伯方	998円	8,525円
伊予川内	758円	10,352円
久万	279円	18,505円
保内	538円	14,689円
伊予吉田	598円	11,936円
伊予津島	552円	9,526円
今治支店旧	547円	8,359円
大洲新棟	418円	12,133円
伊予長浜	365円	24,256円
内子	922円	50,706円
伊予三瓶	578円	7,697円
愛媛野村	656円	12,657円
三間	219円	51,372円
伊予朝倉	368円	10,177円
宮窪	188円	46,862円
伊予上浦	76円	11,541円
伊予小田	405円	15,259円
伊予中山機械	1,025円	10,852円
伊予松野	47円	51,398円
一本松	80円	16,115円
生名	224円	14,897円
伊予弓削	125円	3,222円
双海	869円	11,200円
伊方	299円	17,992円
城川交換機	84円	4,759円
重信 2	1,487円	42,944円
高知東	1,249円	29,007円
潮江	1,384円	27,722円
土佐朝倉	962円	21,293円
土佐一宮	1,130円	31,585円
種崎	496円	15,307円
土佐大津	1,008円	18,602円
安芸	154円	30,082円
南国	438円	13,638円
須崎	463円	15,882円
土佐中村	279円	22,500円
赤岡	504円	7,541円
土佐山田	357円	8,918円
伊野	864円	10,136円
池川	672円	33,313円
土佐春野	238円	16,421円
土佐羽根	940円	28,459円
片山	891円	7,099円
土佐国府	671円	24,390円
戸波	273円	19,472円
具同	527円	27,491円
宿毛	498円	23,500円
片島	196円	6,976円
土佐長浜	392円	18,082円
介良	1,718円	40,027円
室戸	461円	14,796円
土佐	435円	14,667円
土佐宇佐	82円	13,084円
野市	586円	11,026円
美良布	587円	17,177円
中土佐	472円	14,135円
佐川	439円	16,490円
芸西	778円	17,002円

	吾川	813円	36,641円
	越知	408円	13,992円
	土佐日高	616円	24,827円
	吉良川	133円	23,727円
	大柵	162円	19,728円
	吾北	125円	25,213円
	仁淀	130円	16,408円
	高知	813円	27,281円
	大杉	117円	18,563円
	土佐平田	80円	22,709円
	土佐清水	467円	35,446円
	窪川	282円	7,333円
	大方	301円	12,671円
	土佐大月 (略)	13,770円	
	野根	126円	27,223円
	鎗北	211円	15,109円
	土佐佐賀	201円	19,484円
福岡県	門司2	600円	10,552円
	門司恒見	433円	15,099円
	門司大里	1,090円	11,933円
	福岡若松	751円	14,411円
	若松二島	648円	11,108円
	戸畑	694円	15,223円
	小倉南	1,322円	13,744円
	小倉西	823円	13,000円
	北九州古船場	683円	24,821円
	北九州1	960円	25,680円
	北九州2	960円	12,586円
	北九州3	960円	12,465円
	小倉南曾根	781円	7,876円
	小倉南徳力	1,717円	15,670円
	八幡槻田	806円	11,473円
	北九州八幡2	475円	18,107円
	折尾3	868円	14,930円
	八幡黒崎	504円	15,322円
	八幡上津役	909円	9,225円
	八幡香月別館	1,317円	15,986円
	福岡東	2,446円	32,536円
	香椎	1,994円	31,713円
	二股瀬	984円	19,369円
	和白	1,176円	13,621円
	博多	2,813円	21,696円
	土居町	1,041円	15,626円
	福岡南	1,041円	29,450円
	福岡中央2	9,646円	28,826円
	福岡平尾	1,568円	12,926円
	筑紫ヶ丘	1,250円	13,013円
	鷹形原	886円	17,046円
	姪浜	1,595円	14,486円
	金武	2,102円	14,345円
	今宿2	1,151円	12,695円
	七隈	1,636円	17,073円
	福岡西新	2,546円	21,735円
	大牟田	538円	12,443円
	久留米	486円	19,280円
	荒木	527円	11,182円
	御井町	1,100円	30,515円
	久留米上津	1,088円	21,432円
	久留米2	908円	19,442円
	直方2	364円	9,000円
	飯塚3	700円	10,851円
	田川	342円	10,085円
	福岡山田	95円	14,608円
	甘木	739円	12,733円
	八女	165円	16,816円
	筑後	364円	8,106円
	福岡大川	352円	27,846円
	行橋2	336円	10,527円
	中間	292円	18,715円
	福岡小郡	703円	20,915円
	二日市	779円	18,658円
	二日市原田	801円	10,828円
	福岡南大野	1,808円	16,888円
	乙金	1,837円	21,139円
	宗像	484円	7,943円
	日の里	1,682円	14,833円
	前原営業所	392円	19,766円
	宇美	731円	19,472円
	志免	930円	13,224円
	古賀新宮	471円	17,430円

	吾川	800円	36,498円
	越知	333円	13,834円
	土佐日高	521円	24,714円
	吉良川	118円	23,558円
	大柵	156円	21,542円
	吾北	128円	25,058円
	仁淀	129円	20,157円
	高知	678円	54,505円
	大杉	113円	14,585円
	土佐平田	72円	22,246円
	土佐清水	460円	29,998円
	窪川	276円	7,422円
	大方	204円	12,363円
	土佐大月 (略)	21,331円	
	野根	82円	26,667円
	鎗北	190円	12,577円
	土佐佐賀	158円	22,631円
	土佐田野	233円	18,236円
福岡県	門司2	595円	10,401円
	門司恒見	422円	32,062円
	門司大里	1,066円	11,725円
	福岡若松	754円	13,910円
	若松二島	651円	10,854円
	戸畑	772円	24,802円
	小倉南	1,334円	13,396円
	小倉西	787円	12,159円
	北九州古船場	662円	23,407円
	北九州1	943円	34,198円
	北九州2	943円	12,064円
	北九州3	943円	15,209円
	小倉南曾根	771円	7,528円
	小倉南徳力	1,638円	15,799円
	八幡槻田	777円	11,260円
	北九州八幡2	462円	17,894円
	折尾3	864円	14,849円
	八幡黒崎	501円	14,215円
	八幡上津役	762円	8,994円
	八幡香月別館	1,320円	15,630円
	福岡東	2,304円	35,984円
	香椎	1,882円	33,968円
	二股瀬	1,037円	20,351円
	和白	1,177円	13,229円
	博多	4,694円	25,637円
	土居町	1,157円	18,720円
	福岡南	1,047円	28,901円
	福岡中央2	13,595円	27,250円
	福岡平尾	1,856円	12,435円
	筑紫ヶ丘	1,241円	12,492円
	鷹形原	901円	16,778円
	姪浜	1,587円	13,936円
	金武	2,103円	14,307円
	今宿2	1,126円	11,985円
	七隈	1,719円	21,012円
	福岡西新	2,792円	19,002円
	大牟田	531円	11,610円
	久留米	499円	19,270円
	荒木	554円	10,679円
	御井町	1,123円	30,360円
	久留米上津	1,044円	21,211円
	久留米2	1,162円	19,301円
	直方2	348円	8,457円
	飯塚3	694円	10,809円
	田川	283円	9,710円
	福岡山田	94円	14,787円
	甘木	714円	12,126円
	八女	164円	15,398円
	筑後	345円	7,371円
	福岡大川	349円	27,281円
	行橋2	325円	9,430円
	中間	287円	17,395円
	福岡小郡	667円	20,530円
	二日市	801円	18,378円
	二日市原田	687円	10,714円
	福岡南大野	1,784円	16,866円
	乙金	1,845円	20,612円
	宗像	470円	7,182円
	日の里	1,662円	14,737円
	前原営業所	390円	18,876円
	宇美	675円	19,324円
	志免	947円	12,576円
	古賀新宮	511円	17,105円



古賀	826円	8,930円
長老原	2,227円	25,029円
福岡	405円	10,172円
福岡芦屋	363円	12,156円
折尾水巻	474円	19,048円
折尾海老津	444円	17,814円
直方鞍手	198円	12,082円
田主丸	423円	15,168円
瀬高	290円	9,890円
柳川	423円	13,605円
苅田	746円	11,165円
行橋屋川	500円	20,677円
行橋豊津	585円	15,733円
門司黒川	685円	11,989円
若松小島	350円	27,908円
西谷石原	184円	38,169円
多々良	1,024円	8,537円
早良内野	783円	31,919円
倉永	426円	21,140円
善導寺	368円	16,349円
福岡三国	466円	19,927円
篠栗	1,047円	32,690円
久山	636円	12,531円
折尾遺賢川	483円	14,493円
柳川大和	504円	20,158円
江浦	368円	15,267円
西戸崎	496円	16,223円
北崎	1,022円	20,013円
直方小竹	247円	22,841円
直方宮田	424円	18,814円
稲築 (略)		31,068円
前原志摩	794円	13,826円
田主丸吉井	505円	11,880円
大刀洗	162円	10,482円
広川	389円	10,888円
豊前	500円	10,311円
津屋崎	378円	12,037円
宗像玄海	382円	16,589円
直方若宮 (略)		16,460円
飯塚桂川	277円	14,885円
飯塚碓井	186円	30,545円
飯塚大隈	638円	16,304円
飯塚筑穂	480円	16,061円
飯塚庄内	282円	21,153円
杷木	550円	11,603円
甘木朝倉	376円	13,249円
夜須	321円	19,555円
一丈	430円	20,879円
福吉	296円	6,491円
芥屋	255円	28,715円
浮羽	213円	16,176円
久留米北野	896円	15,545円
大木	560円	18,224円
三浦	377円	12,187円
黒木	404円	20,513円
瀬高山川	537円	6,206円
田川香春	491円	12,872円
田川添田	402円	17,767円
田川金田	411円	10,657円
田川糸田	420円	11,885円
田川豊前川崎	277円	13,214円
田川赤池	204円	18,585円
田川大任	371円	21,703円
田川油須原	347円	23,676円
友枝	262円	19,915円
直方東	497円	45,992円
福岡大川2	352円	5,669円
那珂川別	712円	19,600円
若宮吉川	106円	18,914円
城島	559円	12,541円
行橋勝山	718円	25,848円
行橋築城	495円	13,905円
上陽	674円	20,585円
光友	292円	29,111円
星野	356円	6,355円
行橋推田	357円	12,284円
高木瀬	733円	44,564円
唐津	609円	20,328円
佐賀鳥栖	827円	26,316円
多久	422円	26,845円
伊万里	448円	16,698円

佐賀県

古賀	841円	16,897円
長老原	2,180円	24,759円
福岡	365円	8,933円
福岡芦屋	351円	11,488円
折尾水巻	498円	18,741円
折尾海老津	450円	17,619円
直方鞍手	193円	11,831円
田主丸	399円	14,720円
瀬高	284円	9,411円
柳川	370円	12,809円
苅田	747円	10,758円
行橋屋川	506円	22,120円
行橋豊津	571円	16,315円
門司黒川	675円	11,338円
若松小島	351円	28,448円
西谷石原	188円	28,218円
多々良	1,006円	8,128円
早良内野	758円	32,090円
倉永	435円	21,446円
善導寺	348円	16,445円
福岡三国	460円	19,715円
篠栗	1,053円	33,022円
久山	623円	12,927円
折尾遺賢川	470円	13,125円
柳川大和	427円	21,387円
江浦	342円	21,333円
西戸崎	480円	33,081円
北崎	1,029円	19,299円
直方小竹	241円	23,352円
直方宮田	429円	18,697円
稲築 (略)		31,127円
前原志摩	728円	13,074円
田主丸吉井	476円	25,655円
大刀洗	164円	11,457円
広川	332円	10,999円
豊前	504円	10,027円
津屋崎	363円	11,636円
宗像玄海	374円	16,303円
直方若宮 (略)		17,071円
飯塚桂川	273円	15,883円
飯塚碓井	157円	29,581円
飯塚大隈	420円	15,581円
飯塚筑穂	470円	16,639円
飯塚庄内	277円	16,975円
杷木	513円	11,764円
甘木朝倉	367円	13,275円
夜須	404円	18,786円
一丈	422円	20,876円
福吉	170円	5,547円
芥屋	228円	23,539円
浮羽	200円	16,254円
久留米北野	900円	14,695円
大木	558円	18,594円
三浦	374円	12,286円
黒木	382円	20,845円
瀬高山川	519円	5,372円
田川香春	365円	12,961円
田川添田	380円	18,556円
田川金田	405円	8,004円
田川糸田	426円	12,868円
田川豊前川崎	260円	12,887円
田川赤池	205円	19,263円
田川大任	379円	22,628円
田川油須原	344円	25,697円
友枝	301円	21,250円
直方東	475円	33,273円
福岡大川2	349円	5,299円
那珂川別	718円	19,366円
若宮吉川	110円	19,519円
城島	558円	12,224円
行橋勝山	708円	27,821円
行橋築城	500円	14,150円
上陽	653円	22,211円
光友	281円	30,406円
星野	283円	6,876円
行橋推田	348円	12,522円
高木瀬	737円	40,019円
唐津	511円	19,950円
佐賀鳥栖	804円	26,000円
多久	369円	26,892円
伊万里	434円	16,305円

佐賀県

伊万里黒川	231円	16,696円
武雄	299円	23,051円
佐賀鹿島	385円	10,382円
川副南	480円	21,792円
神埼	693円	25,213円
基山	526円	22,267円
小城	510円	17,599円
牛津	552円	26,563円
玄海	487円	22,143円
嬉野電交局舎	701円	12,659円
有田	529円	22,167円
蓮池	154円	12,527円
川久保	134円	12,400円
唐津山本	510円	16,240円
唐津鏡	459円	21,547円
東多久	150円	24,110円
久原	273円	12,048円
波多津	329円	24,719円
伊万里松浦	126円	24,149円
大川野	97円	30,072円
南波多	133円	14,417円
諸富	496円	18,024円
佐賀千代田	953円	10,173円
鳥栖中原	910円	25,868円
北茂安	443円	18,816円
呼子	301円	7,959円
西有田	383円	20,519円
武雄北方	734円	35,684円
佐賀大町	625円	9,475円
佐賀白石	395円	24,214円
鹿島塩田	684円	8,867円
久保田	995円	138,385円
佐賀大和	588円	14,302円
江北	635円	15,957円
佐賀福富	590円	18,463円
有明	745円	23,927円
太良	577円	25,873円
若木	339円	13,849円
浜崎	628円	11,445円
武雄山内	299円	15,324円
三根	820円	22,336円
入野	510円	21,691円
西川登	467円	34,775円
七山	382円	10,153円
湊	285円	37,604円
厳木	271円	11,244円
相知	175円	11,822円
太良大浦	372円	15,687円
長崎県	長崎県	長崎県
浦上	1,215円	26,572円
新長	1,383円	18,695円
小ヶ倉	485円	11,517円
稲佐	1,956円	15,072円
深堀	449円	14,239円
東長崎	1,162円	11,763円
滑石	1,275円	12,167円
佐世保別	962円	17,574円
早岐	665円	17,471円
佐世保大和	512円	26,360円
佐世保大野	874円	57,041円
柚木	396円	6,609円
相浦	322円	19,025円
島原	661円	22,435円
諫早	678円	15,548円
西諫早	583円	22,036円
大村	251円	14,898円
福江	279円	18,474円
長崎平戸	548円	32,107円
時津	905円	15,917円
有川	596円	32,538円
杵岐	616円	20,310円
厳原	411円	25,293円
大瀬戸	423円	15,922円
長崎小浜	281円	17,230円
豆酸	(略)	28,541円
竹松	416円	36,746円
長崎茂木	894円	18,265円
木鉢	803円	10,241円
長崎三重	548円	13,658円
鹿子前	552円	16,439円
針尾	423円	12,482円
松浦	441円	21,879円

伊万里黒川	200円	16,098円
武雄	251円	21,170円
佐賀鹿島	311円	9,233円
川副南	450円	21,921円
神埼	680円	31,902円
基山	520円	23,816円
小城	433円	17,131円
牛津	497円	26,862円
玄海	461円	21,738円
嬉野電交局舎	605円	12,903円
有田	443円	21,319円
蓮池	146円	12,631円
川久保	128円	12,657円
唐津山本	497円	17,277円
唐津鏡	394円	20,476円
東多久	139円	23,208円
久原	249円	12,403円
波多津	325円	23,731円
伊万里松浦	117円	22,786円
大川野	94円	29,042円
南波多	96円	12,983円
諸富	501円	18,343円
佐賀千代田	874円	10,422円
鳥栖中原	786円	24,795円
北茂安	386円	18,062円
呼子	272円	9,038円
西有田	359円	21,337円
武雄北方	576円	34,965円
佐賀大町	576円	9,522円
佐賀白石	373円	24,476円
鹿島塩田	601円	9,693円
久保田	902円	134,752円
佐賀大和	571円	14,921円
江北	433円	14,936円
佐賀福富	632円	19,119円
有明	736円	35,930円
太良	579円	26,510円
若木	340円	12,323円
浜崎	530円	11,998円
武雄山内	305円	16,589円
三根	729円	22,618円
入野	456円	22,233円
西川登	457円	33,217円
七山	299円	8,618円
湊	267円	31,469円
厳木	203円	11,109円
相知	131円	10,915円
太良大浦	356円	14,345円
長崎県	長崎県	長崎県
浦上	1,153円	26,560円
新長	1,360円	21,033円
小ヶ倉	489円	10,881円
稲佐	1,909円	12,151円
深堀	447円	14,438円
東長崎	1,196円	13,285円
滑石	1,291円	12,229円
佐世保別	905円	21,400円
早岐	621円	16,905円
佐世保大和	479円	26,663円
佐世保大野	842円	51,106円
柚木	381円	6,627円
相浦	307円	18,796円
島原	615円	22,384円
諫早	643円	15,165円
西諫早	560円	22,000円
大村	248円	14,626円
福江	288円	17,645円
長崎平戸	532円	29,573円
時津	834円	16,082円
有川	463円	26,653円
杵岐	695円	20,683円
厳原	421円	24,981円
大瀬戸	385円	15,611円
長崎小浜	278円	16,640円
豆酸	(略)	28,212円
竹松	464円	36,213円
長崎茂木	879円	18,308円
木鉢	775円	9,834円
長崎三重	540円	12,205円
鹿子前	541円	16,263円
針尾	409円	13,538円
松浦	384円	21,428円

	御厨	386円	7,491円
	長崎三和	441円	14,584円
	多良見	678円	12,003円
	長与	923円	25,529円
	琴海	402円	13,945円
	西彼	379円	13,549円
	東彼杵	504円	12,104円
	川棚	249円	16,822円
	波佐見	231円	14,068円
	湯江	412円	8,528円
	小長井	322円	22,666円
	島原有明	196円	4,903円
	島原国見	223円	8,576円
	諫早吾妻	418円	12,833円
	愛野森山	1,150円	15,764円
	千々石	410円	10,632円
	有家	352円	13,846円
	島原深江	1,038円	9,447円
	田平	121円	12,180円
	江迎	224円	9,600円
	佐々	463円	18,095円
	佐世保吉井	179円	16,371円
	黒口	244円	17,431円
	飯盛	887円	13,836円
	島原瑞穂	710円	11,115円
	鹿町	415円	9,881円
	小佐々	411円	13,072円
	楠泊	291円	11,218円
	式見	941円	15,591円
	三川内	944円	20,725円
	紐差	348円	16,955円
	津吉	180円	18,346円
	今福	231円	12,447円
	西彼大串	480円	10,670円
	南風崎	955円	26,127円
	有喜	172円	24,242円
	鷗知	(略)	28,658円
	崎戸	147円	25,953円
	曇山	152円	68,226円
	伊万里福島	523円	13,330円
	鷹島	379円	25,971円
	野母崎	720円	19,772円
	加津佐	161円	10,073円
	長崎口之津	282円	12,969円
	南有馬	1,023円	15,411円
	雷江	383円	12,776円
	青方	515円	18,571円
熊本県	東	1,351円	15,955円
	健軍	775円	11,639円
	立田	671円	21,326円
	田迎	1,195円	25,482円
	桜町	749円	32,340円
	熊本清水	1,000円	14,262円
	北部	511円	25,939円
	帯山	1,049円	27,502円
	託麻別館	1,386円	34,583円
	新川尻	(略)	20,385円
	熊本南部	553円	25,854円
	郡築	220円	19,003円
	人吉別館	203円	15,519円
	水俣	1,360円	13,824円
	玉名	361円	22,273円
	本渡	503円	23,619円
	山鹿	329円	14,513円
	牛深	220円	16,889円
	菊池	969円	22,259円
	松橋	446円	13,469円
	松橋小川	145円	11,182円
	植木岩野	680円	21,524円
	熊本大津	213円	27,428円
	西合志	214円	15,446円
	一の宮	243円	13,013円
	熊本小国	1,057円	27,687円
	高森	612円	33,202円
	南阿蘇	85円	11,965円
	木山	818円	57,972円
	矢部別館	796円	23,503円
	荒尾	178円	12,770円
	宇土	383円	25,559円
	合志	170円	15,992円
	熊本小島	634円	19,311円

	御厨	245円	7,510円
	長崎三和	410円	15,270円
	多良見	635円	12,237円
	長与	906円	25,753円
	琴海	367円	13,240円
	西彼	334円	13,552円
	東彼杵	403円	11,199円
	川棚	268円	16,729円
	波佐見	201円	14,112円
	湯江	400円	9,129円
	小長井	305円	22,476円
	島原有明	199円	6,625円
	島原国見	269円	7,815円
	諫早吾妻	383円	14,771円
	愛野森山	972円	17,673円
	千々石	287円	11,473円
	有家	355円	13,999円
	島原深江	1,004円	9,676円
	田平	117円	11,515円
	江迎	205円	9,961円
	佐々	529円	17,216円
	佐世保吉井	173円	18,290円
	黒口	223円	18,631円
	飯盛	831円	15,372円
	島原瑞穂	634円	10,494円
	鹿町	396円	10,766円
	小佐々	385円	14,580円
	楠泊	281円	12,617円
	式見	890円	15,640円
	三川内	960円	19,461円
	紐差	344円	18,517円
	津吉	185円	19,879円
	今福	224円	13,727円
	西彼大串	437円	10,043円
	南風崎	900円	25,074円
	有喜	167円	29,801円
	鷗知	(略)	30,153円
	崎戸	138円	25,866円
	曇山	135円	54,765円
	伊万里福島	417円	11,760円
	鷹島	353円	24,463円
	野母崎	707円	21,376円
	加津佐	152円	10,196円
	長崎口之津	265円	13,064円
	南有馬	1,024円	16,499円
	雷江	347円	11,946円
	青方	393円	17,518円
熊本県	東	1,259円	16,398円
	健軍	800円	11,273円
	立田	645円	21,264円
	田迎	1,192円	25,103円
	桜町	733円	23,644円
	熊本清水	1,021円	14,128円
	北部	497円	26,785円
	帯山	802円	27,439円
	託麻別館	1,380円	34,713円
	新川尻	(略)	20,416円
	熊本南部	517円	22,246円
	郡築	219円	20,125円
	人吉別館	198円	15,340円
	水俣	1,342円	13,366円
	玉名	375円	22,286円
	本渡	521円	23,465円
	山鹿	323円	16,235円
	牛深	209円	15,653円
	菊池	956円	22,056円
	松橋	425円	12,059円
	松橋小川	137円	12,233円
	植木岩野	664円	20,624円
	熊本大津	207円	26,688円
	西合志	211円	15,500円
	一の宮	235円	16,535円
	熊本小国	1,073円	27,811円
	高森	548円	32,959円
	南阿蘇	79円	11,520円
	木山	802円	51,761円
	矢部別館	800円	23,315円
	荒尾	172円	12,563円
	宇土	310円	25,516円
	合志	175円	15,463円
	熊本小島	636円	19,006円

天明	105円	25,805円
日奈久	569円	8,824円
府本	124円	11,400円
荒尾緑ヶ丘	825円	17,881円
網田	396円	18,446円
三角	779円	12,132円
松橋城南	256円	34,365円
堅志田	276円	15,992円
砥用	232円	17,085円
岱明	81円	10,628円
天水	510円	28,069円
南関	372円	15,294円
熊本長洲	265円	11,836円
鹿本	514円	12,550円
菊陽	1,050円	22,371円
泗水	300円	16,137円
南小国	549円	19,149円
熊本西原	515円	19,269円
嘉島	310円	47,469円
甲佐	756円	16,791円
坂本	443円	12,793円
熊本鏡	223円	16,969円
宮原	252円	23,706円
東陽	385円	17,133円
湯浦	313円	30,843円
津奈木	444円	12,386円
錦	351円	15,247円
多良木	340円	13,441円
大矢野	1,173円	10,760円
本渡松島	480円	17,432円
赤崎	442円	50,736円
飽田	594円	96,375円
竜峰	519円	13,965円
松橋豊野	49円	17,101円
玉東	419円	16,587円
菊水	484円	13,971円
坊中	197円	13,064円
御船	338円	25,717円
千丁	510円	15,070円
水俣田浦	335円	23,688円
熊本河内	645円	13,639円
水源	264円	19,021円
郡浦	260円	25,542円
鹿北	315円	26,133円
菊鹿	209円	16,532円
鹿央	118円	7,430円
旭志	282円	19,462円
矢部清和	191円	27,925円
芦北	629円	18,583円
湯前	245円	15,956円
姫戸	438円	15,027円
三加和	(略)	19,424円
阿蘇	327円	83,366円
本渡富岡	431円	29,185円
河浦	481円	65,072円
蘇陽	345円	18,409円
免田	352円	19,301円
一勝地	224円	27,441円
竜ヶ岳	567円	32,037円
五和	638円	30,180円
大分県	1,648円	45,362円
鶴崎	364円	21,949円
大分東	848円	23,970円
大分滝尾	425円	20,479円
大分大道	935円	22,757円
大分市外	799円	22,200円
大分別府	464円	27,754円
別府北	511円	12,829円
如水	106円	19,046円
新中津	596円	19,351円
日田三本松	423円	40,564円
佐伯	734円	24,586円
臼杵	818円	28,113円
津久見	395円	12,992円
大分竹田	396円	19,794円
豊後高田	589円	14,294円
杵築別館	483円	25,732円
大分宇佐	(略)	27,653円
国東	323円	14,481円
日出	610円	15,454円

天明	99円	26,482円
日奈久	546円	8,888円
府本	120円	11,531円
荒尾緑ヶ丘	821円	16,753円
網田	381円	19,360円
三角	762円	11,820円
松橋城南	298円	34,139円
堅志田	300円	17,787円
砥用	224円	17,837円
岱明	74円	10,192円
天水	506円	29,171円
南関	362円	16,287円
熊本長洲	258円	11,219円
鹿本	500円	13,294円
菊陽	964円	22,794円
泗水	282円	16,435円
南小国	544円	20,075円
熊本西原	478円	20,980円
嘉島	281円	47,527円
甲佐	723円	17,950円
坂本	450円	11,329円
熊本鏡	218円	16,965円
宮原	214円	24,705円
東陽	377円	15,904円
湯浦	253円	31,973円
津奈木	431円	12,321円
錦	341円	12,483円
多良木	279円	13,311円
大矢野	1,092円	10,887円
本渡松島	488円	16,495円
赤崎	483円	50,920円
飽田	583円	97,342円
竜峰	508円	12,900円
松橋豊野	47円	13,866円
玉東	401円	16,245円
菊水	485円	14,508円
坊中	195円	13,899円
御船	321円	26,294円
千丁	538円	15,265円
水俣田浦	306円	22,930円
熊本河内	626円	14,584円
水源	268円	17,541円
郡浦	256円	25,236円
鹿北	310円	25,888円
菊鹿	211円	15,815円
鹿央	117円	8,056円
旭志	280円	21,322円
矢部清和	119円	29,481円
芦北	508円	18,411円
湯前	257円	17,694円
姫戸	424円	16,362円
三加和	(略)	18,933円
阿蘇	312円	85,117円
本渡富岡	425円	28,435円
河浦	461円	61,980円
蘇陽	353円	18,239円
免田	346円	19,170円
一勝地	242円	28,058円
竜ヶ岳	577円	31,913円
五和	647円	30,718円
玉名大浜	362円	24,687円
大分	1,635円	45,689円
鶴崎	400円	21,697円
大分東	801円	23,955円
大分滝尾	435円	22,398円
大分大道	936円	29,213円
大分市外	715円	21,761円
大分別府	432円	26,234円
別府北	456円	12,038円
如水	102円	20,455円
新中津	547円	19,130円
日田三本松	405円	43,038円
佐伯	753円	22,718円
臼杵	766円	28,790円
津久見	392円	19,905円
大分竹田	393円	19,627円
豊後高田	596円	11,178円
杵築別館	475円	25,678円
大分宇佐	(略)	27,649円
国東	312円	14,835円
日出	602円	15,427円

由布院	703円	12,748円
大分三重	277円	12,865円
玖珠	621円	23,701円
大分種田	853円	20,633円
大分中津	409円	10,911円
大分戸次	1,099円	55,853円
鶴崎松岡	437円	28,329円
長洲	340円	19,059円
豊後高田田原	107円	17,035円
大分賀来	827円	30,931円
坂ノ市別館	779円	33,863円
海崎	127円	16,631円
保戸島	788円	101,895円
宇佐八幡	281円	14,910円
山香	362円	16,739円
大分挾間	383円	31,371円
大分庄内	375円	11,743円
佐賀園	269円	13,218円
幸崎	226円	15,237円
佐伯弥生	532円	31,482円
野津	425円	19,515円
緒方	(略)	22,142円
三重大野	460円	13,577円
三重千歳	92円	13,283円
天ヶ瀬	932円	22,039円
三光	(略)	11,737円
大分野津原	508円	26,733円
直川	392円	13,791円
本耶馬溪	369円	14,610円
院内	149円	25,201円
安心院	230円	15,944円
真玉	219円	26,038円
国東国見	180円	27,569円
国東喜来	318円	21,346円
佐伯鶴見	608円	21,650円
竹田萩	145円	14,316円
日田大山	642円	10,478円
大分犬飼	281円	14,425円
大分吉野	144円	22,536円
安岐	280円	13,375円
武蔵	434円	14,145円
宇目	351円	16,139円
蒲江	378円	13,630円
耶馬溪下郷	296円	11,229円
山国	254円	17,483円
香々地	228円	25,708円
三重清川	88円	21,438円
久住	684円	12,208円
恵良	288円	10,024円
津江	491円	30,571円
耶馬溪	585円	12,916円
宮崎県		
生目	375円	25,680円
宮崎大淀	821円	24,464円
木花	864円	25,049円
都城	810円	15,406円
都城荘内	102円	12,697円
沖水	223円	16,116円
都城中郷	(略)	14,830円
土々呂	526円	21,522円
延岡市外	658円	22,109円
日南	308円	15,206円
宮崎小林	404円	22,513円
日向別館	290円	19,382円
西都	474円	23,306円
高城	272円	8,423円
宮崎住吉	700円	16,863円
柳瀬	351円	55,976円
宮崎本郷	736円	28,193円
志和池	108円	11,038円
大笠津	254円	33,262円
駄肥	235円	19,426円
西小林	233円	26,616円
串間	404円	22,172円
三財	297円	22,254円
えびの営機械	266円	22,471円
飯野駅前	210円	18,698円
清武	1,020円	30,895円
宮崎田野	269円	11,328円
佐土原	443円	25,958円
西佐土原	245円	13,723円

由布院	621円	13,796円
大分三重	269円	13,126円
玖珠	599円	25,014円
大分種田	850円	19,639円
大分中津	366円	10,387円
大分戸次	1,126円	55,814円
鶴崎松岡	423円	29,137円
長洲	327円	19,286円
豊後高田田原	106円	15,668円
大分賀来	826円	30,568円
坂ノ市別館	775円	34,125円
海崎	115円	16,555円
保戸島	726円	70,473円
宇佐八幡	276円	15,053円
山香	326円	16,512円
大分挾間	387円	24,033円
大分庄内	369円	12,547円
佐賀園	267円	13,419円
幸崎	227円	17,213円
佐伯弥生	543円	31,667円
野津	423円	19,290円
緒方	(略)	23,262円
三重大野	461円	19,654円
三重千歳	88円	13,976円
天ヶ瀬	842円	42,937円
三光	(略)	13,558円
大分野津原	507円	26,631円
直川	393円	15,668円
本耶馬溪	363円	14,467円
院内	154円	25,484円
安心院	233円	15,687円
真玉	217円	24,760円
国東国見	173円	29,355円
国東喜来	141円	21,636円
佐伯鶴見	597円	31,566円
竹田萩	138円	20,951円
日田大山	619円	11,003円
大分犬飼	284円	14,345円
大分吉野	139円	28,232円
安岐	245円	12,504円
武蔵	402円	14,108円
宇目	328円	15,489円
蒲江	309円	12,671円
耶馬溪下郷	298円	12,947円
山国	242円	19,058円
香々地	226円	23,047円
三重清川	81円	20,079円
久住	693円	14,073円
恵良	263円	24,624円
津江	490円	29,249円
耶馬溪	569円	14,531円
合河	305円	25,977円
生目	374円	25,547円
宮崎大淀	618円	25,270円
木花	807円	24,250円
都城	795円	14,876円
都城荘内	101円	13,414円
沖水	205円	16,323円
都城中郷	(略)	16,468円
土々呂	501円	21,627円
延岡市外	631円	22,121円
日南	287円	14,877円
宮崎小林	392円	16,405円
日向別館	282円	19,222円
西都	477円	23,442円
高城	259円	34,250円
宮崎住吉	651円	16,886円
柳瀬	338円	57,387円
宮崎本郷	597円	28,439円
志和池	104円	11,017円
大笠津	231円	27,001円
駄肥	224円	17,275円
西小林	236円	25,563円
串間	390円	22,022円
三財	290円	20,950円
えびの営機械	259円	23,604円
飯野駅前	206円	19,033円
清武	823円	31,759円
宮崎田野	272円	10,579円
佐土原	423円	24,748円
西佐土原	242円	14,960円

	日南北郷	450円	17,964円
	日南南郷	323円	11,976円
	三股	251円	24,187円
	都城高崎	291円	14,475円
	高原	266円	18,906円
	小林野尻	268円	13,934円
	紙屋	172円	20,071円
	宮崎高岡	232円	14,410円
	国富	302円	19,791円
	綾	215円	18,673円
	高鍋営業所1	414円	23,659円
	新富	585円	15,311円
	木城	522円	22,360円
	川南	168円	35,912円
	都農	(略)	15,896円
	門川	345円	20,269円
	大東	181円	16,969円
	都城山田	187円	21,336円
	高千穂別館	401円	25,017円
	都城高野	271円	28,996円
	美々津	266円	24,161円
	岩脇	236円	18,220円
	真幸	238円	29,725円
	山陰	259円	18,101円
	神門	377円	21,383円
	日向西郷	179円	22,301円
	宇納間	122円	17,967円
	曾木	241円	27,120円
	北川	388円	21,775円
	延岡北浦	561円	31,242円
	宮崎東	891円	40,732円
	青島	324円	26,656円
	都城山之口	253円	14,694円
	日之影	217円	17,421円
	五ヶ瀬	359円	8,400円
	宮崎内海	587円	26,564円
	諸塚	165円	28,949円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,208円	34,706円
	谷山	1,396円	32,612円
	伊敷	1,154円	10,869円
	原良	3,662円	26,872円
	広木	3,257円	25,398円
	坂之上	2,413円	20,648円
	鹿児島川内	759円	25,030円
	鹿屋	593円	27,737円
	枕崎	255円	9,345円
	名瀬	1,039円	21,132円
	出水	254円	11,347円
	指宿	452円	20,684円
	加世田	434円	17,729円
	国分	771円	28,127円
	種子島	295円	12,454円
	加治木	656円	19,521円
	帖佐	491円	39,125円
	丸尾	171円	22,961円
	志布志	167円	9,456円
	屋久島	133円	25,834円
	徳之島	352円	20,972円
	鹿児島吉野	392円	16,537円
	鹿児島春日	1,670円	28,139円
	鹿児島大口	431円	12,633円
	隼人	608円	54,016円
	河頭	139円	23,027円
	高須	159円	24,857円
	大給良	151円	19,893円
	鹿屋南	44円	13,524円
	串木野	384円	18,887円
	阿久根	352円	23,941円
	米之津	170円	25,970円
	宮ヶ浜	90円	12,630円
	鹿児島垂水	188円	27,935円
	指宿山川	(略)	9,927円
	開聞	97円	19,320円
	知覧	391円	21,717円
	知覧瀬世	46円	15,055円
	加世田川辺	245円	27,862円
	市来	389円	17,660円
	東市来	273円	28,226円
	伊集院	429円	17,564円
	松元	272円	26,789円
	伊集院郡山	331円	27,123円

	日南北郷	389円	36,813円
	日南南郷	303円	12,305円
	三股	242円	24,434円
	都城高崎	296円	15,693円
	高原	265円	18,932円
	小林野尻	241円	15,549円
	紙屋	173円	29,721円
	宮崎高岡	234円	15,331円
	国富	305円	19,896円
	綾	216円	45,124円
	高鍋営業所1	394円	23,680円
	新富	572円	16,171円
	木城	453円	23,767円
	川南	163円	35,184円
	都農	(略)	16,179円
	門川	329円	20,184円
	大東	184円	26,822円
	都城山田	183円	23,015円
	高千穂別館	389円	24,809円
	都城高野	277円	27,861円
	美々津	472円	24,595円
	岩脇	229円	16,948円
	真幸	240円	30,876円
	山陰	265円	18,508円
	神門	335円	20,280円
	日向西郷	169円	21,051円
	宇納間	107円	16,523円
	曾木	211円	20,809円
	北川	380円	23,665円
	延岡北浦	533円	31,012円
	宮崎東	695円	38,383円
	青島	289円	25,097円
	都城山之口	222円	14,702円
	日之影	267円	16,088円
	五ヶ瀬	351円	7,065円
	宮崎内海	592円	26,714円
	諸塚	164円	28,900円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,093円	25,558円
	谷山	1,293円	32,907円
	伊敷	1,123円	16,757円
	原良	3,610円	26,533円
	広木	3,287円	24,279円
	坂之上	2,372円	18,245円
	鹿児島川内	732円	29,306円
	鹿屋	600円	27,760円
	枕崎	216円	21,416円
	名瀬	1,042円	19,925円
	出水	221円	12,646円
	指宿	440円	23,314円
	加世田	391円	18,844円
	国分	672円	27,897円
	種子島	224円	10,670円
	加治木	625円	18,279円
	帖佐	471円	38,826円
	丸尾	162円	23,094円
	志布志	103円	8,958円
	屋久島	116円	24,655円
	徳之島	353円	20,895円
	鹿児島吉野	327円	16,230円
	鹿児島春日	1,628円	21,742円
	鹿児島大口	409円	26,717円
	隼人	584円	58,823円
	河頭	136円	23,420円
	高須	139円	25,491円
	大給良	140円	21,776円
	鹿屋南	38円	12,211円
	串木野	306円	18,666円
	阿久根	382円	23,790円
	米之津	137円	26,360円
	宮ヶ浜	87円	13,740円
	鹿児島垂水	175円	28,200円
	指宿山川	(略)	10,063円
	開聞	98円	20,795円
	知覧	303円	20,610円
	知覧瀬世	41円	15,959円
	加世田川辺	292円	28,055円
	市来	350円	17,766円
	東市来	296円	28,349円
	伊集院	431円	17,294円
	松元	271円	27,413円
	伊集院郡山	333円	24,649円

金峰	263円	15,009円
入来	118円	22,109円
宮之城	176円	20,305円
高尾野	155円	13,903円
菱刈	132円	9,094円
蒲生	144円	18,068円
十三塚原	119円	15,431円
加治木横川	161円	67,379円
粟野	467円	20,165円
吉松	133円	27,622円
霧島	75円	15,333円
岩川	226円	14,629円
財部	80円	15,391円
都城未吉	450円	18,530円
志布志有明	269円	15,676円
蓬原	156円	11,841円
志布志大崎	146円	11,441円
菱田	97円	30,913円
串良	154円	23,910円
鹿屋高山	274円	24,878円
吾平	181円	19,039円
大根占	336円	23,619円
根占	166円	27,107円
古江	282円	15,325円
川内東郷	362円	24,737円
牧ノ原	171円	22,104円
百引	177円	15,293円
志布志松山	42円	18,756円
大根占田代	175円	26,377円
川内西方	40円	15,915円
城上	148円	27,929円
高隈	317円	12,850円
阿久根脇本	187円	12,551円
阿久根大川	72円	9,662円
鹿屋新城	95円	25,350円
牛根	558円	29,398円
西桜島	366円	21,258円
喜入	207円	24,494円
瀬々串	162円	13,887円
瀬々串	312円	14,239円
石垣	66円	11,920円
笠沙	119円	14,115円
加世田大浦	332円	28,563円
樋脇	149円	15,039円
市比野	230円	20,766円
宮野城鶴田	352円	13,764円
薩摩	318円	13,724円
祁答院	225円	15,017円
出水野田	417円	12,560円
牧園	162円	16,600円
細山田	52円	21,716円
内の浦	473円	24,053円
佐多	276円	23,413円
喜界島	662円	31,319円
鹿児島吉田	442円	16,821円
伊集院吹上	128円	13,889円
出水鷹巣	530円	18,722円
指江	311円	31,421円
竜郷	20円	33,677円
笠利	784円	29,645円
天城	130円	40,020円
伊仙	489円	33,728円
与論島	71円	31,160円
川内羽島	368円	21,428円
山門野	275円	16,099円
瀬戸内	1,708円	19,148円
知名	349円	26,328円
木慈	101円	61,262円
勝能	111円	146,489円
管鈍	(略)	68,968円
与路島	180円	312,844円
請島	302円	211,248円
節子	520円	81,726円
生見	116円	11,745円
中種子	402円	21,910円
南種子	803円	19,008円
母間	80円	24,775円
沖之永良部	264円	27,520円

金峰	239円	14,638円
入来	106円	23,646円
宮之城	159円	32,211円
高尾野	109円	13,880円
菱刈	121円	8,212円
蒲生	143円	17,176円
十三塚原	94円	14,786円
加治木横川	122円	68,029円
粟野	356円	19,293円
吉松	104円	29,220円
霧島	71円	16,057円
岩川	213円	14,654円
財部	109円	16,959円
都城未吉	459円	19,413円
志布志有明	237円	15,509円
蓬原	146円	13,524円
志布志大崎	122円	12,676円
菱田	90円	32,061円
串良	134円	24,096円
鹿屋高山	271円	25,127円
吾平	141円	19,922円
大根占	357円	23,573円
根占	138円	27,361円
古江	241円	16,426円
川内東郷	479円	26,736円
牧ノ原	142円	20,781円
百引	167円	13,896円
志布志松山	38円	17,461円
大根占田代	157円	24,870円
川内西方	34円	14,636円
城上	142円	27,750円
高隈	300円	14,478円
阿久根脇本	181円	13,543円
阿久根大川	65円	10,464円
鹿屋新城	89円	24,880円
牛根	483円	29,354円
西桜島	367円	21,719円
喜入	286円	24,721円
瀬々串	145円	15,453円
瀬々串	72円	13,068円
石垣	65円	12,128円
笠沙	99円	13,297円
加世田大浦	312円	27,179円
樋脇	142円	16,085円
市比野	229円	21,826円
宮野城鶴田	356円	12,528円
薩摩	315円	12,343円
祁答院	211円	13,819円
出水野田	342円	14,277円
牧園	155円	16,741円
細山田	61円	20,278円
内の浦	350円	24,207円
佐多	281円	22,206円
喜界島	555円	29,846円
鹿児島吉田	444円	15,489円
伊集院吹上	98円	13,202円
出水鷹巣	495円	18,925円
指江	279円	31,431円
竜郷	18円	33,450円
笠利	772円	29,106円
天城	114円	40,064円
伊仙	497円	33,914円
与論島	68円	32,680円
川内羽島	330円	22,939円
山門野	259円	14,934円
瀬戸内	1,614円	18,760円
知名	313円	25,990円
木慈	103円	58,547円
勝能	109円	144,787円
管鈍	(略)	68,562円
与路島	184円	298,836円
請島	304円	207,805円
節子	511円	81,961円
生見	109円	11,781円
中種子	333円	20,695円
南種子	729円	17,933円
母間	76円	24,744円
沖之永良部	199円	27,580円

沖繩県			
	寄宮	1,949円	21,593円
	牧志	3,250円	28,349円
	小祿	1,543円	16,351円
	首里	5,363円	22,397円
	田場	362円	20,314円
	大謝名	1,113円	25,254円
	普天間	562円	19,211円
	沖繩宮古	513円	27,177円
	八重山	935円	28,481円
	浦添別	2,636円	35,381円
	名護別館	1,182円	22,455円
	照屋	808円	22,639円
	コザ	821円	42,716円
	胡屋	760円	29,005円
	コザ北谷	1,490円	34,687円
	豊見城	1,242円	24,021円
	与那原	1,407円	24,342円
	南風原	1,129円	47,071円
	久辺	107円	73,744円
	嘉手納	1,527円	27,144円
	沖繩石川別	539円	22,444円
	具志川	634円	31,064円
	仲尾次	203円	36,184円
	米須	415円	34,688円
	今帰仁	1,084円	25,528円
	本部	645円	17,500円
	コザ金武	652円	21,173円
	与那城	585円	17,089円
	読谷	1,019円	34,434円
	中城	802円	30,603円
	東風平	334円	27,279円
	与那原玉城	(略)	35,396円
	佐敷	350円	28,626円
	本部山川	128円	23,577円
	北中城	1,352円	34,917円
	南大東	71円	98,236円
	北大東	90円	116,055円
	久米島	800円	33,626円
	城辺	187円	20,187円
	沖繩上野	(略)	41,004円
	平安座	207円	42,334円
	座間味	46円	35,286円
	伊良部	326円	25,843円
	波照間	99円	38,362円
	与那国	484円	54,703円
	国頭別	447円	33,831円

沖繩県	坊	292円	22,629円
	寄宮	1,867円	21,364円
	牧志	3,241円	27,315円
	小祿	1,509円	16,094円
	首里	5,424円	22,332円
	田場	385円	20,182円
	大謝名	1,124円	27,643円
	普天間	417円	18,462円
	沖繩宮古	526円	28,190円
	八重山	978円	28,527円
	浦添別	2,645円	36,271円
	名護別館	1,189円	22,228円
	照屋	806円	21,928円
	コザ	672円	44,889円
	胡屋	763円	29,122円
	コザ北谷	1,491円	34,702円
	豊見城	1,202円	24,174円
	与那原	1,714円	24,335円
	南風原	1,156円	42,804円
	久辺	105円	73,361円
	嘉手納	1,536円	29,255円
	沖繩石川別	530円	22,109円
	具志川	672円	32,640円
	仲尾次	207円	36,092円
	米須	392円	34,338円
	今帰仁	1,092円	25,514円
	本部	644円	17,550円
	コザ金武	624円	27,929円
	与那城	615円	17,018円
	読谷	1,029円	34,709円
	中城	901円	30,518円
	東風平	426円	27,027円
	与那原玉城	(略)	35,537円
	佐敷	348円	24,265円
	本部山川	126円	23,383円
	北中城	1,371円	34,995円
	南大東	68円	91,247円
	北大東	95円	116,397円
	久米島	788円	34,597円
	城辺	194円	20,489円
	沖繩上野	(略)	41,119円
	平安座	204円	42,414円
	座間味	47円	34,822円
	伊良部	327円	25,585円
	波照間	91円	38,006円
	与那国	470円	54,911円
	国頭別	454円	33,861円



第2 とう道又は管路に係る負担額  
 2 とう道又は管路に係る料金額  
 2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		27,024 円
石川県		37,150 円
福井県		28,661 円
岐阜県		28,980 円
静岡県		42,633 円
愛知県		51,709 円
三重県		26,676 円
滋賀県		30,023 円
京都府		33,418 円
大阪府		55,731 円
兵庫県		51,755 円
奈良県		26,200 円
和歌山県		10,037 円
鳥取県		52,702 円
島根県		21,430 円
岡山県		59,566 円
広島県		51,885 円
山口県		33,528 円
徳島県		69,722 円
香川県		46,793 円
愛媛県		52,157 円
高知県		16,714 円
福岡県		55,438 円
佐賀県		17,691 円
長崎県		14,607 円
熊本県		32,787 円
大分県		46,931 円
宮崎県		26,223 円
鹿児島県		30,981 円
沖縄県		22,936 円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
 2 とう道又は管路に係る料金額  
 2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		33,827 円
石川県		34,431 円
福井県		24,278 円
岐阜県		26,854 円
静岡県		43,732 円
愛知県		48,554 円
三重県		28,608 円
滋賀県		34,309 円
京都府		36,923 円
大阪府		60,353 円
兵庫県		55,976 円
奈良県		31,555 円
和歌山県		10,670 円
鳥取県		61,705 円
島根県		24,193 円
岡山県		56,931 円
広島県		52,457 円
山口県		38,415 円
徳島県		53,849 円
香川県		39,452 円
愛媛県		42,123 円
高知県		15,214 円
福岡県		60,005 円
佐賀県		18,501 円
長崎県		14,885 円
熊本県		35,366 円
大分県		45,587 円
宮崎県		32,275 円
鹿児島県		44,497 円
沖縄県		30,573 円

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	167 円
石川県	148 円
福井県	171 円
岐阜県	189 円
静岡県	185 円
愛知県	208 円
三重県	192 円
滋賀県	156 円
京都府	246 円
大阪府	256 円
兵庫県	276 円
奈良県	191 円
和歌山県	194 円
鳥取県	132 円
島根県	149 円
岡山県	162 円
広島県	172 円
山口県	174 円
徳島県	192 円
香川県	184 円
愛媛県	178 円
高知県	130 円
福岡県	231 円
佐賀県	178 円
長崎県	134 円
熊本県	238 円
大分県	198 円
宮崎県	113 円
鹿児島県	124 円
沖縄県	127 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額781円とします。

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	157 円
石川県	154 円
福井県	156 円
岐阜県	173 円
静岡県	173 円
愛知県	195 円
三重県	175 円
滋賀県	184 円
京都府	260 円
大阪府	236 円
兵庫県	270 円
奈良県	219 円
和歌山県	216 円
鳥取県	170 円
島根県	182 円
岡山県	171 円
広島県	183 円
山口県	167 円
徳島県	172 円
香川県	169 円
愛媛県	167 円
高知県	122 円
福岡県	228 円
佐賀県	179 円
長崎県	145 円
熊本県	224 円
大分県	214 円
宮崎県	143 円
鹿児島県	174 円
沖縄県	173 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額847円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	367 円	
		(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	373 円	
		協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	367 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	68 円	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	342 円	
		(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	347 円	
		協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	341 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	64 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { ( 光信号引込等設備の取得固定資産価額(30,903円) - 光信号引込等設備の残存価額 )  
× 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × ( 1 +  
貸倒率 )

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合
	10,584 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合
	232 円

別表1～別表2 (略)

別表3 様式

様式第1～様式第15 (略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)

(略)

注1～2 (略)

3 IP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3 (IP通信網終端装置の  
設定項目及び確認事項) を記載した資料を添付すること。

4～5 (略)

別表4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	5,283 円	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { ( 光信号引込等設備の取得固定資産価額(29,725円) - 光信号引込等設備の残存価額 )  
× 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × ( 1 +  
貸倒率 )

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合
	10,481 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合
	231 円

別表1～別表2 (略)

別表3 様式

様式第1～様式第15 (略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)

(略)

注1～2 (略)

3 PPPoE方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3  
(IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項) を記載した資料を添付すること。IPoE方式に  
おいてIP通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。

4～5 (略)

別表4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,886 円	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,369 円	4,795 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	50 円	621 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,218 円	4,636 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	40 円	634 円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

( 2 ) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

区 分			料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの符号伝 送が可能なもの	4,630 円	—
		48kbit/sの符号伝送 が可能なもの		

( 2 ) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

区 分			料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの符号伝 送が可能なもの	4,499 円	—
		48kbit/sの符号伝送 が可能なもの		

附 則（平成23年 3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	148,224円	146,497円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,369円	4,795円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	160円	1,863円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	50円	621円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年 3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	122,514円	120,764円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,218円	4,636円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,902円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	40円	634円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			

		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			
--	--	-----------------------	--	--	--

(2)分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	146,001円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	4,630円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成 24 年 3 月 29 日西相制第 141 号）

1～2（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 22 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	12.36 円	
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	92 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円
		(イ)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	53 円	
	イ欄	1 件ごとに	200 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	761 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	406 円	

		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			
--	--	-----------------------	--	--	--

(2)分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	120,354円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	4,499円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成 24 年 3 月 29 日西相制第 141 号）

1～2（略）



附 則（平成 25 年 4 月 5 日西設相制第 92 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 23 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	15.09 円	_____
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	191 円	_____
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円	_____
		(イ) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	8,339 円	_____
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	50 円	_____
	イ欄	1 件ごとに	193 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	767 円	_____
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	400 円	

（テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の遡及適用）

3 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手数料）2（手数料の額）2 - 1（手続費）第 34 欄イ欄及びウ欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備考
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,136 円	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		1 区間ごとに	2,103 円	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,136 円	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

		1 区間ご とに	2,103 円	平成 24 年 4 月 1 日か ら平成 25 年 3 月 31 日 までの間に限り適用し ます。
--	--	-------------	---------	--

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第29節 形態17 (略)

第30節 形態18

第125条 網構成

第126条 インタフェース仕様

第127条 その他接続に必要な事項

第31節 形態19 (略)

技術的条件集別表

1~36 (略)

37 IP通信網特別中継局ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6機能部-1000BASE-LXネットワーク接続インタフェース)

38 (略)

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第29節 形態17 (略)

第30節 形態18 削除

第31節 形態19 (略)

技術的条件集別表

1~36 (略)

37 削除

38 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

(略)

用語	意味
(略)	(略)
(63) 第2種パケット交換サービス	特定中継事業者の契約約款に定める第2種パケット交換サービス
(略)	(略)
(68) テレゴング接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める呼数集計機能に接続する機能
(略)	(略)
(101) IP通信網特別中継局ルータ 接続インタフェース	協定事業者が特別中継局ルータと接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(7)-3 特別中継局ルータ	技術的条件集第2章第30節に規定するところによります。
(略)	(略)

(略)

第3条 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 (略)

(略)

用語	意味
(略)	(略)
(63) 削除	削除
(略)	(略)
(68) 削除	削除
(略)	(略)
(101) 削除	削除
(略)	(略)

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(7)-3 削除	削除
(略)	(略)

(略)

第3条 (略)

第8節 形態3 - 3

(網構成)

第31条 (略)

(接続方式)

第32条 (略)

2 (略)

3 第2種/パケット交換サービスへの接続方式は第32条第1項の規定を準用します。

(輻輳制御方式)

第33条 (略)

第8節 形態3 - 3

(網構成)

第31条 (略)

(接続方式)

第32条 (略)

2 (略)

3 削除

(輻輳制御方式)

第33条 (略)

第14節 形態4 - 6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 第2種パケット交換サービスへの接続方式は第32条(接続方式)第1項の規定を準  
用します。

6 (略)

第68条 (略)

第14節 形態4 - 6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 削除

6 (略)

第68条 (略)

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 (略)

2 テレロング接続機能及びテレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)~(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア~エ (略)

オ ネットワーク仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

信号の方向: 当社網 NSP (PRIS)

情報名	適用
発番号	—
着番号	—
順方向呼表示	—
発ユーザ種別	—
機能レベル表示	—
付加ユーザ種別	—
第2網機能種別	—
試験呼情報	—

信号の方向: NSP 当社網 (SDIF)

情報名	適用
制御対象	—
ARE情報	—
制御形式	—

信号の方向: NSP 当社網 (CNET)

情報名	適用
着番号	—
順方向呼表示	—
網機能種別	—
NSP設定情報	—
第2網機能種別	—

信号の方向: NSP 当社網 (RLSE)

情報名	適用
理由表示	—
ARE情報	—
局内トランク種別	—

信号の方向: 当社網 NSP (RPEV)

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 (略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)~(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア~エ (略)

オ ネットワーク仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

削除

情報名	適用
呼状態	—
理由表示	—
通信時間	—
通信開始時刻	—
通信終了時刻	—
信号局番号	—

信号の方向：NSP 当社網（SVEV）

情報名	適用
イベント報告表示	—

信号の方向：NSP 当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	—
課金情報	—

信号の方向：NSP 当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	—

信号の方向：当社網 NSP（RVIFの成功応答）

情報名	適用
受信情報	—

信号の方向：NSP 当社網（PLRS）

情報名	適用
発トランザクションID	—
着トランザクションID	—

信号の方向：当社網 NSP（RPRS）

情報名	適用
着トランザクションID	—
リソース状態	—

信号の方向：当社網 NSP（QRST）

情報名	適用
初期設定表示	—
シーケンス	—
着トランザクションID	—

信号の方向：NSP 当社網（RRST）

情報名	適用
シーケンス	—



信号の方向：NSP 当社網（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMP）

情報名	適用
サービスクラス	
アプリケーション転送	

信号の方向：当社網 NSP（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMPの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	

（凡例）：必ず設定されます：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、テレゴング接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT - O 2 及びPT - O 3、テレドーム接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT - O 2 のとおりとします。

（略）  
第 86 条（略）

信号の方向：NSP 当社網（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMP）

情報名	適用
サービスクラス	
アプリケーション転送	

信号の方向：当社網 NSP（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMPの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	

（凡例）：必ず設定されます：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、テレドーム接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT - O 2 のとおりとします。

（略）  
第 86 条（略）

第 30 節 形態 1 8

( 網構成 )

第 125 条 当社の特別中継局ルータにおける I P 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

( インタフェース仕様 )

第 126 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 37 のとおりとします。

( その他接続に必要な事項 )

第 127 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 ( その他接続に必要な事項 ) の規定を準用します。

第 30 節 形態 1 8 削除

第 125 条 削除

第 126 条 削除

第 127 条 削除

旧

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号  
1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

接続番号	(6/6)				
	インタフェース種別 収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	IP 通信網特別中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットイッチ接続インタフェース
	形態 15 (IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 18	形態 19
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	-	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			-		
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			出入		
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号			-		
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 PHS 系番号			-		
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 PHS 系番号			-		
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			-		
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			-		
分類 9 (050C ~ K) IP 電話番号			-		

凡例 - : 未規定  
(略)

2. サービス番号への接続条件  
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。  
(1) 1XY 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア~シ (略)

ス 第 2 種バケット交換サービスへの接続は、形態 3 - 3 及び形態 4 - 6 での接続番号が 163、164 及び 169 の当社出接続において提供する。

新

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号  
1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

接続番号	(6/6)				
	インタフェース種別 収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットイッチ接続インタフェース	
	形態 15 (IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 19	
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	-	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			-		
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			出入		
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号			-		
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 PHS 系番号			-		
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 PHS 系番号			-		
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			-		
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			-		
分類 9 (050C ~ K) IP 電話番号			-		

凡例 - : 未規定  
(略)

2. サービス番号への接続条件  
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。  
(1) 1XY 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
ア~シ (略)

ス 削除

セ～ソ（略）

（２）（略）

（３）０ＡＢ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア（略）

イ テレドーム及びテレゴング接続機能は、形態６－２での接続番号が０１８０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。

ウ～ク（略）

（略）

セ～ソ（略）

（２）（略）

（３）０ＡＢ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

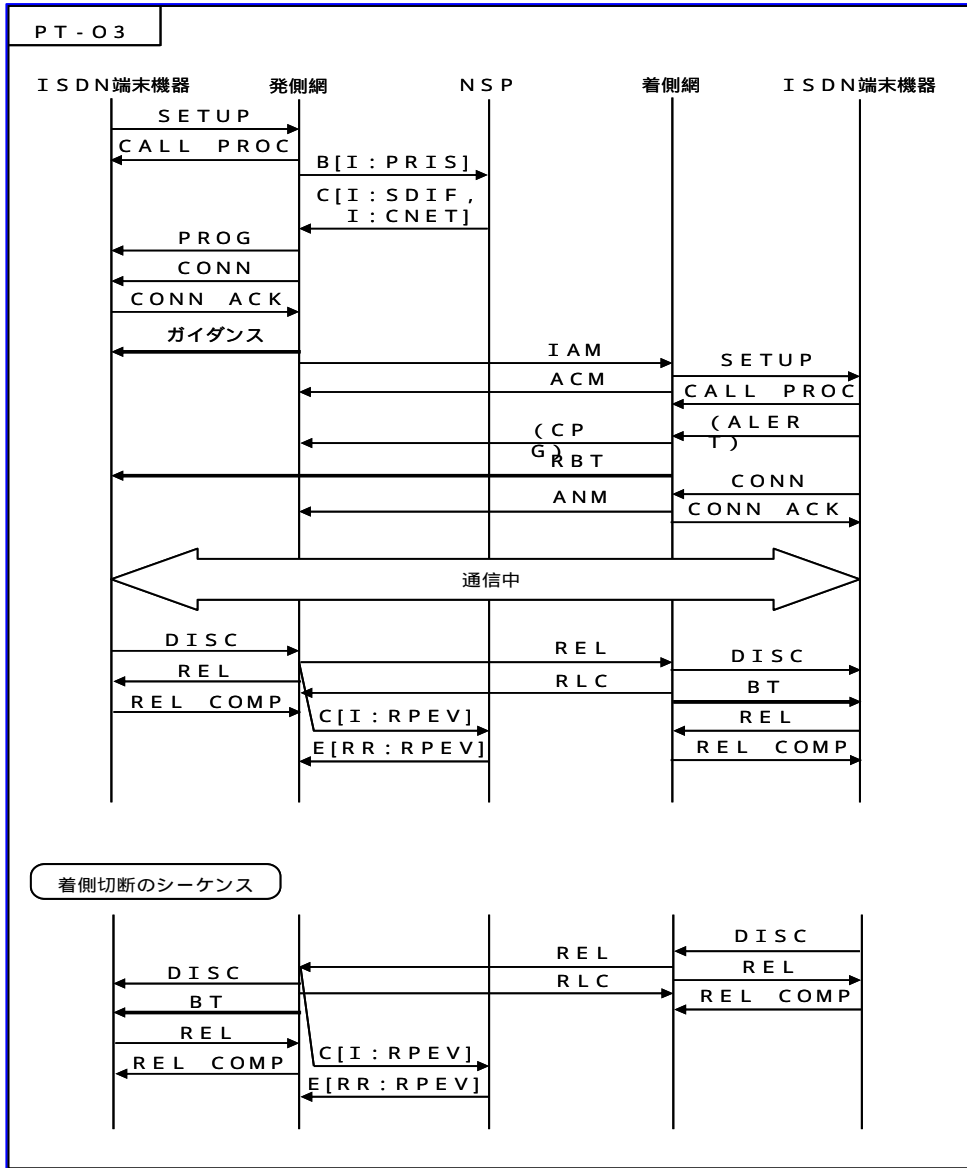
ア（略）

イ テレドーム接続機能は、形態６－２での接続番号が０１８０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。

ウ～ク（略）

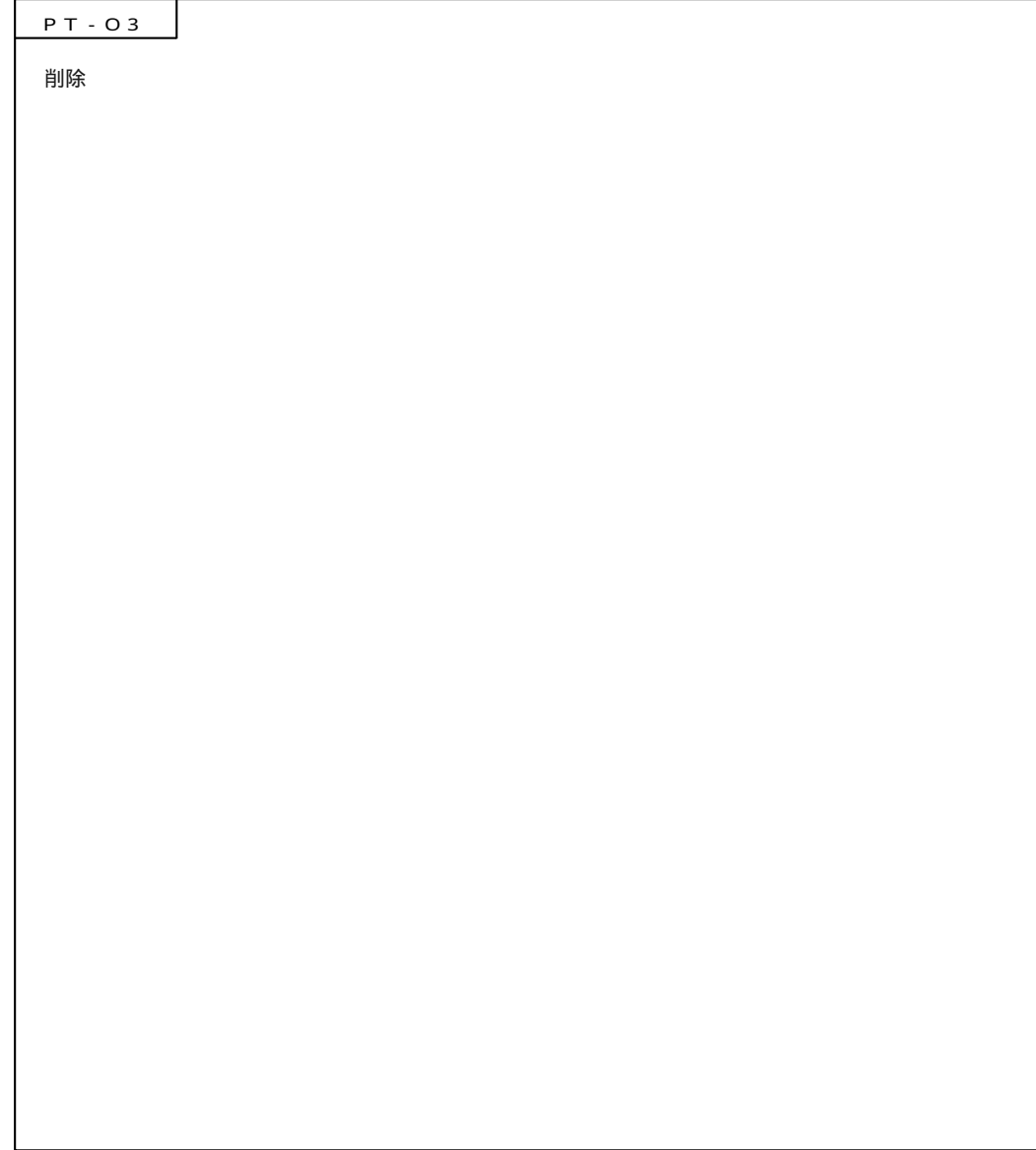
（略）

技術的条件集別表 5 接続シーケンス  
シーケンスパターン一覧 (略)



(略)

技術的条件集別表 5 接続シーケンス  
シーケンスパターン一覧 (略)



(略)

技術的条件集別表 12.1 SCCP仕様 網内信号部

(略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード

1~3.4.22 (略)

3.4.2.2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。

	ビット	
ITU-T 固有情報	8 7 6 5 4 3 2 1	0 0 0 0 0 0 0 0 SSN 不明/未使用
		(略)
TTC 固有情報		0 0 0 1 1 1 1 1 予備
		0 0 1 0 0 0 0 0 予備
網特有領域		(略)
		1 0 1 1 1 1 1 1 国内用 INAP
		1 1 0 0 0 0 0 0 予備
		(略)
		1 1 1 1 0 1 0 0 サービス情報管理
	1 1 1 1 0 1 0 1 <u>電話投票</u>	
	1 1 1 1 0 1 1 0 TCユーザ管理	
	(略)	

(略)

技術的条件集別表 12.1 SCCP仕様 網内信号部

(略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード

1~3.4.22 (略)

3.4.2.2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。

	ビット	
ITU-T 固有情報	8 7 6 5 4 3 2 1	0 0 0 0 0 0 0 0 SSN 不明/未使用
		(略)
TTC 固有情報		0 0 0 1 1 1 1 1 予備
		0 0 1 0 0 0 0 0 予備
網特有領域		(略)
		1 0 1 1 1 1 1 1 国内用 INAP
		1 1 0 0 0 0 0 0 予備
		(略)
		1 1 1 1 0 1 0 0 サービス情報管理
	1 1 1 1 0 1 0 1 予備	
	1 1 1 1 0 1 1 0 TCユーザ管理	
	(略)	

(略)

技術的条件集別表 15.1 相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)

(略)

1 ~ 2 (略)

3. 番号方式

3.1 発ユーザ・ダイヤル番号の基本構成

(1) ~ (8)

\_(9) 第2種バケット交換サービス接続呼のダイヤル番号

1 X Y + 接続番号

1 6 3 : 網 I D 利用 [一般接続呼ダイヤル番号]

1 6 4 : 網 I D 利用 [付加サービス接続呼ダイヤル番号]

1 6 9 : 端末 I D 利用 [一般接続呼、付加サービス接続呼ダイヤル番号]

接続番号 : センタ番号等

【技別 15 では 規定していない】

(略)

技術的条件集別表 15.1 相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)

(略)

1 ~ 2 (略)

3. 番号方式

3.1 発ユーザ・ダイヤル番号の基本構成

(1) ~ (8)

(9) 削除

(略)

技術的条件集別表 1 6 網特有 A S E 仕様

I . 網特有ASE 共通部

1 ~ 3 (略)

4 . パラメータ

4 . 1 (略)

4 . 2 パラメータのコーディング

4 . 2 . 1 ~ 4 . 2 . 4 7 (略)

4 . 2 . 4 8 サービスクラス

(略)

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 電話投票

00000011 : 大量情報提供

(略)

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

(略)

付録 1 - 2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1 ~ 2 (略)

3 . サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3 . 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

(略)

a) サービスクラス表示

ビット87654321

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 電話投票

00000011 : 大量情報提供

(略)

(略)

技術的条件集別表 1 6 網特有 A S E 仕様

I . 網特有ASE 共通部

1 ~ 3 (略)

4 . パラメータ

4 . 1 (略)

4 . 2 パラメータのコーディング

4 . 2 . 1 ~ 4 . 2 . 4 7 (略)

4 . 2 . 4 8 サービスクラス

(略)

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

(略)

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

(略)

付録 1 - 2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1 ~ 2 (略)

3 . サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3 . 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

(略)

a) サービスクラス表示

ビット87654321

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

(略)

(略)



技術的条件集別表 27.4

IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様

(IPv6 機能部 - 1000BASE-SX/LX及び10GBASE-LRインタフェース)

注：本別表については、NTT西日本のみの適用です。

[参照規格一覧]

(略)

JIS C6832 (石英系マルチモード光ファイバ素線 1995)

JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)

IEEE 802.1Q (IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

IEEE Std 802.3ae (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications-Amendment : Media Access Control(MAC) Parameters, Physical Layer and Management Parameters for 10Gb/s Operation)

IETF RFC2373 (IP Version 6 Addressing Architecture)

IETF RFC2460 (Internet Protocol,Version 6 (IPv6) Specification)

IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6))

IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification)

IETF RFC1771 (A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4) 1995.3)

IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)

IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)

1. 加入者側網終端装置を用いて接続する場合

(略)

2. 加入者側網終端装置を用いずに接続する場合

2.1 物理層(レイヤ1)仕様

IEEE Std 802.3 Clause36 及び Clause 38 準拠

マルチモード光ファイバ(2芯)接続時(1000BASE-SX/LX インタフェース接続時)

IEEE Std 802.3 Clause38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

シングルモード光ファイバ(2芯)接続時(1000BASE-LX インタフェース接続時)

IEEE Std 802.3 Clause38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

シングルモード光ファイバ(2芯)接続時(10GBASE-LR インタフェース接続時)

IEEE Std 802.3ae Clause49,51,52 準拠

技術的条件集別表 27.4

IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様

(IPv6 機能部 - 1000BASE-SX)

注：本別表については、NTT西日本のみの適用です。

[参照規格一覧]

(略)

JIS C6832 (石英系マルチモード光ファイバ素線 1995)

IEEE 802.1Q (IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

1. 加入者側網終端装置を用いて接続する場合

(略)

2. 加入者側網終端装置を用いずに接続する場合 ~~削除~~

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

2.2 データリンク層（レイヤ2）仕様

2.2.1 1000BASE-SX/LX 仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

2.2.2 10GBASE-LR 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause4 準拠

2.2.3 フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3

2.3 ネットワーク層（レイヤ3）仕様

2.3.1 IPv6

ただし、利用する IPv6 アドレスについては、当社が指定するアドレスブロックの範囲内とする。

2.3.1.1 IPv6 アドレッシング

IETF RFC2373 準拠

2.3.1.2 IPv6 ヘッダフォーマット

IETF RFC2460 準拠

2.3.2 ICMPv6

IETF RFC2463 準拠

2.3.2.1 アドレス解決方法

IETF RFC2461 準拠

2.3.3 ルーティング方式

スタティックルーティングまたは、2.4.1に規定するダイナミックルーティング

2.4 上位層（レイヤ4以上）仕様

2.4.1 ダイナミックルーティングプロトコル

BGP-4+ IETF RFC1771 準拠、IETF RFC2545 準拠、IETF RFC2858 準拠

なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

技術的条件集別表 3 7

IP 通信網特別中継局ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6 機能部-1000BASE-LX ネットワーク接続インタフェース)

[参照規格一覧]

JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)  
JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)  
IETF RFC1771 (A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4) 1995.3)  
IETF RFC2460 (Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)  
IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)  
IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)  
IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)  
IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)  
IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

1. 物理層(レイヤ1)仕様

1000BASE-LX インタフェース接続  
IEEE Std 802.3 Clause36 及び 38 準拠  
コネクタ仕様 JIS C5973 準拠  
光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

2. データリンク層(レイヤ2)仕様

2.1 1000BASE-LX インタフェース仕様  
IEEE Std 802.3 Clause4 準拠  
2.2 論理的条件フレーム構成  
IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

3. ネットワーク層(レイヤ3)仕様

3.1 IPv6  
IETF RFC2460 準拠、RFC2461 準拠  
3.2 ICMPv6  
IETF RFC2463 準拠  
3.3 ルーティング方式  
スタティックルーティングまたは 4.1 に規定するダイナミックルーティング

4. 上位層(レイヤ4以上)仕様

4.1 ダイナミックルーティングプロトコル  
BGP-4+ IETF RFC1771 準拠、IETF RFC2545 準拠、IETF RFC2858 準拠  
なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

5. その他

当社と直接協定事業者間で通信されるパケットにおいて、そのパケットに含まれる IP アドレス (Source

技術的条件集別表 3 7 削除

address、Destination address) は、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定した IP アドレスのみとする。

当社と直接協定事業者間の相互接続点における、ダイナミックルーティングプロトコルでの経路交換情報は、当社と直接協定事業者が管理するアドレス情報のみとし、その他のアドレス情報の広告は許容しないこととする。